

愛荘町第9期高齢者保健福祉計画 および介護保険事業計画

令和6（2024）年4月

愛 荘 町

はじめに

〰️人生 100 年時代、を迎え、健康寿命の延伸は誰もが願うことであり、高齢者が安心して住み慣れた地域で元気に過ごしていただくための取組は、町の重要な施策です。

このたび、高齢期の個々の人生を豊かなものにデザインする町の姿勢を示すものとして、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画とする「愛荘町第 9 期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」を策定いたしました。基本理念は、「安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち 愛荘町」です。



今期計画では新たに、防災や感染症対策に関する危機管理や町が推進している「誰も取り残されない。みんなが主役の社会へ。」をテーマとした『地域共生社会』の概念を盛り込むなど、時代に即した課題や現状を分析し、庁内各課が一丸となって高齢者に対する福祉のまちづくりを推進する内容としています。

また、前回の計画から引き続き介護予防に積極的に取り組み、介護給付とのバランスをとりながら、介護保険事業の適切な運用に努め、予防・介護・医療・生活支援・住まいと生活環境・生きがいや社会参加が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っていきます。

結びにあたりまして、計画の策定にご審議いただきました愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定委員会の委員のみなさまをはじめ、アンケート等にご協力いただきました町民のみなさまに心からお礼申し上げます。

令和 6 年 4 月

愛荘町長 有村 国知

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨（背景・目的）	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画の期間	4
4 第9期介護保険事業計画策定のポイント	4
5 計画の策定体制	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本方針	8
3 重点目標	10
4 施策の方向性	11
第3章 愛荘町の高齢者を取り巻く現状と課題	13
1 高齢者、認定者、介護給付などの状況	13
2 アンケート調査からみた高齢者の状況と課題	22
3 第8期計画の検証結果	37
4 令和22（2040）年の愛荘町のすがた	39
5 愛荘町の高齢者を取り巻く課題	41
第4章 施策の体系	48
第5章 施策の展開	50
施策1 介護予防・健康づくりの取組の強化	50
施策2 総合的な認知症施策の推進	54
施策3 在宅介護を支える体制の強化	58
施策4 医療・看護・介護の連携強化	60
施策5 地域における生活支援・見守り体制の充実	62
施策6 高齢者の生きがいと活躍の場づくりの推進	68
施策7 包括的・重層的な支援体制の構築	70
第6章 介護保険サービス等の量の見込みと介護保険料	74
1 人口および要介護認定者数の推計	74
2 介護保険サービスにかかる基盤整備	76
3 サービス利用者数の見込み	77
4 介護サービス量の見込み	78

5	介護予防・日常生活支援総合事業の見込み	81
6	要介護者等へのリハビリテーションにかかる目標設定	82
7	介護保険事業費と保険料額の見込み	83
8	持続可能な介護保険事業の運営	93
第7章 計画の推進		97
1	計画の推進体制	97
2	計画の進行管理	97
資料編		98
1	愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱	98
2	愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿	100
3	計画の策定経過	101
4	用語解説	103

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨（背景・目的）

国では、令和4（2022）年10月1日現在の高齢化率は29.0%と、高齢化率の上昇は依然として続いています。（総務省統計局「人口推計」）今後、団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22（2040）年には高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護ニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されています。

高齢化の進行で最も懸念されることは、高齢者の増加に伴って支援や介護を必要とする高齢者も増加することで、特に75歳以上の後期高齢者は、前期高齢者に比べて身体機能や認知機能の低下が著しく、支援を必要とする方が多くなります。

また、令和7（2025）年以降は、担い手である生産年齢人口（15～64歳人口）の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれ、福祉・介護人材の確保が大きな課題となります。

国は、このような状況を想定し、平成17（2005）年の介護保険法の改正により、住まい・医療・介護・予防・生活支援を地域で一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考えを盛り込みました。以降、3年ごとの改正のたび、その時々状況に応じた取組を取り入れながら今日まで推進を図っており、直近では、令和7（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの推進や、その先の令和22（2040）年を見越した介護サービス基盤の整備を進めていくことが求められています。

また、令和元（2019）年6月には、認知症の人ができる限り地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、国において「認知症施策推進大綱」がまとめられ、令和5（2023）年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

本町では、これまでも介護保険法の改正や国の基本指針等に沿った高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を3年ごとに策定し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした日々を過ごすことができるよう、さまざまな事業やサービスを提供してきました。

令和2（2020）年度に策定した「愛荘町第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）の計画期間が終了を迎えることから、第8期計画の取組について検証を行い、住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく暮らせる環境を実現するために「愛荘町第9期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画においては、住民の複合化・複雑化した困り事に対応する重層的支援体制の整備を図るとともに、中年層からのフレイル予防の取組、民生委員・児童委員などの関係団体等との協働・連携による見守り体制の強化など、人と人とのつながりに重点を置いた、支え合いのある「地域共生社会」の実現に向けた取組をより一層進めます。

2 計画の位置づけと役割

(1) 法的根拠

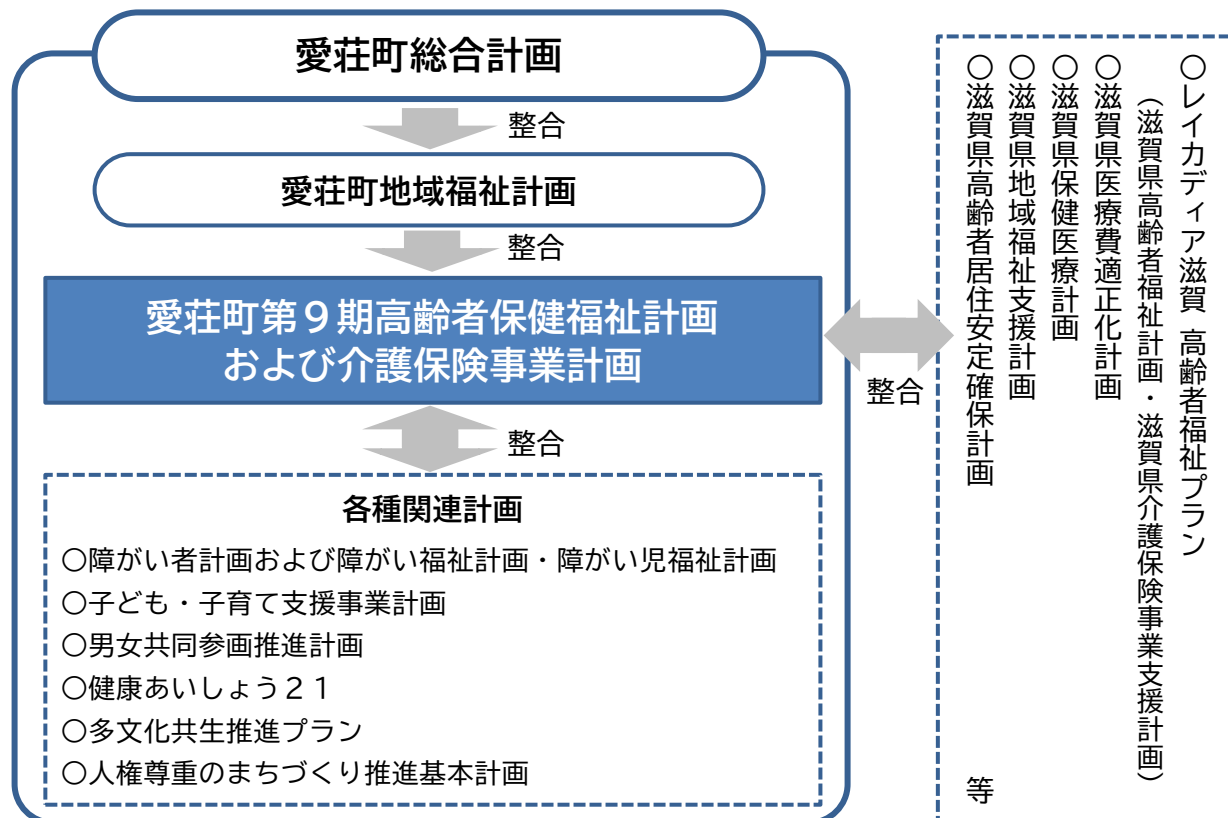
高齢者福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、策定するものです。本町では、両計画を一体のものとして策定することで、介護保険および福祉サービスを総合的に展開します。

(2) 愛荘町総合計画との整合

本計画は、本町における最上位計画である「第2次愛荘町総合計画」に掲げられた将来像「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」の実現に向けて、高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

(3) 愛荘町地域福祉計画等の関連計画との整合

上位計画として町の地域福祉を推進するための「地域福祉計画」をはじめ、高齢者を含む障がいのある人の自立支援については「愛荘町障がい者計画および障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、介護予防や高齢期に向けた中年層からの健康づくり、生活習慣病予防対策などについては「健康あいしょう21」など各分野の関連計画との整合・連携を図っています。



(4) 成年後見制度利用促進計画の包含

高齢化の進行により、認知症高齢者の増加や障がいのある子の親の高齢化など、権利擁護に関わる支援を必要とする人を支える仕組みづくりの必要性が高まっています。

国では、平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村においても、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。令和4（2022）年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」が閣議決定され、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくことが示されました。

本町においても成年後見制度について施策を推進していくため、本計画の一部を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に定める「愛荘町成年後見制度利用促進計画」として位置づけ、一体的に策定します。

(5) S D G s（持続可能な開発目標）の推進

S D G s は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

本町においては、各部署が実施する取組にS D G s を位置付けることで、住民や事業者など多様な関係者への浸透を図り、それぞれが連携・協力しながら持続可能なまちづくりを行っていくことによって、S D G s の達成に貢献することを目指すこととしています。

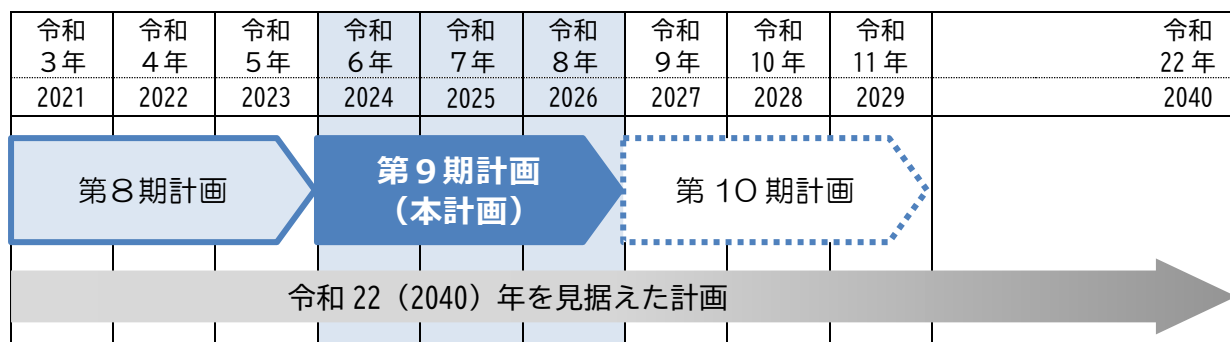
本計画では、高齢者福祉と特に関連が大きい「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」の4つを念頭に、住民・地域・行政がともに協力して施策を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、高齢者数が最も多くなる令和22（2040）年を見据えて段階的に取組を進めるための計画として策定しました。



4 第9期介護保険事業計画策定のポイント

第9期計画期間の中間年度に、これまで「地域包括ケアシステムの構築」が目途としていた団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えることになり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

第9期の基本指針に向けては、「基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方および第9期計画において記載を充実する事項（案）」が議論されています。

① 現状・課題

- ◆ 第9期計画期間中にあたる令和7（2025）年は、団塊の世代が全員後期高齢者となる年で、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。
- ◆ 高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、要支援・要介護認定者や介護給付費が増加する一方で、生産年齢人口は急減すると見込まれます。
- ◆ 高齢化の進行状況は都市部と地方で大きく異なることから、地域の実情や人口推計に応じて注力すべき高齢者施策を検討し、計画的に推進することが必要になります。

② 改正のポイント

I 介護サービス基盤の計画的な整備

地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ◆ 地域における人口動態や介護ニーズを中長期的に見込み、既存施設・事業所の活用等を含めて検討するなど、計画的に必要な介護サービス基盤の確保が重要です。

- ◆ 医療と介護を必要とする高齢者の増加に対応するため、医療・介護の連携強化が重要です。
- ◆ 中長期的なサービス需要の見込みを介護サービス提供事業者等と共有し、サービス基盤整備の在り方を議論することが重要です。

在宅サービスの充実

- ◆ 居宅要介護者の在宅サービスを支えるため、24 時間対応サービスの普及や複合的な在宅サービスの整備を進めることが重要です。
- ◆ 訪問リハビリテーションや介護老人保健施設による在宅療養支援を充実することが重要です。（指定権限は都道府県）

Ⅱ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

地域共生社会の実現

- ◆ 住民等による地域での介護予防等の取組を促進するための総合事業の充実を推進する必要があります。
- ◆ 地域包括支援センターの負担の軽減・質の向上を図るとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援（重層的支援体制整備事業）の役割を担うことを期待します。
- ◆ 認知症の正しい知識を啓発し、社会の認知症への理解を深めることが重要です。

デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備

保険者機能の強化

- ◆ 給付適正化事業に注力し、内容の充実等を推進する必要があります。

Ⅲ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- ◆ 介護人材を確保するための取組（処遇改善、人材育成、職場環境改善、外国人材の採用等）を総合的に実施することが重要です。
- ◆ 都道府県主導で、生産性向上を目的とした支援や施策の総合的な実施を推進する必要があります。
- ◆ 介護サービス提供事業者の財務状況等の見える化を推進することが重要です。

出典：「第107回 社会保障審議会 介護保険部会」資料（令和5年7月10日）

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の介護サービスや生活支援のニーズを把握する目的で、65歳以上の方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、40～64歳の方を対象とした「中年期調査」を実施しました。

また、要介護認定を受けておられる方を対象に、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けたサービスの在り方を検討することを目的として、「在宅介護実態調査」を実施しました。

合わせて、介護サービスを提供する側からの視点で高齢者を取り巻く課題を把握するため、「ケアマネジャー調査」および「介護保険サービス提供事業者調査」を実施しました。

(2) 関係団体ヒアリングの実施

地域において高齢者を支える側からの視点で高齢者を取り巻く課題を把握するため、町内の高齢者福祉関係団体を対象として「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

(3) 策定委員会の開催

介護保険被保険者、保健・医療・福祉関係者、行政関係者、学識経験者等により構成された策定委員会において、現状・課題分析をはじめ、計画の方向性、目標達成に向けた施策の在り方等に関する検討を行いました。

(4) 庁内関係課での検討

高齢者施策に関連する関係各課との連携を図り、第8期計画の現状・課題分析を踏まえて検討を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

計画案についてパブリックコメントを実施し、広く住民の意見を聴取して、その反映に努めました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢者福祉のめざすところは、高齢者自身の健康づくりや生きがいづくりをはじめ、住民同士でのつながりづくりや関係機関同士の連携、行政による介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実などを通して、地域で暮らす方々が住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすことができるようサポートすることにあります。

本町では、「安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち愛荘町」を基本理念とし、高齢者が生きがいを持って日々を健康に過ごし、最期まで住み続けたいと思えるまちの実現に向けて施策を展開してきました。

本計画においても、引き続き「安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち愛荘町」を基本理念とし、「安心＝見守りサービスによって安心できる」、「生きがい＝生涯を通じて生きがいを持ち、社会参加できる」、「幸せ＝幸せな高齢期のため、高齢者自身も含めて支え合える」まちを目指して計画を推進します。

基本理念

A I S H O
安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち
愛 荘 町

A：安 心 ⇒ 見守りやサービスの提供により、安心して暮らせるまちをめざします。

I：生きがい ⇒ 生涯を通じ、生きがいを持ち、社会参加できるまちをめざします。

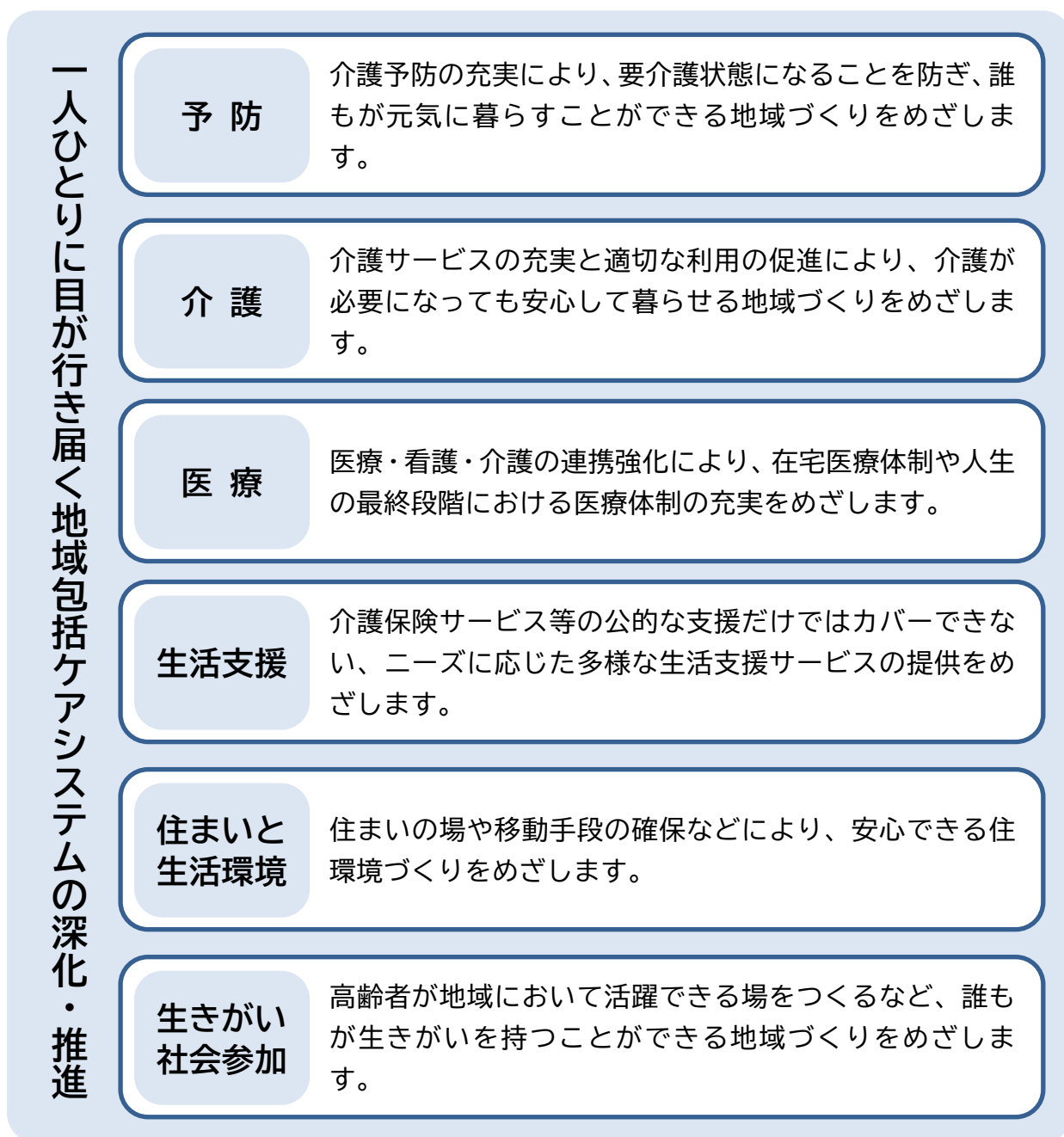
S：幸 せ ⇒ 幸せな高齢期のため、高齢者自身も含めて支え合えるまちをめざします。

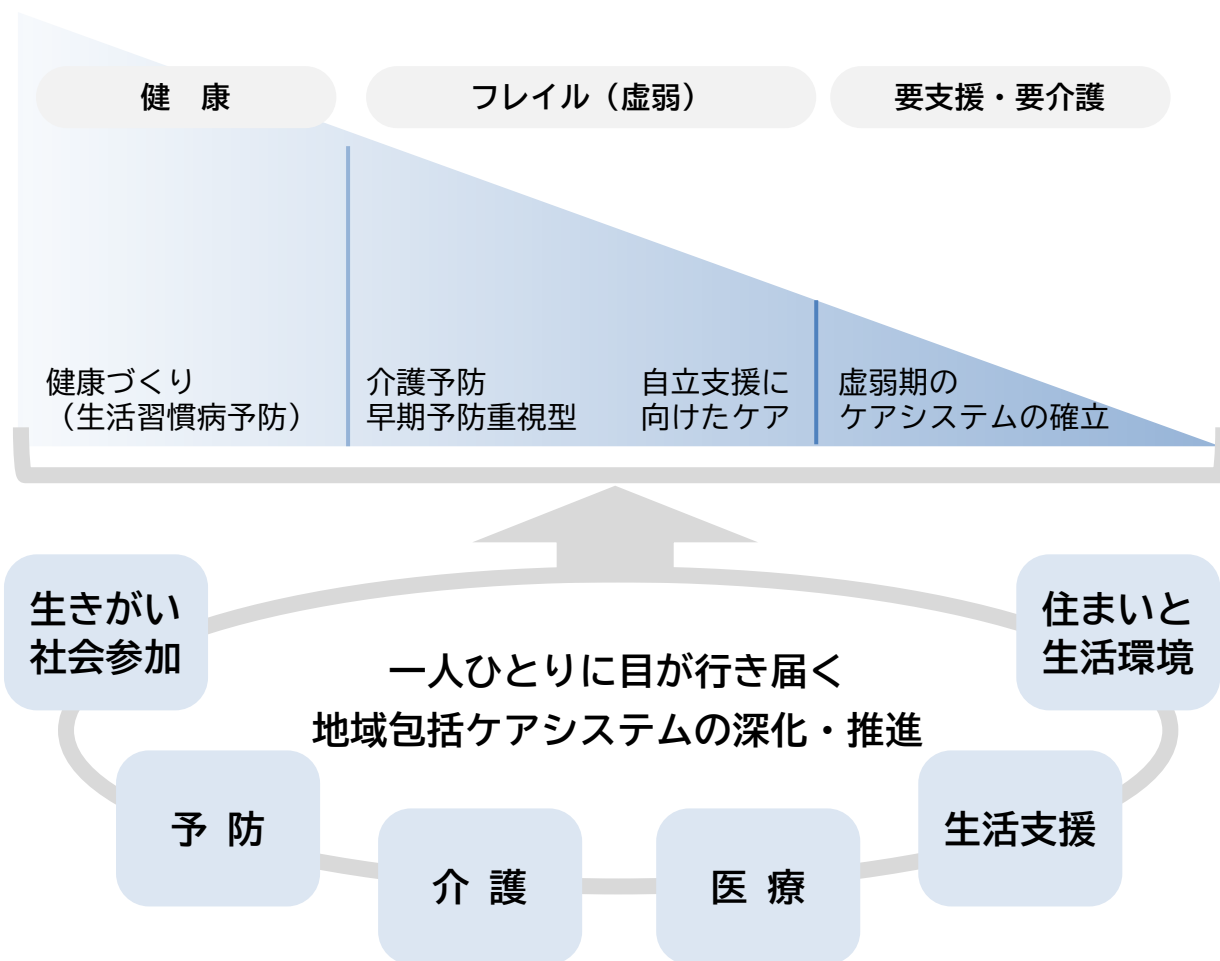
HO：ホッとするまち

2 基本方針

(1) 地域包括ケアに向けた方針

計画の基本理念である「安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち愛荘町」の実現に向けて、本町ならではの『地域共生社会』を目指し、引き続き「一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本方針とし、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まいと生活環境」「生きがい・社会参加」の6つの視点により、2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。





(2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して市町村が定める圏域であり、基本的には、30分以内でサービスが提供できる範囲を日常生活圏域として設定することとされています。

本町においては、専門職同士の連携や情報共有の促進、相談場所の充実など、機能の集約による圏域内での体制強化の目的と交通機関等の利用により、町内中心部より町全域に30分以内で駆けつけられるといった地理的理由から、町全域を1つの日常生活圏域として設定しています。

3 重点目標

本計画は、基本理念および基本方針のもと、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるための取組を総合的に進めるものです。第8期計画においては、①中年層からの切れ目ない介護予防活動の普及、②認知症施策と医療・介護連携の総合的推進、③地域での交流・支え合い活動の促進の3つを重点目標に掲げ、重点的に取り組んできました。

これらにより、介護予防活動の普及が進んでいますが、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中においては、国から示されている“介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する”という視点からも中年期からのより一層の取組が必要です。

また、国においては「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が示され、認知症に対する取組は今まで以上に強力に進める必要があります。

こうしたことを受けて、本計画では、次の4点を重点目標として掲げます。

~~~~~を変更点とする

| 第8期計画の重点目標と残された課題                                                                                                                                                                                                        | 第9期計画                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <b>重点目標①</b><br>中年層からの切れ目ない介護予防活動の普及<br><input type="checkbox"/> 健康維持・増進の重要性に対する認知は進んでいるものの、実践ができていない状況がみられる。高齢期を迎える前からの取組が一層重要となる。                                                                                      | <b>重点目標①</b><br>中年層からの切れ目ない介護予防・健康づくり活動の実践                   |
| <b>重点目標②</b><br>認知症施策と医療・介護連携の総合的推進<br><input type="checkbox"/> 認知症の言葉の周知は進んでいるものの症状の正しい理解やその対応などの周知は進んでおらず、不安を感じている人が多い。<br><input type="checkbox"/> 最期まで在宅での生活を望んでいる人が多いものの、それを支える支援体制について住民とケアマネジャー等の専門職との認識の乖離がみられる。 | <b>重点目標②</b><br><u>総合的な認知症施策の推進</u><br>（予防、理解促進、家族介護者支援など）   |
|                                                                                                                                                                                                                          | <b>重点目標③</b><br>住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための体制整備<br>（医療・看護・介護の連携強化） |
| <b>重点目標③</b><br>地域での交流・支え合い活動の促進<br><input type="checkbox"/> 地域のつながりの重要性を感じている人が多い一方で、地域活動への活動には個人差・地域差がみられる。                                                                                                            | <b>重点目標④</b><br>地域での交流・支え合い活動の促進                             |



## 4 施策の方向性

重点目標の達成に向けて、以下の7つの施策について具体的な取組および目標値を設定し、計画を着実に進めていきます。

### 施策1 介護予防・健康づくりの取組の強化

住み慣れた地域での生活を続けられるよう、高齢者が個々に健康増進や介護予防などに主体的に取り組めるような支援を一層充実し、高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、すこやかな生活が維持できるような取組を進めます。

### 施策2 総合的な認知症施策の推進

認知症の早期発見・早期対応のための住民の理解や、「認知症バリアフリー」に取り組み、認知症の人とその家族の視点を重視し、地域全体で見守り、支える地域づくりを推進します。

### 施策3 在宅介護を支える体制の強化

利用者の望む支援を適切に提供できるよう、介護保険サービスの充実に取り組んでいくとともに、高齢者の介護を行っている家族介護者に対する支援にも取り組み、当事者だけでなくその家族にとっても安心して暮らすことのできる環境の構築を進めていきます。

### 施策4 医療・看護・介護の連携強化

医療・看護・介護などの関係機関の連携を強化し、地域の高齢者を包括的・継続的にケアしていくネットワークの確立と強化を通じて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる包括的な支援体制の構築をめざします。

### 施策5 地域における生活支援・見守り体制の充実

要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、総合事業をはじめとした地域支援事業の充実を図っていきます。

## **施策６ 高齢者の生きがいと活躍の場づくりの推進**

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくため、高齢者自身が地域社会を支える新たな担い手として社会的な役割を持つことによって生きがいを感じることができるよう、高齢者の活躍の場・機会の提供や地域とのつながりづくりの推進を図り、社会参加を促していきます。

## **施策７ 包括的・重層的な支援体制の構築**

地域全体で高齢者を総合的にサポートできる体制を構築するため、地域包括支援センターを中心とした体制の強化を図っていきます。また、地域における課題の把握や関係機関・担当者同士の連携促進にも努めていきます。

### 第3章 愛荘町の高齢者を取り巻く現状と課題

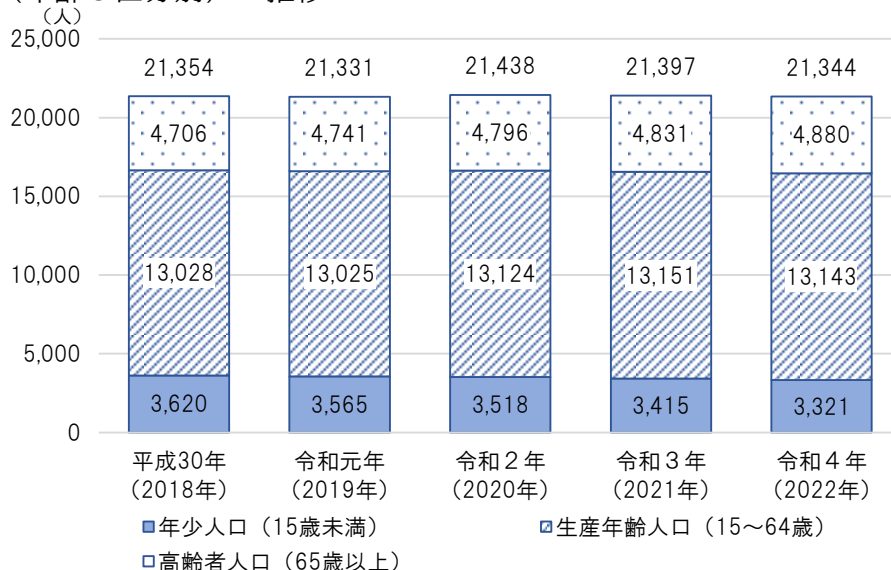
#### 1 高齢者、認定者、介護給付などの状況

##### (1) 人口構造等

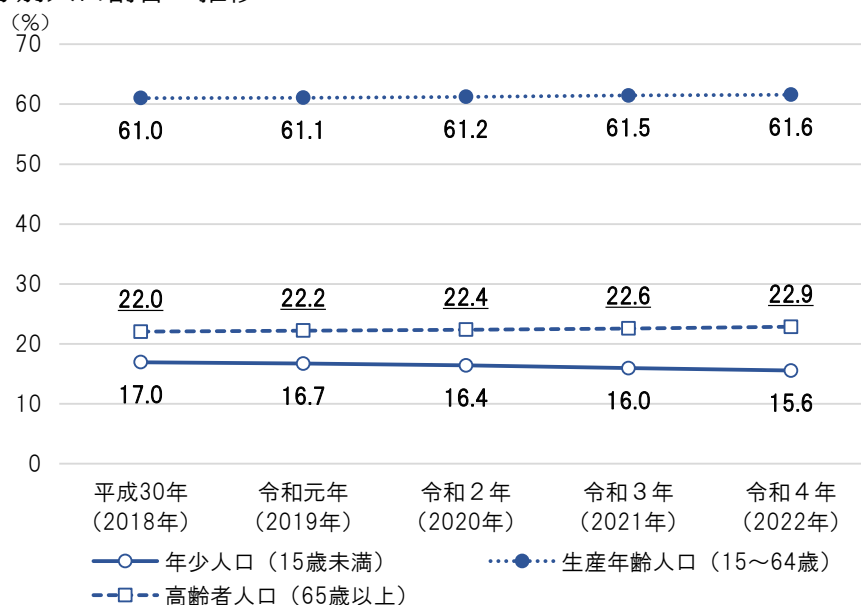
本町の総人口をみると、平成30（2018）年以降、横ばい傾向で推移しており、令和4（2022）年には21,344人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）は横ばい傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合の高齢化率をみると、平成30（2018）年以降、上昇傾向で推移しており、令和4（2022）年には22.9%となっています。

■総人口（年齢3区分別）の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

■総人口（年齢3区分別）の推移

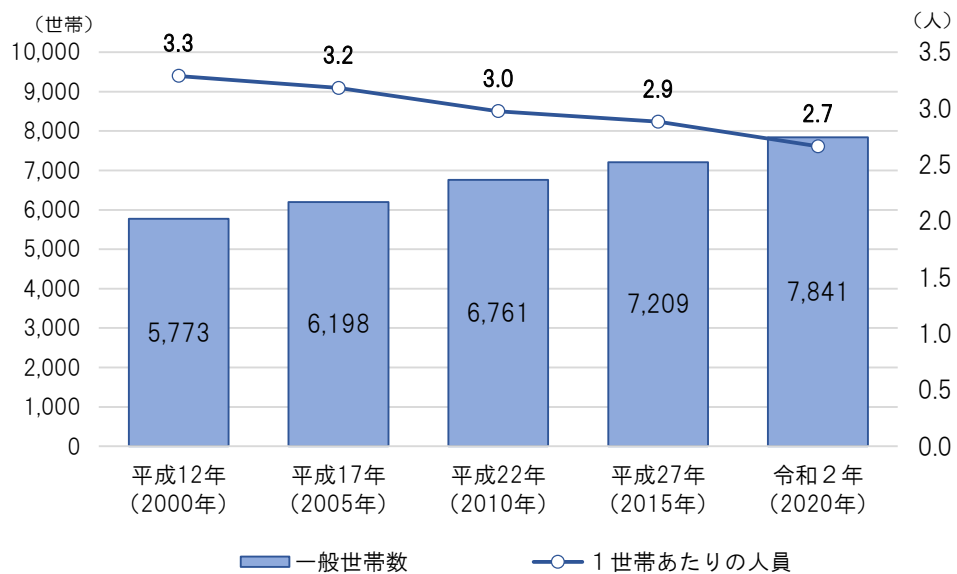
|                    |        | 平成30年<br>(2018年) | 令和元年<br>(2019年) | 令和2年<br>(2020年) | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) |
|--------------------|--------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 年少人口<br>(15歳未満)    | 人数 (人) | 3,620            | 3,565           | 3,518           | 3,415           | 3,321           |
|                    | 構成比(%) | 17.0             | 16.7            | 16.4            | 16.0            | 15.6            |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 人数 (人) | 13,028           | 13,025          | 13,124          | 13,151          | 13,143          |
|                    | 構成比(%) | 61.0             | 61.1            | 61.2            | 61.5            | 61.6            |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)   | 人数 (人) | 4,706            | 4,741           | 4,796           | 4,831           | 4,880           |
|                    | 構成比(%) | 22.0             | 22.2            | 22.4            | 22.6            | 22.9            |
| うち、<br>75歳以上       | 人数 (人) | 2,349            | 2,382           | 2,387           | 2,397           | 2,489           |
|                    | 構成比(%) | 11.0             | 11.2            | 11.1            | 11.2            | 11.7            |
| 全年齢計               |        | 21,354           | 21,331          | 21,438          | 21,397          | 21,344          |

資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

## (2) 世帯の状況

本町の世帯数をみると、平成12（2000）年以降、増加傾向で推移している一方で、1世帯あたりの人員は減少しており、令和2（2020）年には7,841世帯で1世帯あたりの人員は2.7人となっています。

### ■世帯数の推移

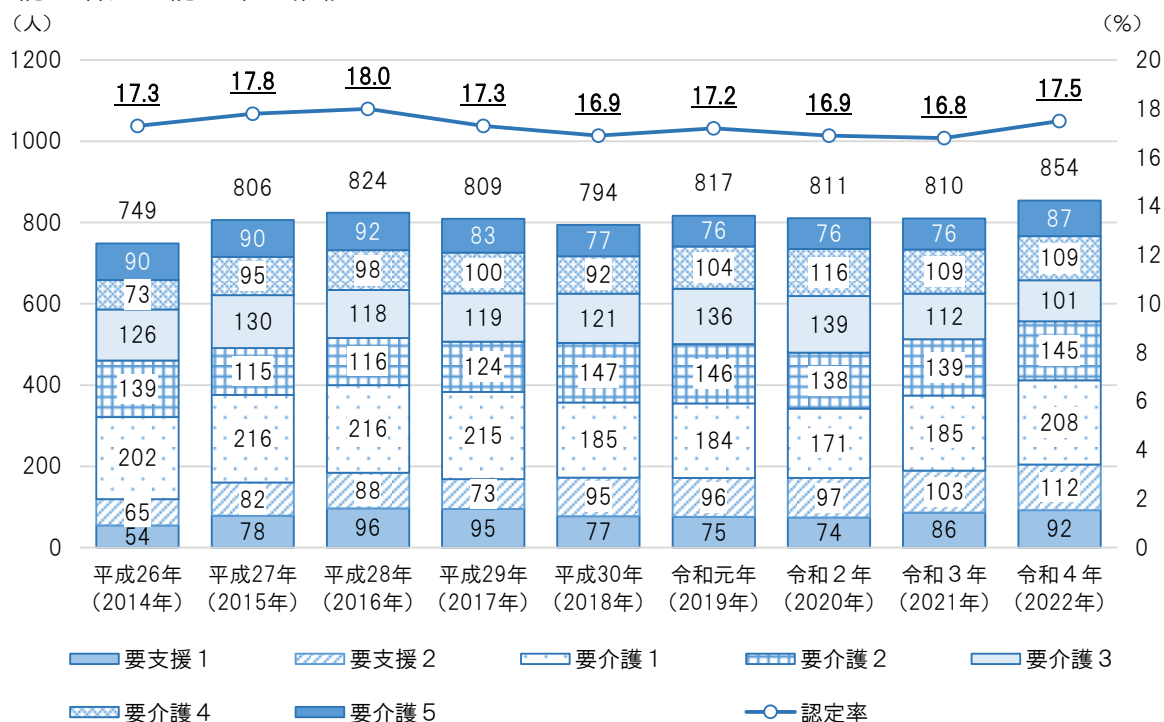


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 要介護（要支援）認定者等の状況

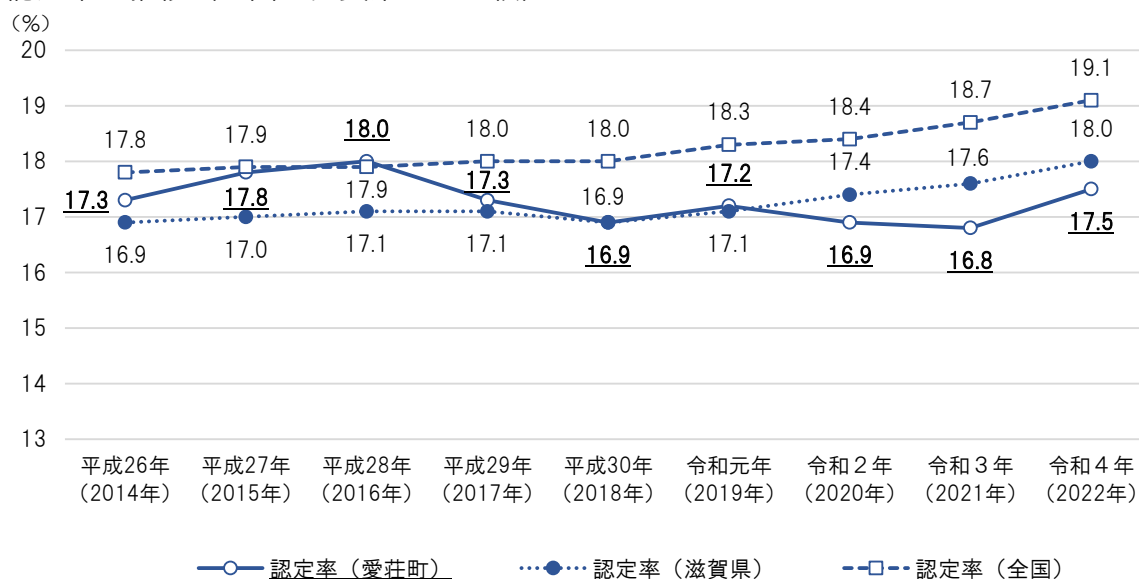
認定者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年9月末時点で854人となっています。認定率は、17%前後で推移しており、滋賀県や全国と比較すると低い値で推移しています。特に、平成28（2016）年からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、認定率の上昇の抑制につながっています。

■ 認定者数・認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末時点）

■ 認定率の推移（全国・滋賀県との比較）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末時点）

# ■認定者数・認定率の推移

【単位】認定者数：人、認定率：％

|        | 平成26年<br>(2014年) | 平成27年<br>(2015年) | 平成28年<br>(2016年) | 平成29年<br>(2017年) | 平成30年<br>(2018年) | 令和元年<br>(2019年) | 令和2年<br>(2020年) | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要支援1   | 54               | 78               | 96               | 95               | 77               | 75              | 74              | 86              | 92              |
| 要支援2   | 65               | 82               | 88               | 73               | 95               | 96              | 97              | 103             | 112             |
| 要介護1   | 202              | 216              | 216              | 215              | 185              | 184             | 171             | 185             | 208             |
| 要介護2   | 139              | 115              | 116              | 124              | 147              | 146             | 138             | 139             | 145             |
| 要介護3   | 126              | 130              | 118              | 119              | 121              | 136             | 139             | 112             | 101             |
| 要介護4   | 73               | 95               | 98               | 100              | 92               | 104             | 116             | 109             | 109             |
| 要介護5   | 90               | 90               | 92               | 83               | 77               | 76              | 76              | 76              | 87              |
| 要支援    | 119              | 160              | 184              | 168              | 172              | 171             | 171             | 189             | 204             |
| 要介護    | 630              | 646              | 640              | 641              | 622              | 646             | 640             | 621             | 650             |
| 認定者数   | 749              | 806              | 824              | 809              | 794              | 817             | 811             | 810             | 854             |
| 認定率(町) | 17.3             | 17.8             | 18.0             | 17.3             | 16.9             | 17.2            | 16.9            | 16.8            | 17.5            |
| 認定率(県) | 16.9             | 17.0             | 17.1             | 17.1             | 16.9             | 17.1            | 17.4            | 17.6            | 18.0            |
| 認定率(国) | 17.8             | 17.9             | 17.9             | 18.0             | 18.0             | 18.3            | 18.4            | 18.7            | 19.1            |

※認定率は、第2号を含む認定者数／第1号被保険者数

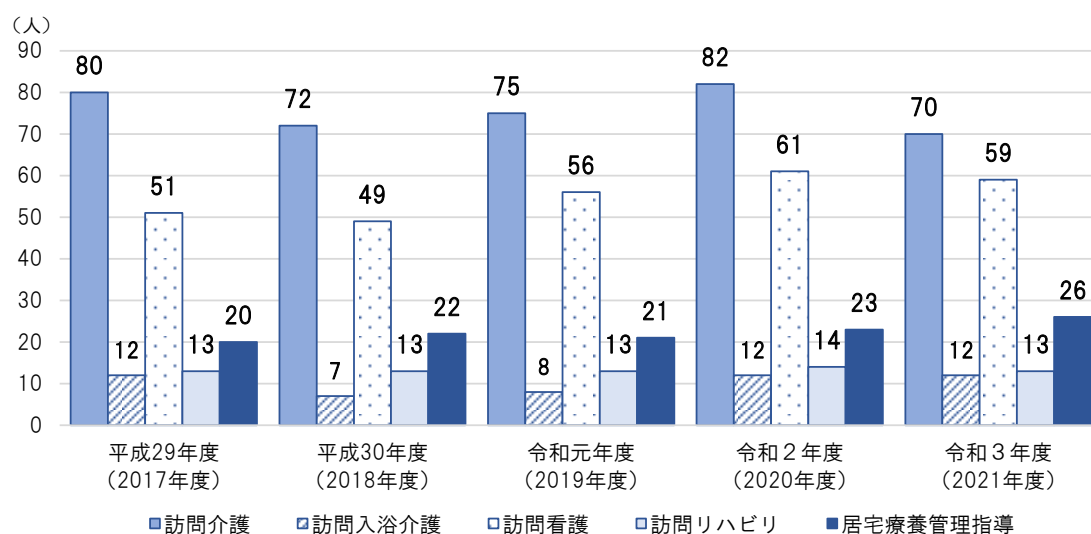
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末時点）

## (4) サービスごとの利用推移

### ①訪問系サービス

サービスごとの受給者数（月平均受給者数で、要支援者向けの予防サービスを含む。以下同じ）について、訪問系サービスをみると、訪問介護や訪問リハビリでは増減があるものの横ばい傾向となっているのに対し、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導はやや増加傾向となっています。

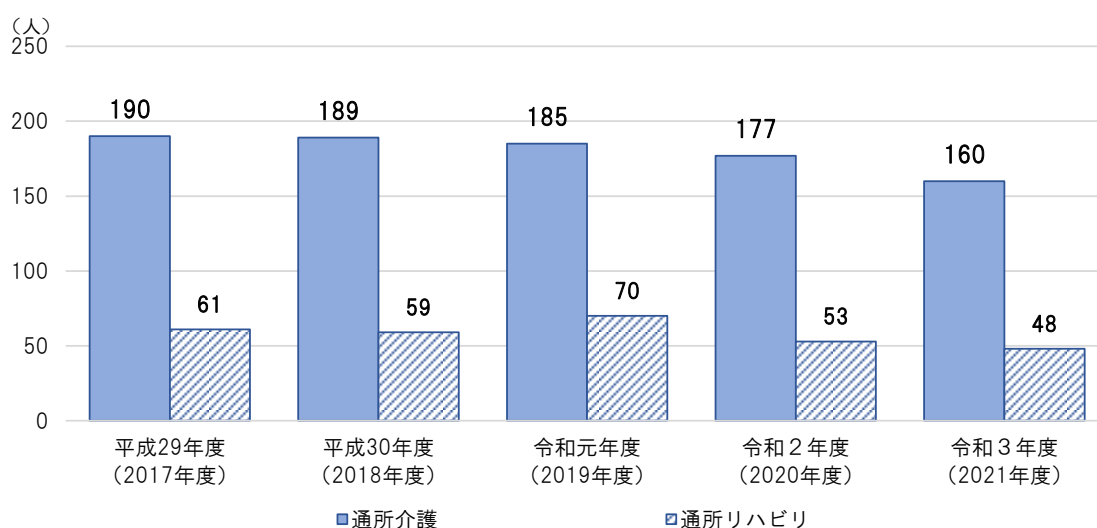
■訪問系サービスの受給者数の推移（月平均）



### ②通所系サービス

通所系サービスをみると、通所介護は年々減少傾向となっており、通所リハビリでは令和元（2019）年までは増加傾向となっていたのに対し、近年では減少傾向となっています。

■通所系サービスの受給者数の推移（月平均）

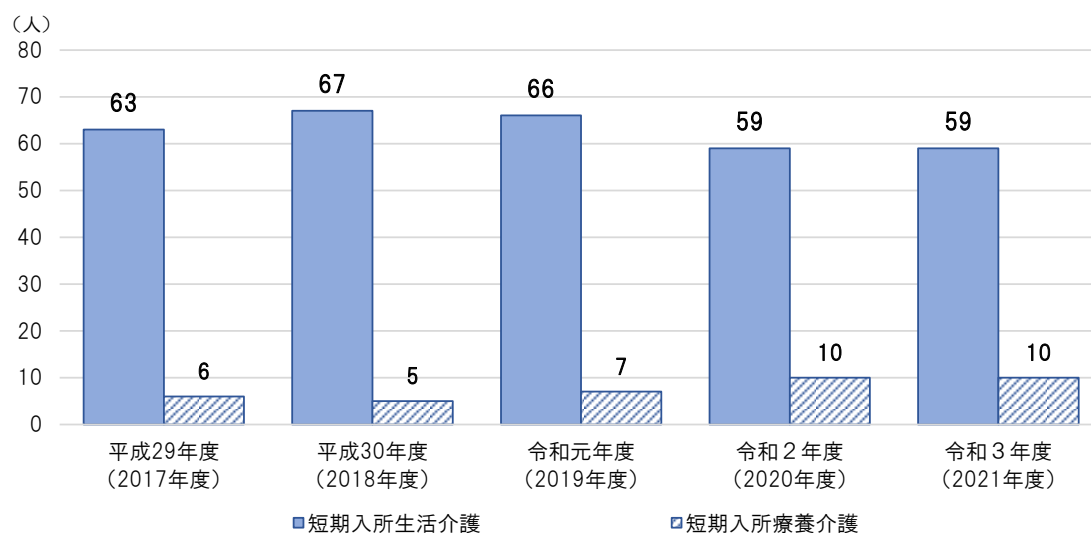




### ③短期入所サービス

短期入所サービスをみると、短期入所生活介護は令和元（2019）年度以降、減少傾向となっているのに対し、短期入所療養介護では平成30（2018）年度以降、増加傾向となっています。

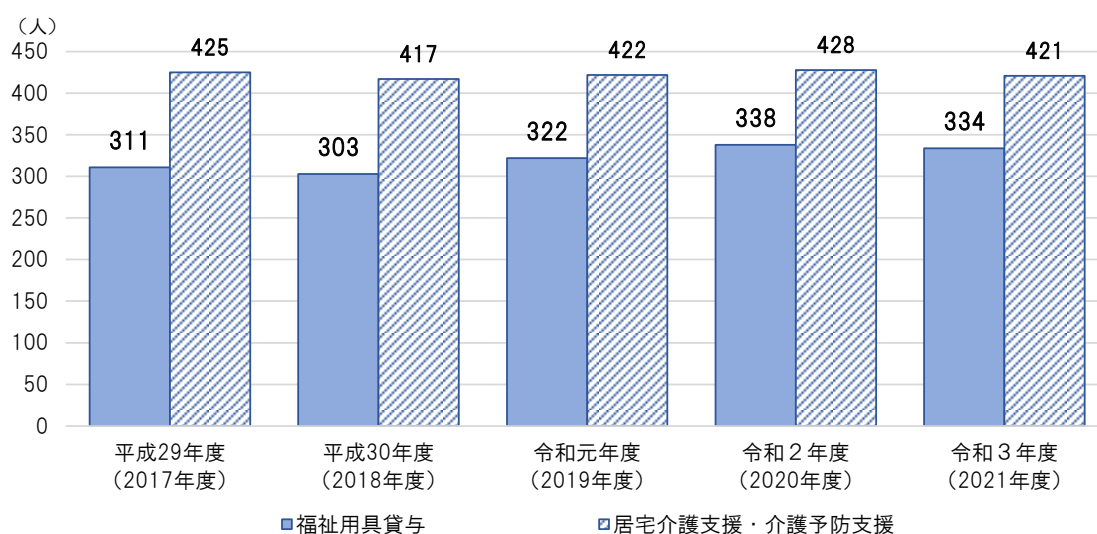
#### ■短期入所サービスの受給者数の推移（月平均）



### ④その他の在宅サービス（地域密着型を除く）

その他の在宅サービスをみると、福祉用具貸与は増加傾向となっており、居宅介護支援・介護予防支援では多少の増減があるものの横ばい傾向となっています。

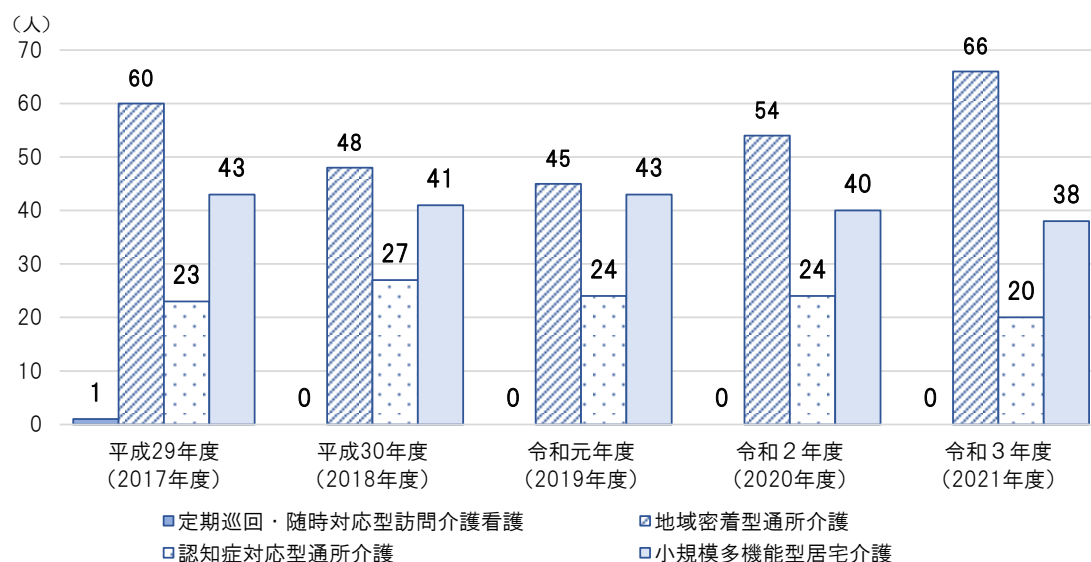
#### ■その他の在宅サービスの受給者数の推移（月平均）



## ⑤地域密着型の在宅サービス

地域密着型の在宅サービスをみると、近年では地域密着型通所介護が増加傾向となっているのに対し、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護では減少傾向となっています。

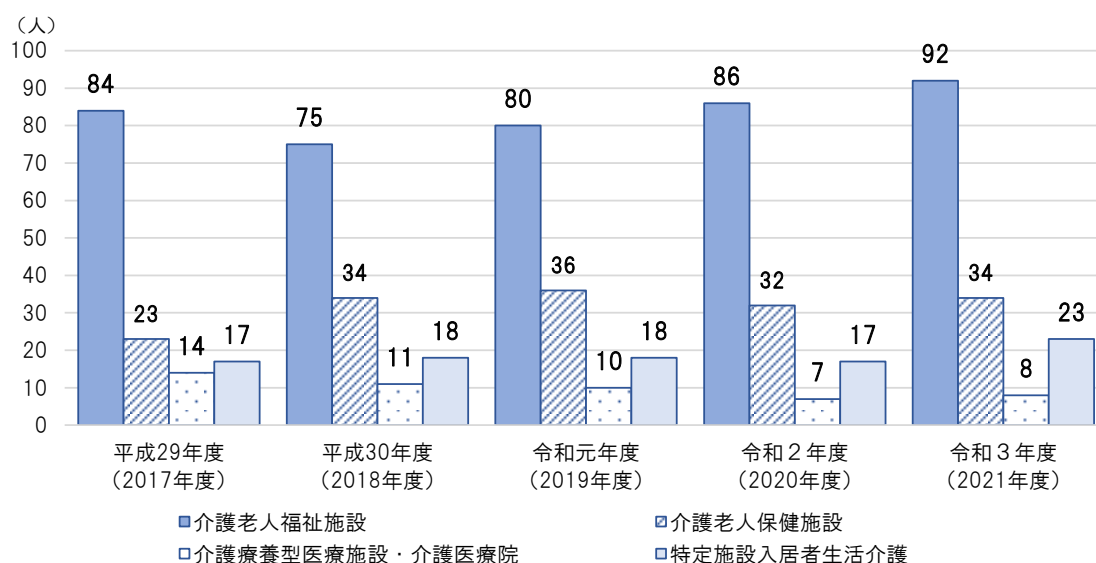
■地域密着型の在宅サービスの受給者数の推移（月平均）



## ⑥施設・居住系サービス（地域密着型を除く）

施設・居住系サービスをみると、近年では介護老人福祉施設や特定施設入居者生活介護が増加傾向となっているのに対し、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院では減少傾向となっています。

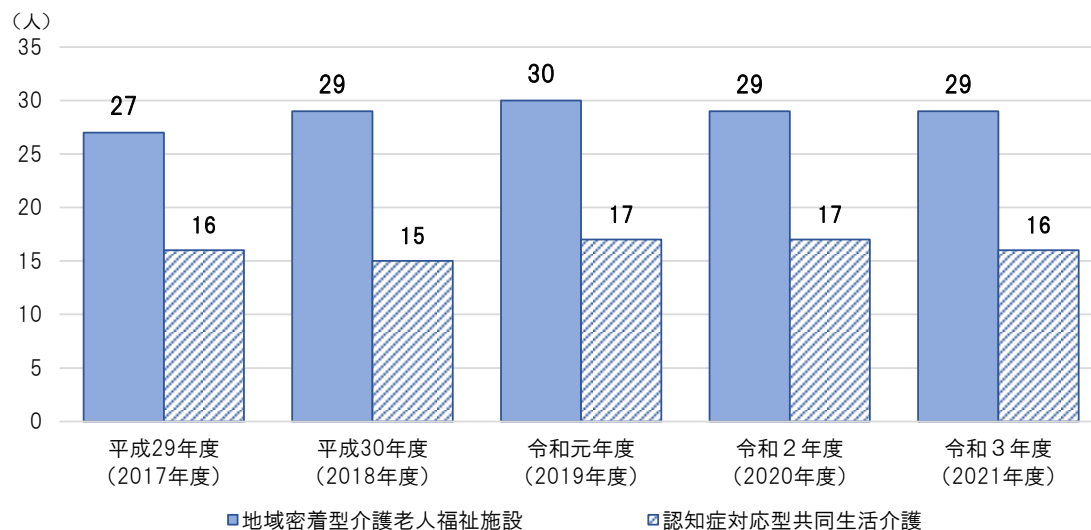
■施設・居住系サービスの受給者数の推移（月平均）



## ⑦地域密着型の施設・居住系サービス

地域密着型の施設・居住系サービスをみると、近年では地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護ともに横ばい傾向となっています。

### ■地域密着型の施設・居住系サービスの受給者数の推移（月平均）



## 2 アンケート調査からみた高齢者の状況と課題

第9期計画（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）を策定するにあたり、高齢者等の生活状況や健康状態、地域の課題やニーズ等を的確に把握し、町における介護や福祉などの事業の充実に向けた基礎資料とすることを目的にアンケート調査および関係団体等ヒアリング調査を実施しました。

### （1）調査概要

#### 《郵送調査》

| 調査種別                  | 配布数(人) | 回収数(人) | 回収率   |
|-----------------------|--------|--------|-------|
| ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査    | 1,000  | 725    | 72.5% |
| ② 中年期調査               | 1,000  | 371    | 37.1% |
| ③ 介護サービス利用者（在宅介護実態）調査 | 500    | 265    | 53.0% |
| ④ ケアマネジャー調査           | 72     | 45     | 62.5% |
| ⑤ 事業所調査               | 28     | 20     | 71.5% |
| 居宅介護支援事業所             | 6      | 3      | 50.0% |
| 在宅サービス事業所             | 17     | 13     | 76.5% |
| 施設系・居住系サービス事業所        | 5      | 4      | 80.0% |

○調査方法：郵送配布－郵送回収

○調査期間：令和4（2022）年11月24日（木）～ 令和4（2022）年12月12日（月）

#### 《ヒアリング調査》

○調査対象：町内の高齢者福祉関係団体等 8団体

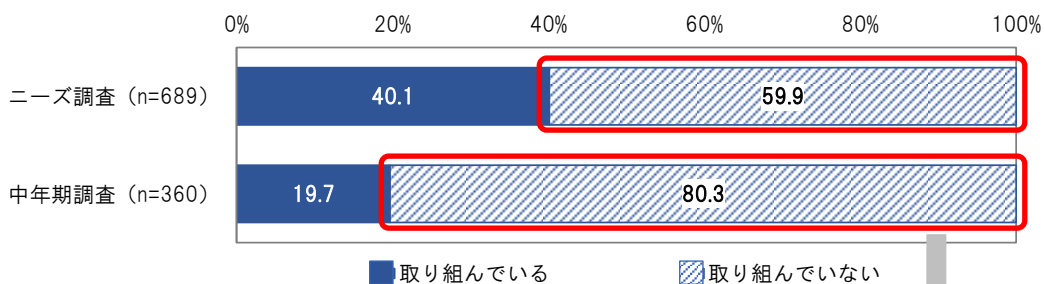
○調査期間：令和5（2023）年3月10日（金）～ 令和5（2023）年3月14日（火）

## (2) 健康づくり・介護予防の取組について

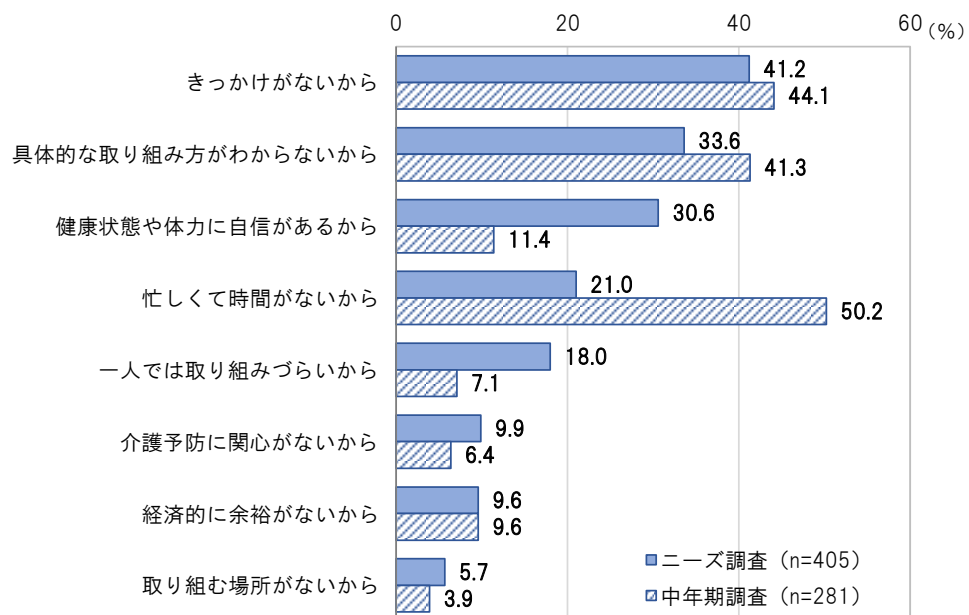
介護予防への取組については、「取り組んでいない」がニーズ調査で約6割、中年期調査では約8割となっています。また、取り組んでいない人の理由では、ニーズ調査では「きっかけがないから」、「具体的な取り組み方がわからないから」、中年期調査では「忙しくて時間がないから」が高くなっています。

ニーズ調査の介護予防のための教室等への参加では、「現在は参加していないが、今後参加したい」が4割近くを占め、参加意向は高いことが分かります。

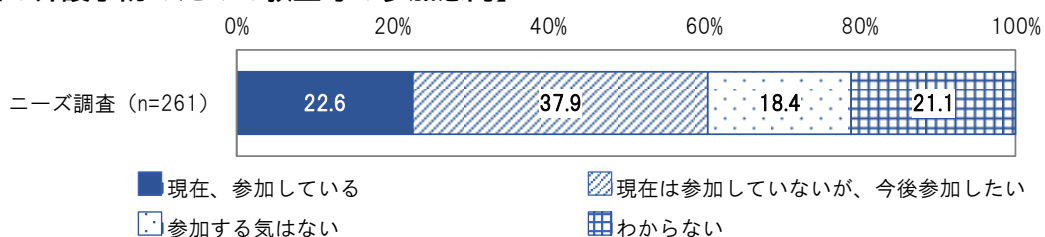
### 【現在の取組状況】



### 【取り組んでいない理由】



### 【今後の介護予防のための教室等の参加意向】



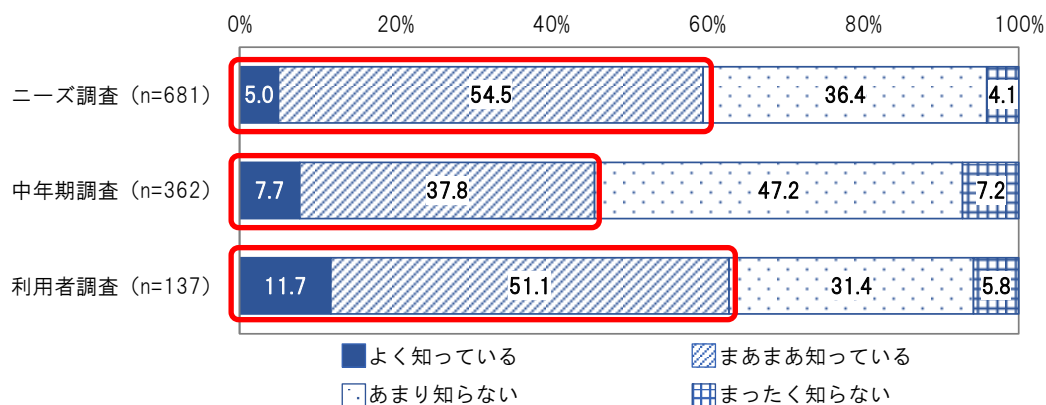
介護予防への関心は高いものの、実際に取り組んでいる人が少なく、特に中年層では仕事等により取り組めていない人が多くなっています。介護予防や気軽に取り組める健康づくりの方法について、情報発信を進めていく必要があります。

### (3) 認知症施策の充実について

#### ① 認知症の認知度 成果指標項目【施策2】

認知症の認知度では、「よく知っている」と「まあまあ知っている」を合わせた『知っている』の割合が、ニーズ調査では約6割、中年期調査では半数未満、利用者調査では6割以上となっています。

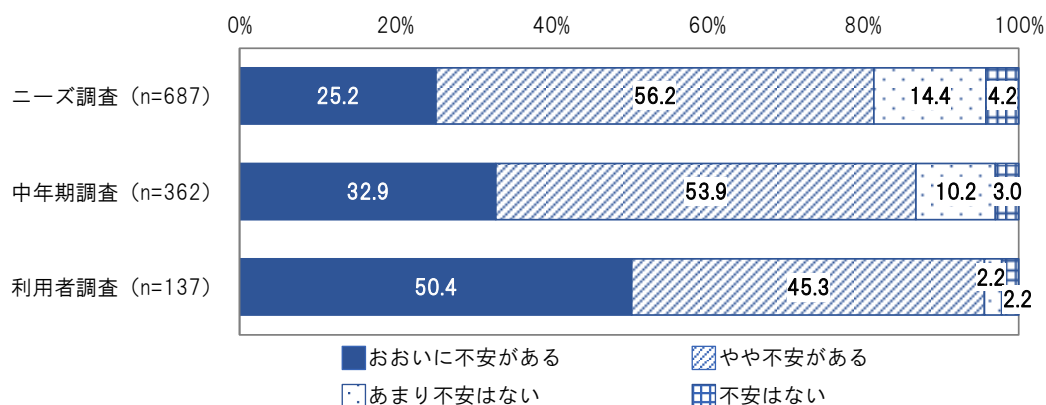
##### 【認知症の認知度】



#### ② 認知症に対する不安

自分や家族が認知症になるおそれがあることに対する不安では、「おおいに不安がある」と「やや不安がある」を合わせた『不安がある』の割合が、ニーズ調査・中年期調査ではともに8割以上、利用者調査では9割以上と高くなっています。

##### 【自分や家族が認知症になるおそれがあることに対する不安の有無】

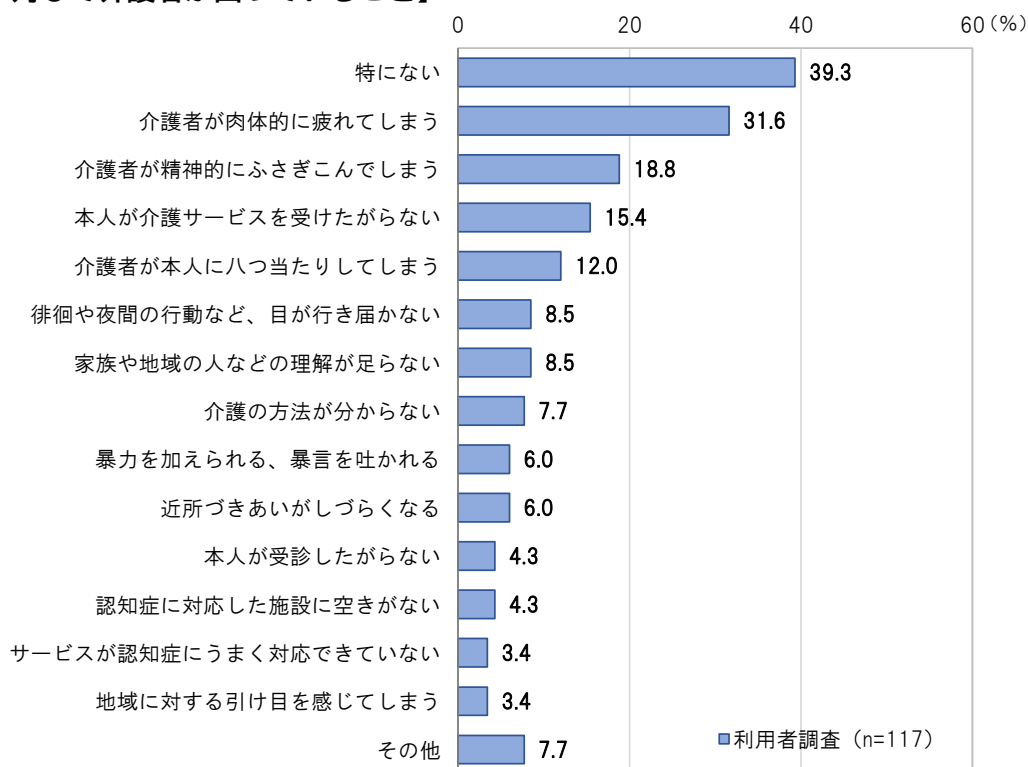


認知症になるおそれがあることに対する不安のある人が多い一方で、認知症について知っている人は少ないため、認知症に対する正しい理解・周知を行う必要があります。

### ③ 認知症に対して介護者が困っていること

認知症に対して困っていることは、「特にない」が約4割と最も高くなっているものの、次いで「介護者が肉体的に疲れてしまう」が3割以上と高く、「介護者が精神的にふさぎこんでしまう」、「本人が介護サービスを受けたがらない」と続いています。

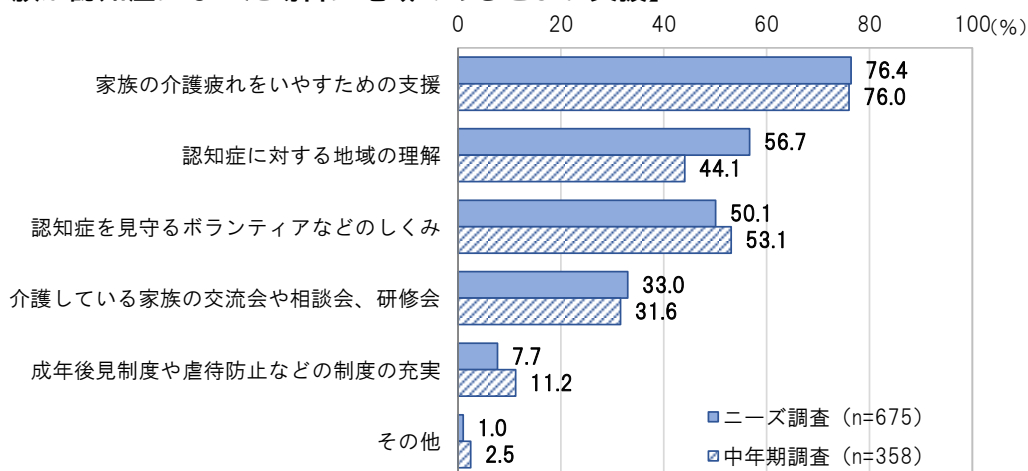
#### 【認知症に対して介護者が困っていること】



### ④ 自分や家族が認知症になった場合に地域であるとよい支援

自分や家族が認知症になった場合に地域であるとよい支援では、ニーズ調査・中年期調査とともに「家族の介護疲れをいやすための支援」が最も高く、次いで「認知症に対する地域の理解」、「認知症を見守るボランティアなどのしくみ」などとなっています。

#### 【自分や家族が認知症になった場合に地域であるとよい支援】

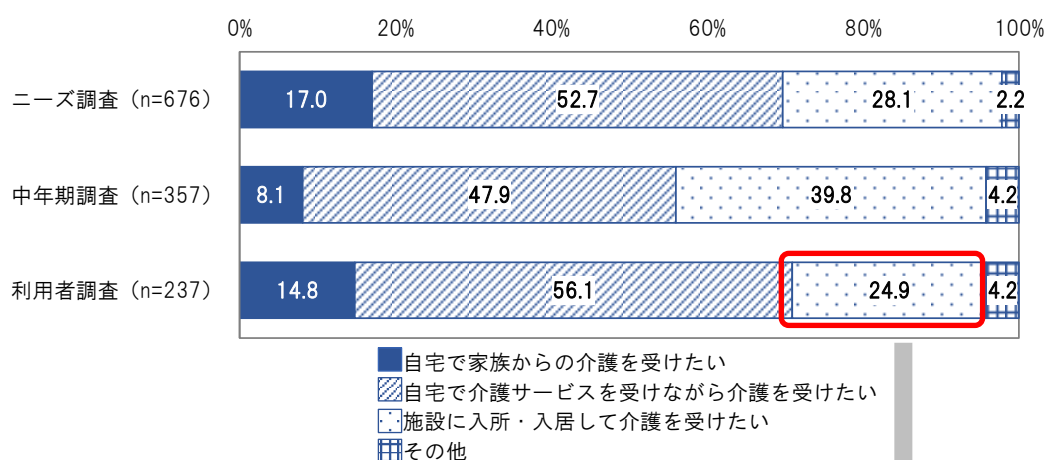


## (4) 在宅介護支援の充実について

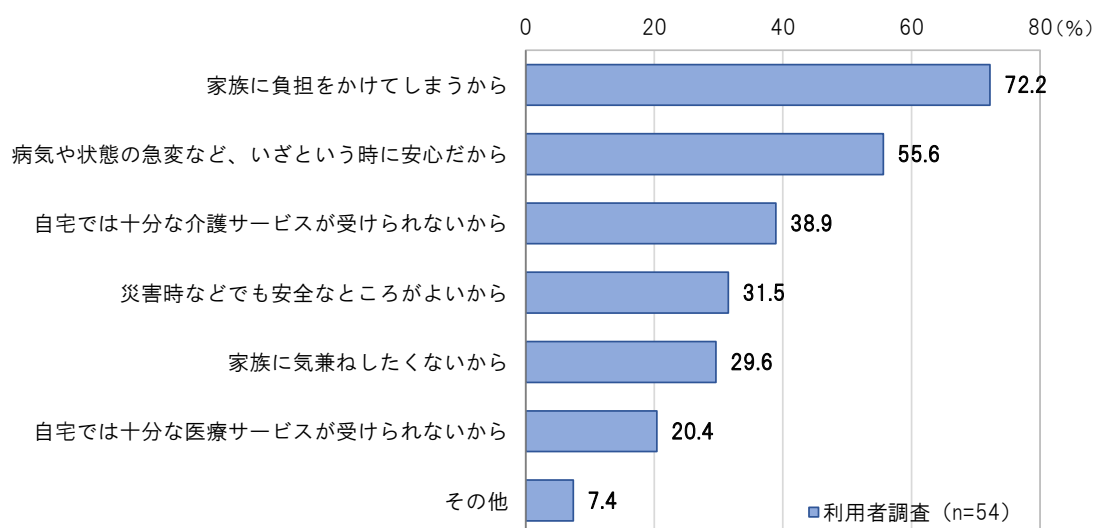
### ① 介護が必要になった時に（今後の介護で）希望すること

介護が必要になった時に（今後の介護で）希望することでは、ニーズ調査・中年期調査・利用者調査ともに「自宅で介護サービスを受けながら介護を受けたい」が最も高く、「自宅で家族からの介護を受けたい」を合わせた『自宅で過ごしたい』の割合が、ニーズ調査・利用者調査では約7割、中年期調査では半数以上となっています。また、施設の入所・入居を希望する人の理由では、「家族に負担をかけてしまうから」が7割以上と最も高く、次いで「病気や状態の急変など、いざという時に安心だから」となっています。

#### 【介護が必要になった時に（今後の介護で）希望すること】



#### 【施設に入所・入居したい理由（利用者調査のみ）】



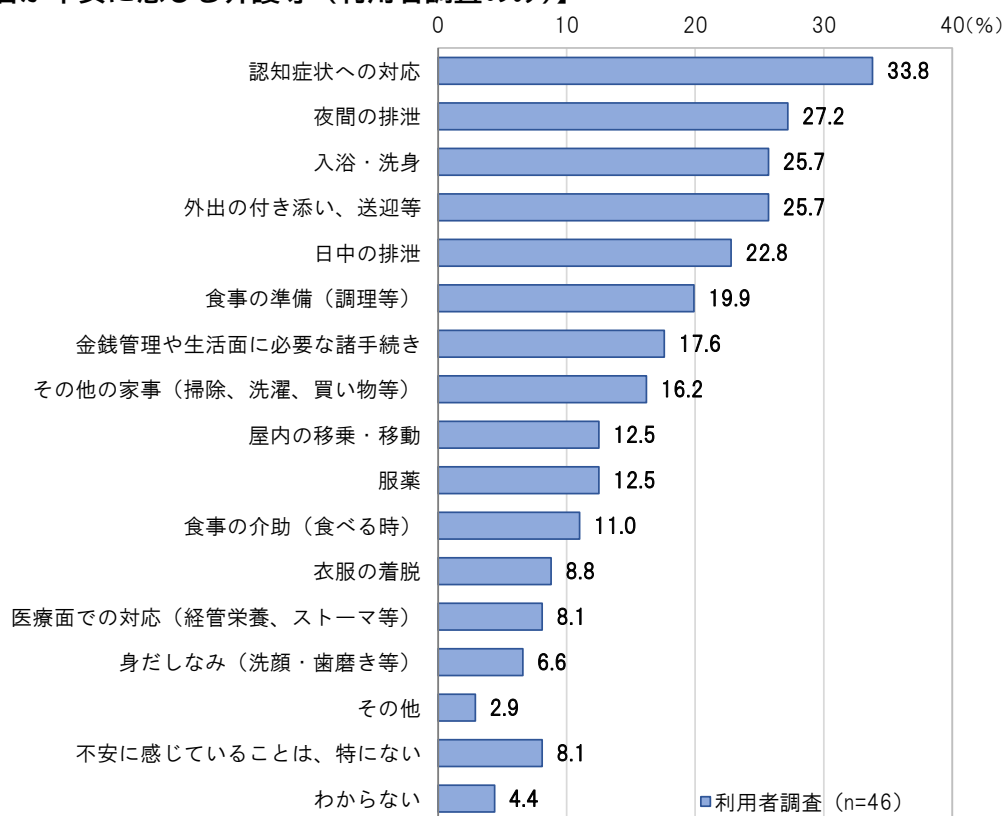
介護が必要になった場合でも在宅での生活が継続できるよう、介護者の負担軽減を図っていく必要があります。



## ② 主な介護者が不安に感じる介護等

主な介護者が不安に感じる介護では、「認知症状への対応」が3割以上と最も高く、次いで「夜間の排泄」、「入浴・洗身」および「外出の付き添い、送迎等」と続いています。

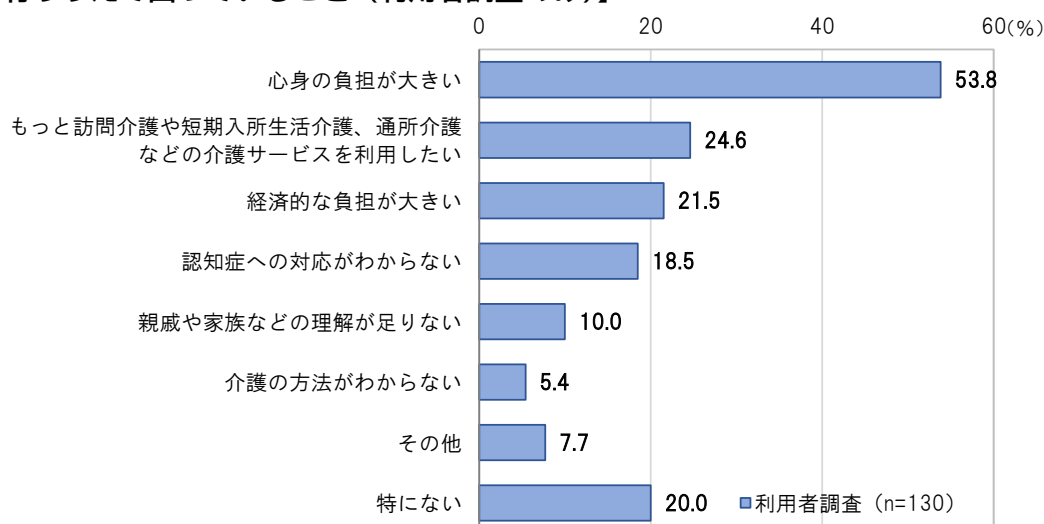
### 【主な介護者が不安に感じる介護等（利用者調査のみ）】



## ③ 介護を行ううえで困っていること 成果指標項目【施策3】

介護を行ううえで困っていることでは、「心身の負担が大きい」が半数以上と最も高く、次いで「もっと訪問介護や短期入所生活介護、通所介護などの介護サービスを利用したい」となっています。また、「特になし」が約2割となっています。

### 【介護を行ううえで困っていること（利用者調査のみ）】

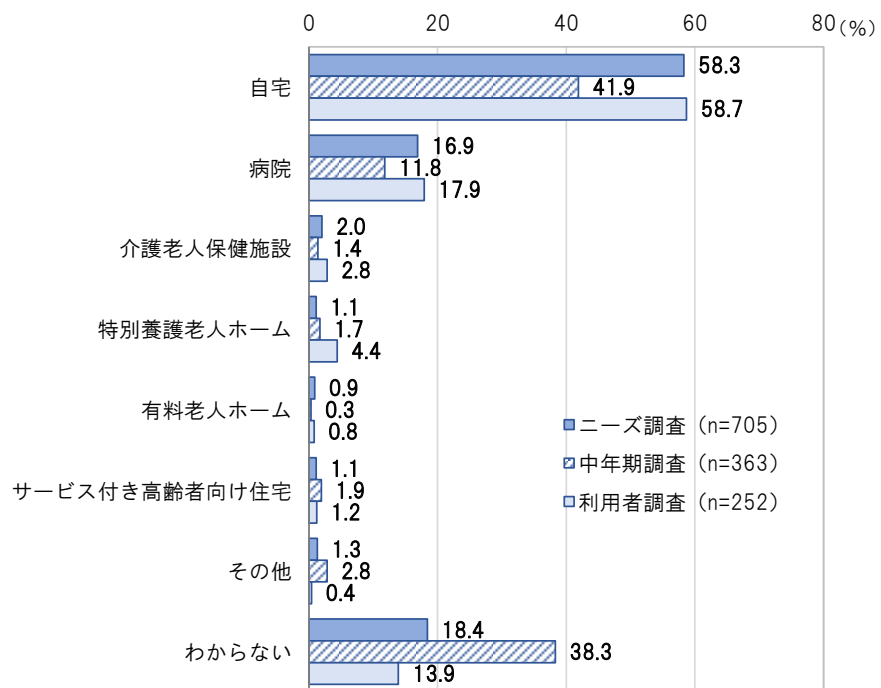


## (5) 医療・看護・介護の連携強化について

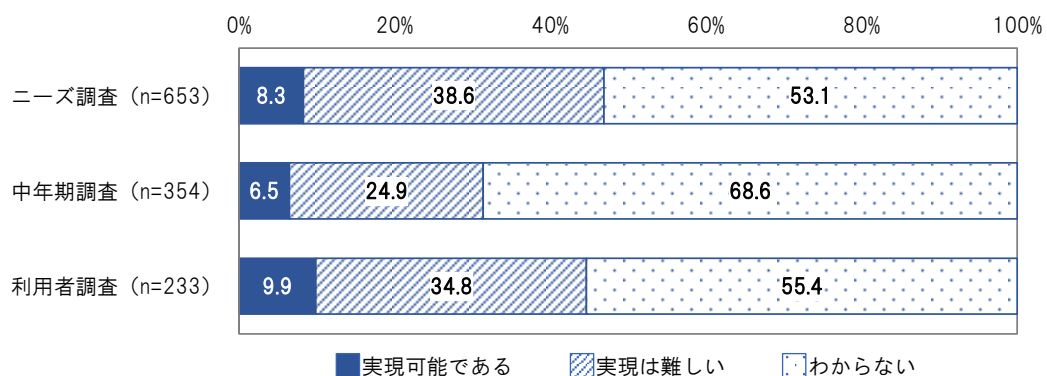
### ① 人生の最期（看取り）を迎えたい場所

人生の最期（看取り）を迎えたい場所では、ニーズ調査・中年期調査・利用者調査ともに「自宅」が最も高く、次いで「病院」となっています。また、その実現可能性では、「実現可能である」がともに1割未満となっており、特に自宅での最期を望む人の多いニーズ調査・利用者調査では「実現は難しい」が3割を超えて高くなっています。

#### 【人生の最期（看取り）を迎えたい場所】



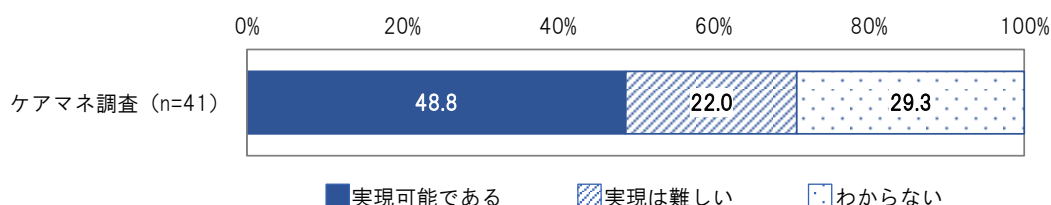
#### 【希望する場所で最期まで療養することの実現可能性】



## ② ターミナルケアの状態にある人の在宅ケア 成果指標項目【施策4】

町の在宅医療・介護の環境において、ターミナルケアの状態にある人が在宅あるいは居住系サービスでの生活を希望した場合、最期まで療養できるかどうかについて、ケアマネジャー調査では「実現可能である」が半数近くと高くなっており、「実現は難しい」は2割程度となっています。

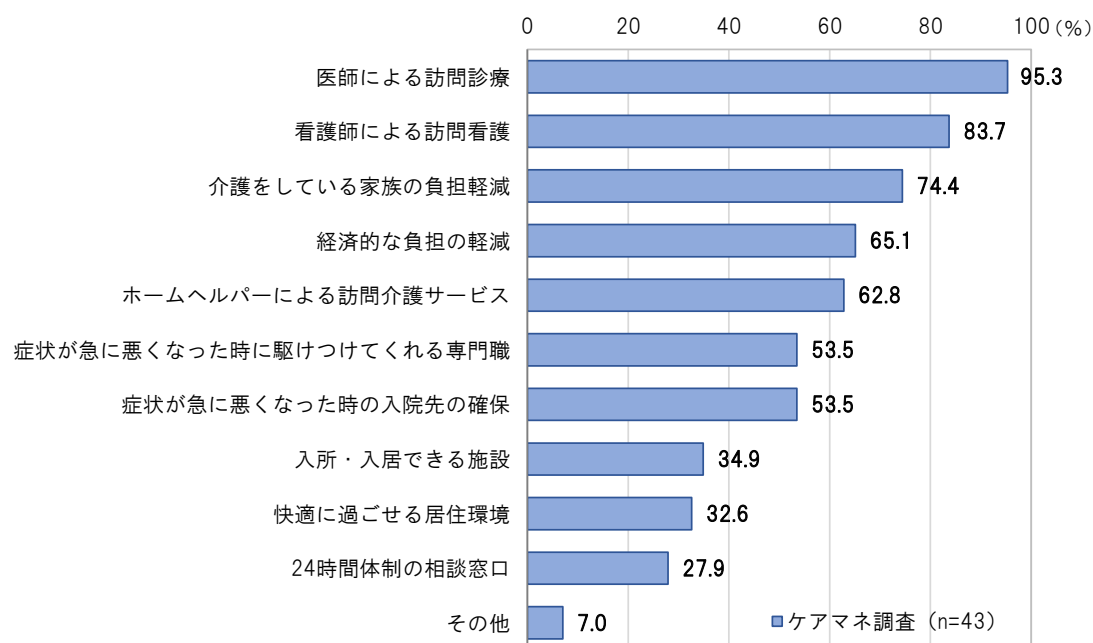
### 【ターミナルケアの状態にある人の、最期まで在宅での療養の実現可能性】



## ③ 利用者が希望する場所で最期まで療養するために必要だと思うこと

利用者が希望する場所で最期まで療養するために必要だと思うことでは、「医師による訪問診療」が9割を超えて最も高く、次いで「看護師による訪問看護」、「介護をしている家族の負担軽減」の順となっています。

### 【利用者が希望する場所で最期まで療養するために必要だと思うこと】



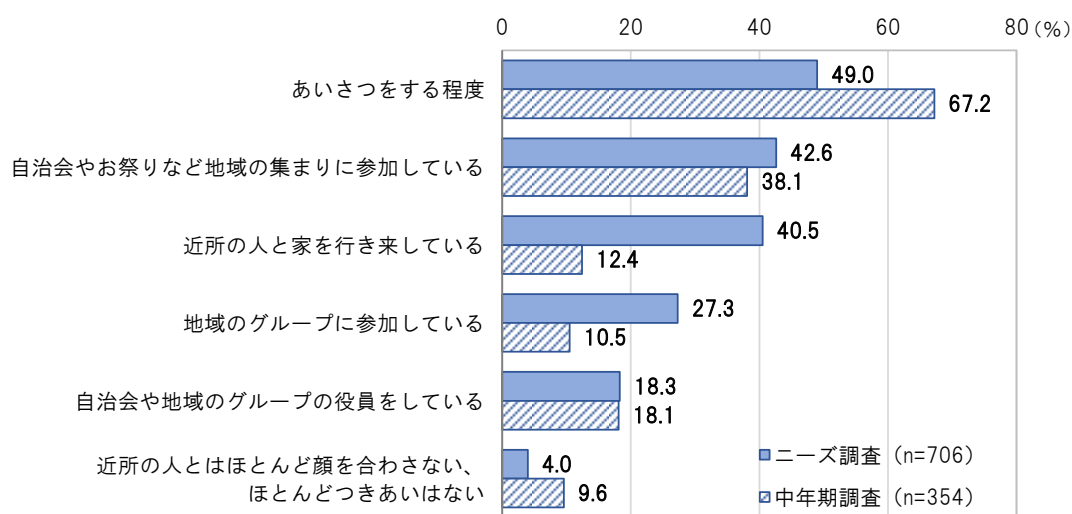
自宅で最期まで過ごす希望は高いものの、実現が難しいと感じている人が多くなっています。一方で、ケアマネジャーでは実現可能と考える人が多く、そのためには医師・看護師による訪問が必要とされていることから、医療・看護・介護の連携強化を進めていく必要があります。

## (6) 高齢者の生活を支える環境づくりについて

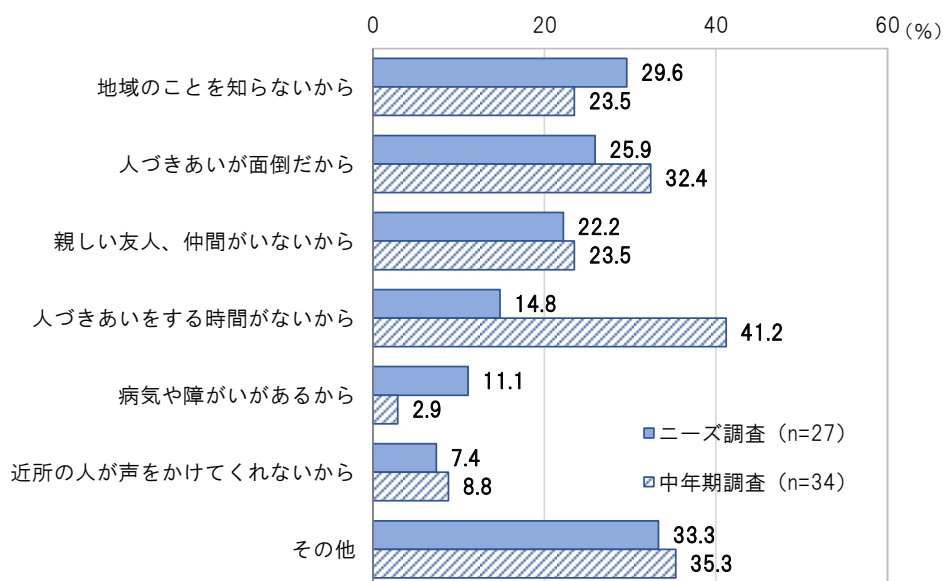
### ① 地域との関わりについて

地域との関わりについては、ニーズ調査・中年期調査ともに「あいさつをする程度」が最も高く、次いで「自治会やお祭りなど地域の集まりに参加している」となっています。一方で、「近所の人とはほとんど顔を合わさない、ほとんどつきあいはない」がニーズ調査では1割未満となっているのに対し、中年期調査では約1割となっています。その理由としては、ニーズ調査では「地域のことを知らないから」や「人づきあいが面倒だから」、中年期調査では「人づきあいをする時間がないから」が高くなっています。

#### 【地域との関わりについて】



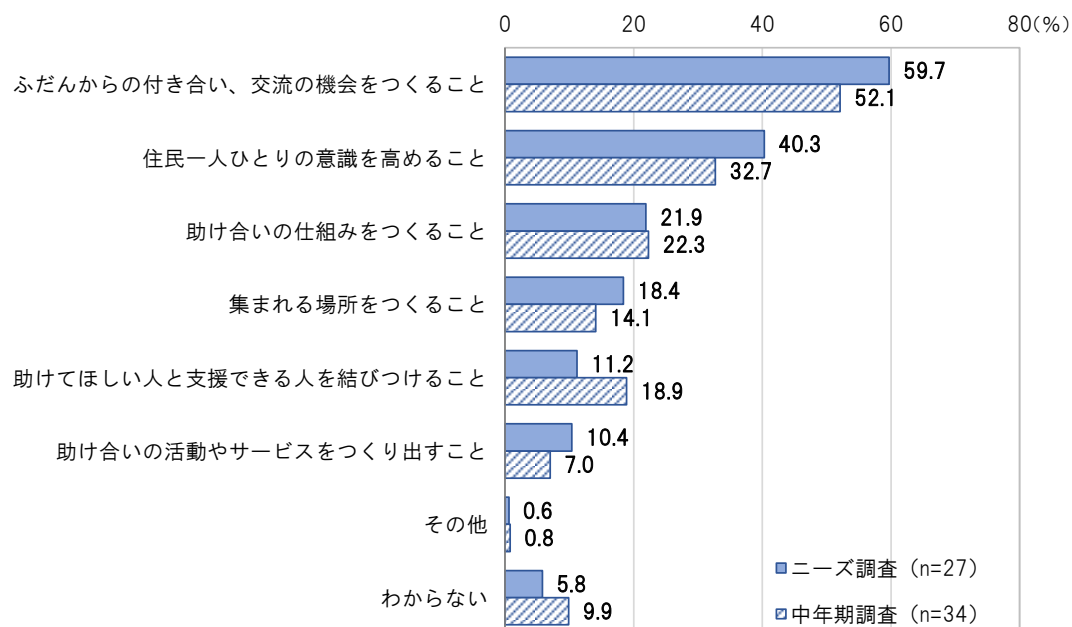
#### 【ほとんど顔を合わさない、つきあいがいい理由】



## ② 地域の住民同士が助け合うために必要なこと

地域の住民同士が助け合うために必要なことでは、ニーズ調査・中年期調査ともに「ふだんからの付き合い、交流の機会をつくること」が最も高く、次いで「住民一人ひとりの意識を高めること」、「助け合いの仕組みをつくること」の順となっています。

### 【地域の住民同士が助け合うために必要なこと】



介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で生活をしていくためには、地域での見守りや支え合いが必要不可欠となっています。

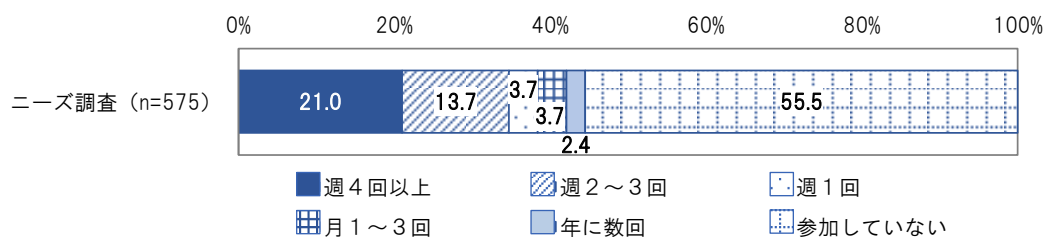
また、日ごろからの交流や付き合いなどを進めておくことで、いざというときに助けを求めやすいことから、地域での交流や声かけ、見守りなどの活動を進めていく必要があります。

## (7) 元気な高齢者の活躍の場の創出について

### ① 就労状況

収入のある仕事については、「参加していない」が半数以上を占めており、週1回以上仕事をしている人は、約4割となっています。

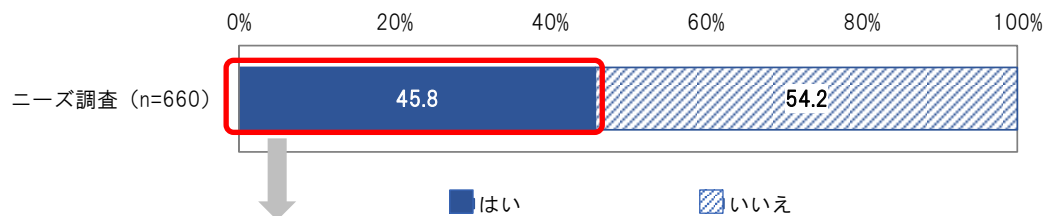
#### 【収入のある仕事への参加状況】



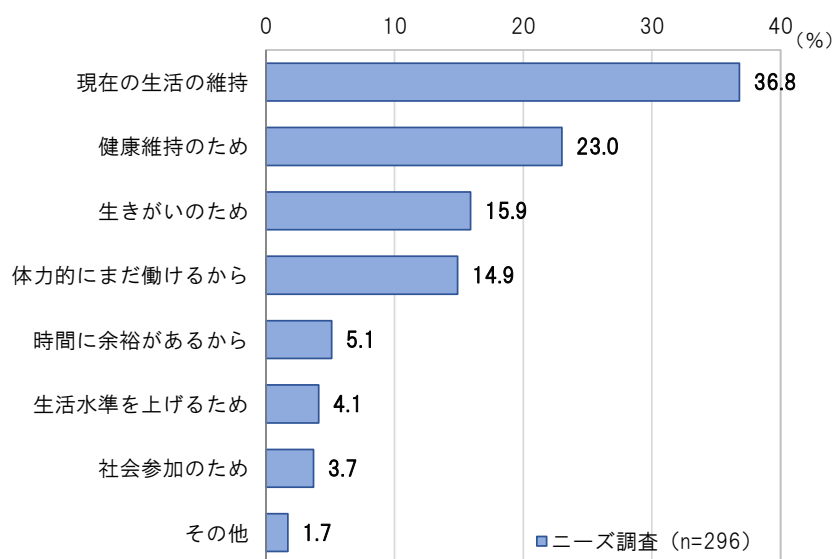
### ② 今後の就労意向

今後の就労意向では、「いいえ（就労したくない）」が半数以上となっているものの、「はい（就労したい）」は4割以上を占めています。働きたい人の主な理由では「現在の生活の維持」が3割以上と最も高く、次いで「健康維持のため」、「生きがいのため」、「体力的にまだ働けるから」の順となっています。

#### 【今後の就労意向】



#### 【働きたい主な理由】

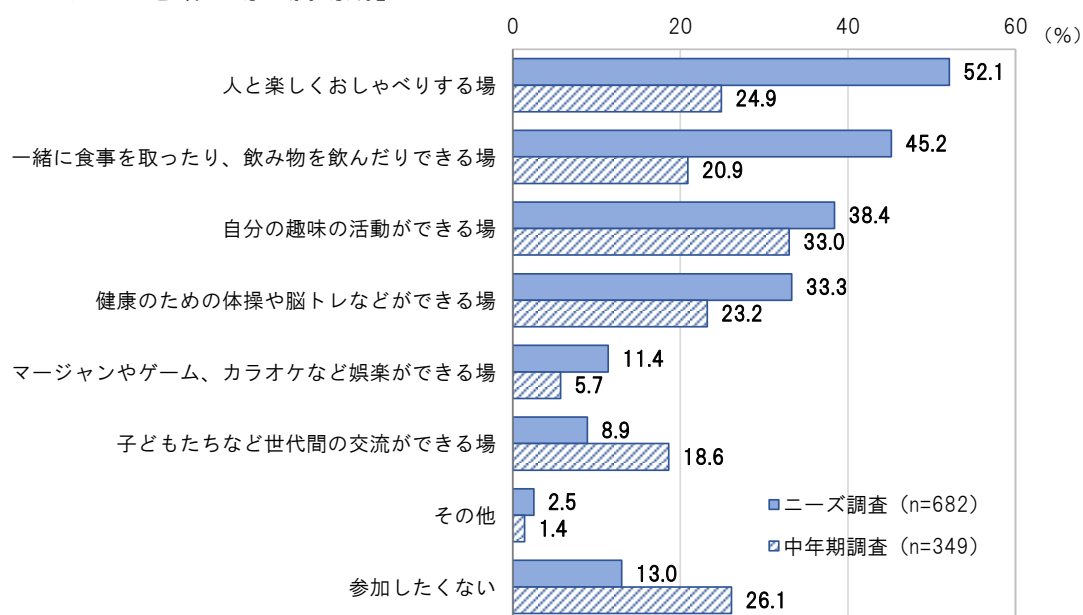


人生100年時代を見据え、就労を希望する高齢者が就労できるよう、多様な就労・社会参加の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

### ③ 参加してみたい地域・居場所

参加してみたい地域・居場所は、ニーズ調査では「人と楽しくおしゃべりする場」が半数以上と最も高く、次いで「一緒に食事を取ったり、飲み物を飲んだりできる場」、「自分の趣味の活動ができる場」の順となっています。また、中年期調査では「自分の趣味の活動ができる場」が3割以上と最も高く、次いで「人と楽しくおしゃべりする場」、「健康のための体操や脳トレなどができる場」の順となっています。

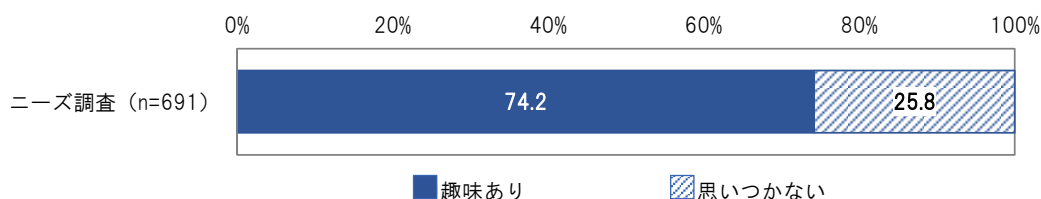
#### 【参加してみたい地域・居場所】



### ④ 趣味の有無

趣味の有無では、「趣味あり」が7割以上と大半を占めており、「思いつかない」は3割未満となっています。

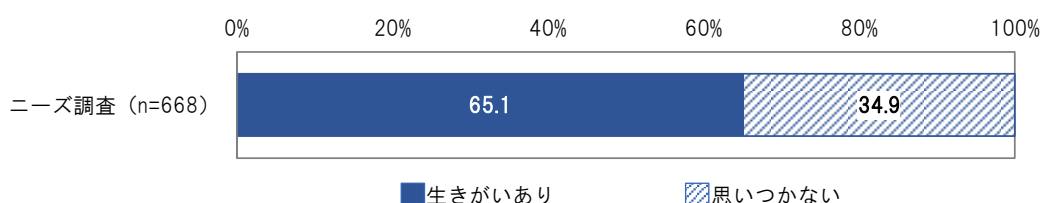
#### 【趣味の有無】



### ⑤ 生きがいの有無

生きがいの有無では、「生きがいあり」が6割以上となっているものの、「思いつかない」が3割以上を占めています。

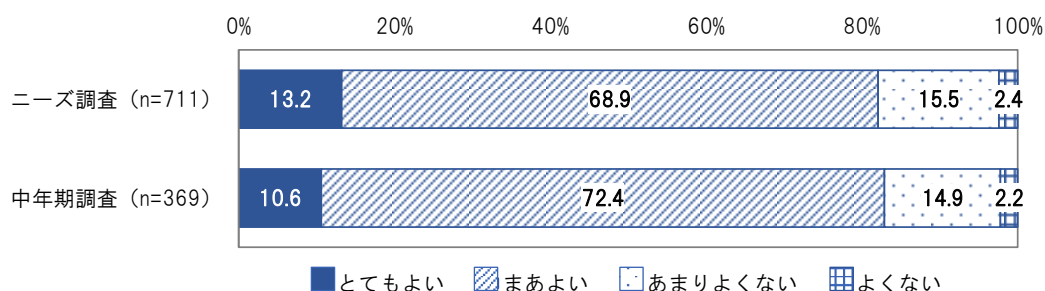
#### 【生きがいの有無】



## ⑥ 健康観

健康観では、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』の割合が、ニーズ調査・中年期調査ともに8割以上となっており、『よくない』（「あまりよくない」と「よくない」を合わせた割合）はともに2割未満となっています。

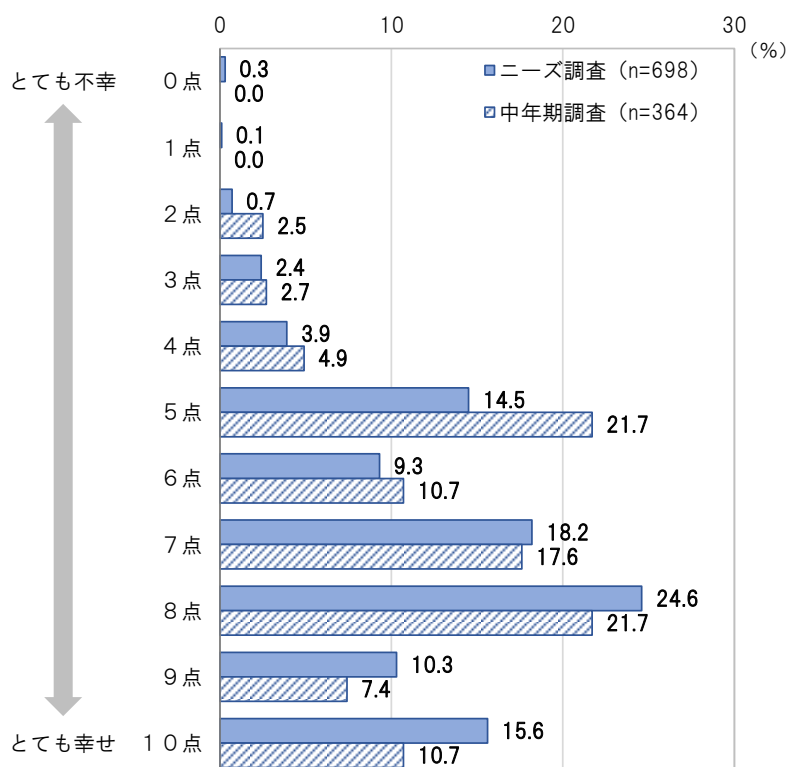
### 【健康観】



## ⑦ 幸福度 成果指標項目【施策6】

幸福度は、ニーズ調査では「8点」が2割以上と最も高く、「10点（とても幸せ）」は15.6%となっており、平均点は7.26点となっています。中年期調査では「5点」と「8点」がともに2割程度と最も高く、「10点（とても幸せ）」は10.7%となっており、平均点は6.79点となっています。ニーズ調査と中年期調査で比較すると、高齢者で幸福度が高い結果となっています。

### 【幸福度】



高齢になっても、生きがいをもち、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らしていくためにも、介護予防や健康づくりを進めていくとともに、地域での集いの場などの拡充を進めていく必要があります。



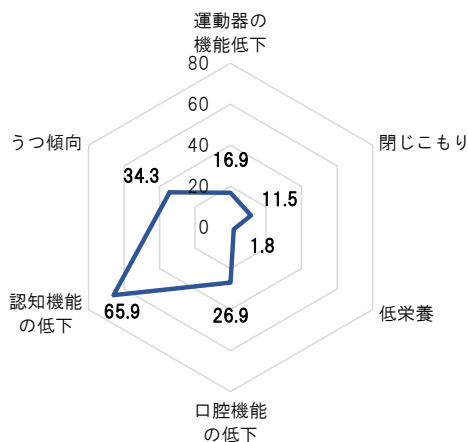
## (8) 高齢者の年代別・地区別にみる状態像について

### ① リスク該当者率の状況

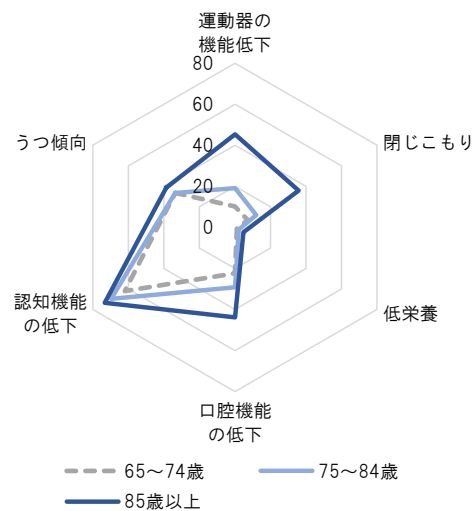
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より、要介護状態やフレイルなどのリスク該当者の状況をみると、全体では「認知機能の低下」のリスク該当者が最も多く、次いで「うつ傾向」、「口腔機能の低下」が高い結果となっています。

年代別にみると、「低栄養」、「うつ傾向」、「認知機能の低下」においては年代での大きな差はみられないが、「運動器の機能低下」、「閉じこもり」、「口腔機能の低下」では85歳以上で大きくリスク該当割合が高くなっています。

《町全体》

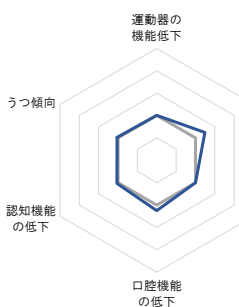


《年代別》

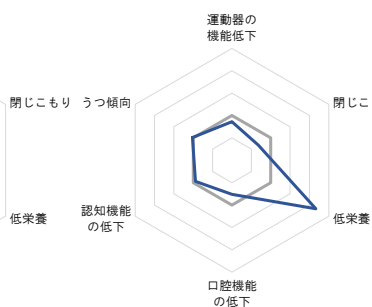


町全体のリスク該当者率を1.0とした場合の指数を算出して地域別でみると、「運動機能の低下」や「うつ傾向」については地域別での差異はみられないのに対し、「閉じこもり」では秦荘東小学校区や愛知川東小学校区、「低栄養」では秦荘西小学校区、「口腔機能の低下」では秦荘東小学校区、「認知機能の低下」では愛知川東小学校区で、それぞれリスク該当率が高くなっています。

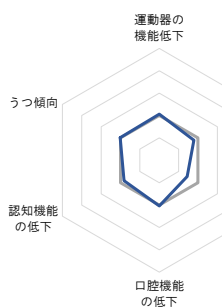
《秦荘東小学校区》



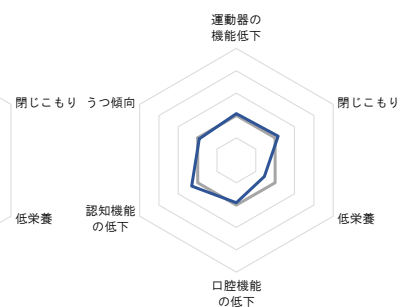
《秦荘西小学校区》



《愛知川小学校区》



《愛知川東小学校区》



地域別にみると機能低下の進行に特徴がみられることから、ターゲットを絞った予防対策を進めていく必要があります。また、年代別にみると85歳以上で急激に機能低下がみられることから、それまでの前期高齢者の間での取組が重要です。

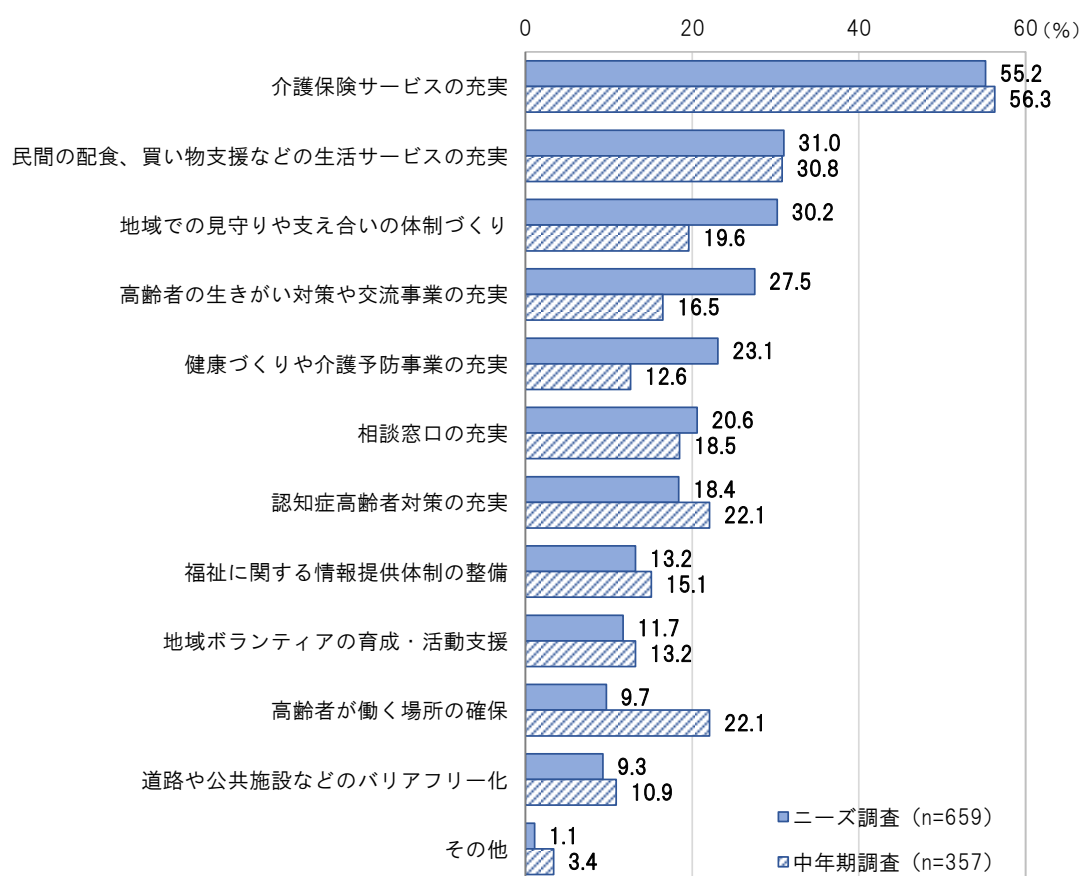
## (9) 行政に望むこと

### ① 今後充実が必要な高齢者保健福祉施策

今後充実が必要な高齢者保健福祉施策では、ニーズ調査・中年期調査ともに「介護保険サービスの充実」が半数以上と最も高く、次いで「民間の配食、買い物支援などの生活サービスの充実」となっています。

また、ニーズ調査では、「地域での見守りや支え合いの体制づくり」や「高齢者の生きがい対策や交流事業の充実」、「健康づくりや介護予防事業の充実」が高く、中年期調査では「高齢者が働く場所の確保」が高くなっています。

#### 【今後充実が必要な高齢者保健福祉施策】



介護予防や健康づくりの取組を進めていくとともに、介護保険サービスや福祉サービスの充実、地域の見守り体制の構築、就労支援、認知症施策などが求められています。

### 3 第8期計画の検証結果

愛荘町第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画において設定されていた成果指標について評価を行いました。全44の指標のうち、「×」（悪化）が19項目（43.2%）と最も多くなっているものの、次いで「◎」（目標値を達成）が18項目（40.9%）、「○」（目標値は達成していないが改善傾向）が4項目（9.1%）、「△」（変化なし）が3項目（6.8%）となっており、改善された項目が半分以上となっています。

内容別にみると、「施策2 認知症施策の推進」、「施策3 在宅介護支援の充実」、「施策4 医療・看護・介護の連携強化」では目標達成している項目が多くなっている一方で、「施策5 地域における生活支援・見守り体制の充実」や「施策7 包括的な支援体制の構築」では悪化している項目が多くなっています。

#### 【第8期計画の指標検証結果一覧】

評価／◎：目標値を達成、○：目標値は達成していないが改善傾向、△：変化なし（改善率±10%以内）、×：悪化

| 施策                  | 指標                                       |        | 現状値<br>(令和元年)      | 目標値<br>(令和5年)      | 評価値                  | 評価 |
|---------------------|------------------------------------------|--------|--------------------|--------------------|----------------------|----|
| 施策1<br>介護予防の<br>充実  | 《成果指標》<br>要支援・要介護認定率<br>(第1号被保険者)        |        | 16.7%              | 16.8%              | 17.7%                | △  |
|                     | 《成果指標》<br>75歳以上の要支援・要介護認定率               |        | 30%                | 30%                | 29%                  | ◎  |
|                     | 《成果指標》<br>介護予防事業参加者〔認定度〕の<br>維持・改善率（1年後） |        | 69%                | 70%                | 67%                  | △  |
|                     | 運動習慣のある人の<br>割合                          | 40～64歳 | 男：19.9%<br>女：19.5% | 男：25.0%<br>女：24.0% | 男：18.64%<br>女：18.66% | ×  |
|                     |                                          | 65歳以上  | 男：35.8%<br>女：33.1% | 男：38.0%<br>女：35.0% | 男：36.55%<br>女：31.33% |    |
|                     | 各教室・講座への参加者数                             |        | 延べ人数<br>1,066人     | 延べ人数<br>1,500人     | 延べ人数<br>4,769人       | ◎  |
|                     | 総合事業利用者数                                 |        | 延べ人数<br>1,140人     | 延べ人数<br>1,500人     | 延べ人数<br>1,215人       | ◎  |
|                     | 介護予防プランの検証割合                             |        | 21%/年              | 25%/年              | 35%/年                | ◎  |
| 施策2<br>認知症施策<br>の推進 | 《成果指標》<br>認知症について知っている人の割合               |        | 61.2%              | 75%                | 59.5%                | ×  |
|                     | 認知症サポーター数                                |        | 延べ人数<br>9,052人     | 延べ人数<br>10,000人    | 延べ人数<br>10,200人      | ◎  |
|                     | 徘徊高齢者年間登録数                               |        | 1人                 | 5人                 | 3人                   | ○  |
|                     | 認知症予防を取り入れた介護予防事業数                       |        | 2事業                | 4事業                | 4事業                  | ◎  |
|                     | 認知症初期集中支援チーム活用件数                         |        | 5件                 | 10件                | 2件                   | ○  |
|                     | 認知症対応力向上研修等の事業所への啓発                      |        | —                  | 100%               | 100%                 | ◎  |
|                     | 認知症カフェ数                                  |        | 2カ所                | 4カ所<br>(小学校区)      | 2カ所                  | ×  |
|                     | 支援につなげた若年性認知症者数                          |        | 2人                 | 5人                 | 0人                   | ◎  |

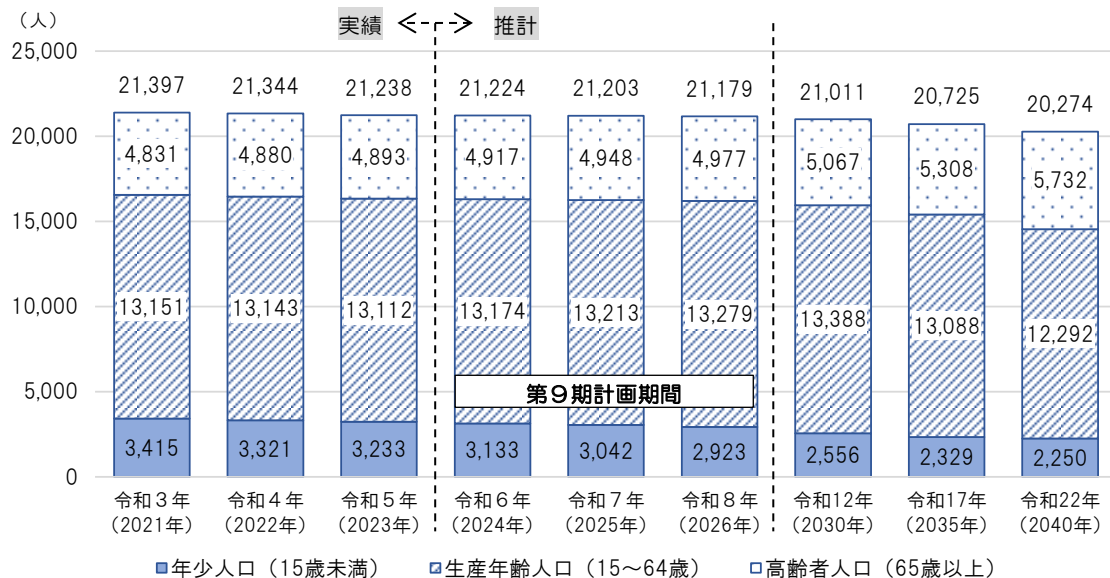
| 施策                                     | 指標                                                                          | 現状値<br>(令和元年) | 目標値<br>(令和5年) | 評価値       | 評価 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|-----------|----|
| 施策3<br>在宅介護支援<br>の充実                   | 《成果指標》<br>介護を行ううえで困っていることが<br>「特にない」人の割合                                    | 8.1%          | 10.0%         | 20.0%     | ◎  |
|                                        | 事業者連絡会出席率                                                                   | 75%           | 90%           | 0%        | ×  |
|                                        | 主な介護者の介護離職の割合                                                               | 15.3%         | 10%           | 7.4%      | ◎  |
|                                        | 介護用品購入費助成率                                                                  | 58%           | 70%           | 76%       | ◎  |
|                                        | 緊急時のための居室確保数                                                                | 1室            | 1室            | 1室        | ◎  |
| 施策4<br>医療・看護・介<br>護の連携強化               | 《成果指標》<br>ターミナルケアの状態の人が希望に<br>より最期まで在宅で療養することが<br>実現可能とする回答率（ケアマネ<br>ジャー調査） | 41.9%         | 50%           | 48.8%     | ○  |
|                                        | 利用者の病状等について医療と連携<br>を取っている介護支援専門員の割合                                        | 95.3%         | 98%           | 95.5%     | ○  |
|                                        | 在宅医療・看護・介護にかかるケア<br>マネジャーからコーディネーターへ<br>の相談件数                               | 94件           | 105件          | 115件      | ◎  |
|                                        | 人生の最期を迎えたい場所がイメー<br>ジできる65歳以上の人の割合                                          | 73.4%         | 80.0%         | 81.6%     | ◎  |
| 施策5<br>地域における<br>生活支援・見<br>守り体制の充<br>実 | 《成果指標》<br>65歳以上支援サービス利用者数                                                   | 53人           | 95人           | 93人       | ◎  |
|                                        | 地域支援会議開催回数                                                                  | 3回            | 3回            | 1回        | ×  |
|                                        | 買物支援や配食サービスの相談件数                                                            | —             | 30件           | 12件       | ×  |
|                                        | 緊急通報システム設置件数                                                                | 36件           | 55件           | 37件       | ×  |
|                                        | 町内の避難訓練を実施している事業所数                                                          | 0カ所           | 3カ所           | 0カ所       | ×  |
|                                        | 「愛のりタクシー」延べ利用者数                                                             | 8,766人        | 9,000人        | 8,678人    | ×  |
|                                        | 専門職による住宅改修内容の評価実施率                                                          | 100%          | 100%          | 100%      | ◎  |
| 施策6<br>生きがいづく<br>りと余暇活動<br>の充実         | 《成果指標》<br>高齢者の幸福度（10点満点）                                                    | 14.1%         | 15.0%         | 15.6%     | ◎  |
|                                        | 「通いの場」の数                                                                    | 19カ所          | 25カ所          | 30カ所      | ◎  |
|                                        | 生活・介護支援サポーター活動率                                                             | 25%           | 29%           | 12%       | ×  |
|                                        | ボランティアセンター登録者数                                                              | 513人          | 600人          | 490人      | ×  |
|                                        | シルバー人材センターのベ従業員数                                                            | 20,340人/年     | 25,000人/年     | 17,777人/年 | ×  |
|                                        | 老人クラブ会員数                                                                    | 2,502人        | 2,600人        | 2,046人    | ×  |
| 施策7<br>包括的な支援<br>体制の構築                 | 《成果指標》<br>複合的な相談に対し包括的に対応し<br>たケース件数                                        | —             | 5件            | 0件        | ×  |
|                                        | 総合相談件数                                                                      | 3,612件        | 3,980件        | 3,851件    | △  |
|                                        | 成年後見制度町長申し立て利用件数                                                            | 0件            | 3件            | 1件        | ×  |
|                                        | 高齢者虐待防止啓発回数                                                                 | 4回            | 10回           | 1回        | ×  |
|                                        | 地域ケア会議の開催回数                                                                 | 3回            | 6回            | 3回        | ×  |
|                                        | 事業者連絡会出席率                                                                   | —             | 100%          | 0%        | ×  |
|                                        | 地域支援会議への地域包括支援セン<br>ター職員の出席回数                                               | —             | 3回            | 0回        | ×  |

## 4 令和 22（2040）年の愛荘町のすがた

### （１）高齢者人口の推計

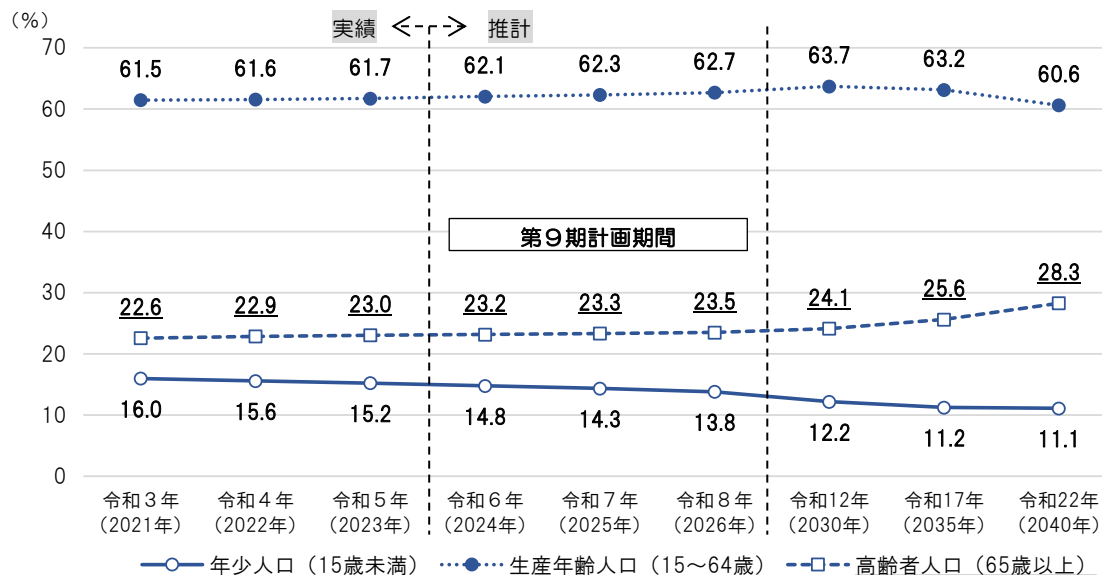
高齢化率は、令和 5（2023）年の23.0%から本計画期間の最終年度である令和 8（2026）年には23.5%、令和22（2040）年には28.3%と人口の3割近くが高齢者になると見込まれます。

#### ■人口（年齢3区分別）の推計



資料：（実績）令和 3 年～ 5 年は、住民基本台帳人口（各年 9 月末）  
（推計）令和 6 年以降は、コーホート変化率法による推計（各年 9 月末）

#### ■年齢3区分別人口割合の推計



資料：（実績）令和 3 年～ 5 年は、住民基本台帳人口（各年 9 月末）  
（推計）令和 6 年以降は、コーホート変化率法による推計（各年 9 月末）

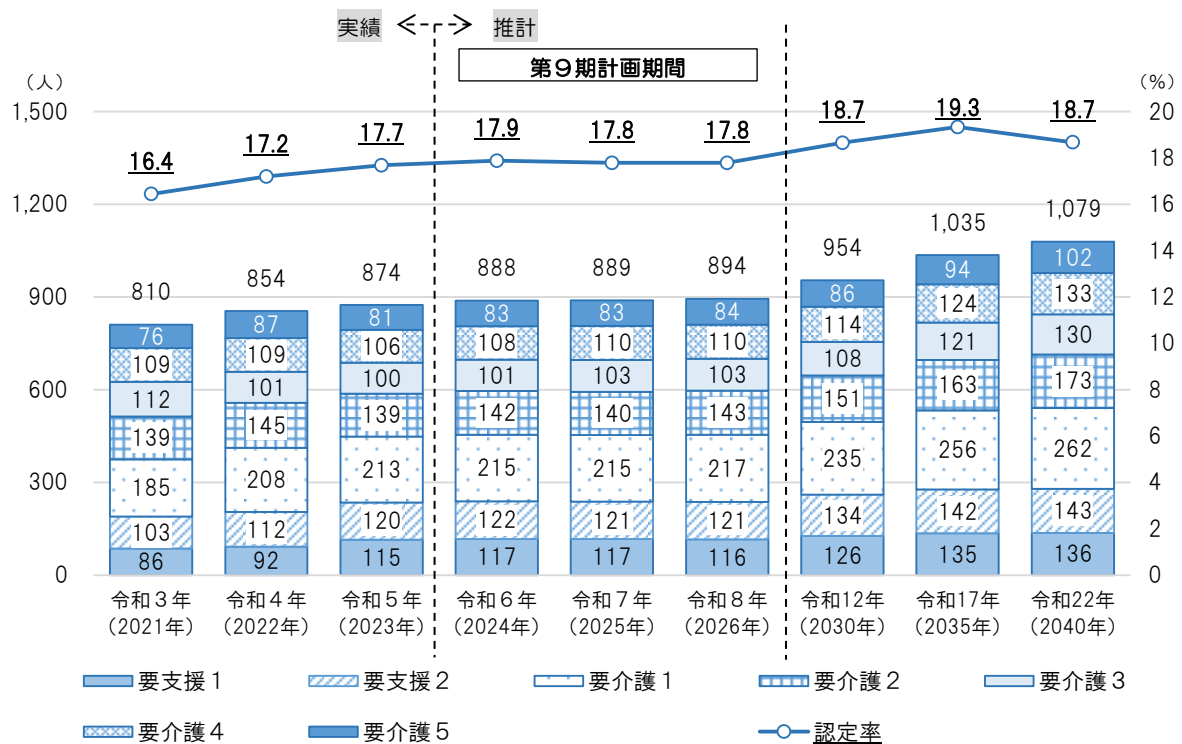
## (2) 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数の推計では、令和5（2023）年度の性別5歳階級別介護度別の認定率が今後も続くものと仮定して各年度の認定者数を算出しました。

推計結果によると、要介護等認定者数は、令和5（2023）年度の874人から本計画期間の最終年度である令和8（2026）年度には894人（1.02倍）、令和22（2040）年度には1,079人（1.23倍）になると見込まれます。

第1号認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合）は令和5（2023）年度の17.7%から令和8（2026）年度には17.8%と横ばい傾向で推移すると見込まれます。

### ■要介護等認定者数の推計



資料：(実績) 令和3年～5年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（9月月報）」（各年9月末）  
 (推計) 令和6年以降は、「見える化」システムによる推計値（各年9月末）

## 5 愛荘町の高齢者を取り巻く課題

### 課題1 介護予防・健康づくりの取組の強化（施策1）

《統計データ等より》

- 人口推計から、高齢者割合が上昇し、介護や支援の必要量が増えていく一方で、生産年齢人口は減少していくことが予測される。
- 高齢化に伴い、認定者数の増加も見込まれており令和22（2040）年には2割近くの認定率となることが予測される。

《アンケート結果より》

- 介護予防への関心は高いものの、実際に取り組んでいる人が少ない結果となっている。
- また、85歳以上で急激に体力・筋力等の低下がみられ、特に、閉じこもり・運動機能、口腔機能では顕著に低下傾向がみられる。

《第8期計画の評価より》

- 認定率の伸びの抑制はできており、介護予防事業での重症化予防などの効果がみられるが、新型コロナウイルス感染症の流行による認定の申請控えや各種事業・教室等への参加控えも考えられる。

《委員会意見より》

- 滋賀県は健康寿命が長く、長寿県となっている一方で、愛荘町の健康寿命は県下では下位に位置している。

《課題と今後の取組》

- 高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者の増加が見込まれ、また若い年代の介護・介助の担い手が不足していくことが推測されることから、早い段階からの介護予防や健康づくりの取組が必要です。
- 高齢者自身は介護予防や認知症への関心は高まっているものの、健康づくり活動や介護予防のための運動などの実施は低く、“実践”ができていない状況がみられます。
- 認定率の伸びは介護予防事業の効果もある反面、新型コロナウイルス感染症の流行による認定の申請控えの可能性も考えられることから、今後のサービス利用者の見込みには慎重な検討が必要です。

## 課題2 総合的な認知症施策の推進（施策2）

### 《統計データ等より》

○高齢化に伴い、認定者数・認知症高齢者の増加も見込まれる。

※国においては、令和7（2025）年には65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されており、軽度認知障がい（MCI）と合わせると4人に1人は認知症または予備軍と言われている。

### 《アンケート結果より》

○自分や家族が認知症になるおそれがあることに不安を感じている人が多い一方で、認知症について知っている人は少ない。

○認知機能の低下については、65歳以降のリスク該当率に年齢による大きな差がみられない。

### 《第8期計画の評価より》

○認知症について知っている人の割合の減少、認知症カフェの設置数の増加が達成できなかった。一方で、認知症サポーター数は目標値を達成し増加している。

### 《委員会意見より》

○認知症に対する正しい理解・周知が必要である。また、機能低下に関する予防だけでなく、地域の人との交流などにより認知症予防にもつながる。

### 《課題と今後の取組》

- 高齢者・認定者の増加に伴い、今後も認知症高齢者の増加が予測されます。
- 認知症に対する認識や認知症になることへの怖れを抱いている人は多い反面、高齢者自身、またそれを支える若年層も認知症に対する正しい理解が進んでいない状況がみられることから、認知症についての症状や早期発見に向けての相談先の周知などを一層進めていく必要があります。
- また、認知機能の低下抑止には65歳になる前からの取組が必要であることから、若年層からの認知症に関する周知を含め、引き続き認知症予防に対する取組を進めていく必要があります。
- 認知症発症後においても、地域における交流の場や認知症の人やそれを支える家族同士の交流の場等を充実し、重度化防止や介護者の負担軽減を図っていくことが必要です。



### 課題3 在宅介護を支える体制の強化（施策3）

#### 《統計データ等より》

- 世帯あたりの人員が減少しており、高齢者においても一人暮らしや高齢夫婦などの「高齢者のみの世帯」の増加が推測される。今後の高齢化に伴い、介護が必要になったときに老老介護の現状となることが推測される。
- 地域密着型サービスの利用者数が増加しており、今後もニーズが高まっていくことが予想される。

#### 《アンケート結果より》

- 介護が必要になった場合でも在宅での生活を希望する人が多いものの、年齢が下がるほど施設入所を希望する人が多い。
- 施設の入所・入居を希望する人の理由としては、「家族に負担をかけてしまうから」が多い。

#### 《委員会意見より》

- ケアマネジャー調査では、事業所の増設は必要ないとの意見が多いが、2025年問題もあり本当に必要ないのか問題に感じる。
- 家族の精神的、身体的、経済的負担が大きい。行政が補助できる（特に経済面）ことが増えれば良い。

#### 《課題と今後の取組》

- 高齢者のみの世帯の増加により老老介護が増えることが推測されますが、介護が必要になっても在宅での生活や住み慣れた地域内での生活を望む人が多い状況があります。認定を受けている人への介護・介助の内容では生活介護が多く、また、身体介護への不安を感じている人が多いことから、在宅での介護・介助は家族の負担が大きいことが推測され、介護者の負担軽減を図っていく必要があります。
- 介護・介助をしている年齢層では、就労している年齢層も多くなっています。また、就労世代では共働き世帯が増加していることから、介護と仕事との両立による介護離職の防止が今後も一層必要となります。
- 住民のニーズだけでなく、利用実態を踏まえたサービスの基盤整備が求められます。

#### 課題4 医療・看護・介護の連携強化（施策4）

##### 《アンケート結果より》

- 自宅で最期まで過ごすことを希望する人が多いものの、実現は難しいと感じている人が多い。
- 住民と介護に携わっているケアマネジャーの間で介護や医療の支援体制についての認識に乖離がみられる。
- 希望する場所で最期まで療養するためには、「医師による訪問診療」、「看護師による訪問看護」、「介護をしている家族の負担軽減」を必要とするケアマネジャーが多い。

##### 《第8期計画の評価より》

- 医療・看護・介護の機関連携は進んでおり、ケアマネジャーからコーディネーターへの相談件数は増加している。

##### 《委員会意見より》

- 主治医の往診、ケアマネジャーからのサービス利用提供がしっかりできていればもっと看取りが多くなると考える。
- 介護者の負担軽減、状態変化への対応ができる体制を整える必要がある。

##### 《課題と今後の取組》

- 最期まで自宅で過ごすことを望む人が多いものの、自宅での生活が難しいと考えている人が多いことから、自宅での介護や看取りを支える支援体制についての住民の認識が低い、知られていないことが考えられます。町内での各種相談窓口を含め、支援・サービスの提供体制などを周知していく必要があります。
- ケアマネジャーなどの介護に関わる人からは、訪問診療・訪問看護の体制が不足しているとの指摘があることから、在宅での介護・介助、看取りをすすめていくための提供体制の構築を図っていく必要があります。臨機応変な対応ができるよう、コーディネーター機能の強化が求められます。

## 課題5 地域における生活支援・見守り体制の充実（施策5）

### 《統計データ等より》

- 調理や買い物、掃除、洗濯等の家事援助、見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まることが予測される。

### 《アンケート結果より》

- 介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で生活を続けていくためには、地域での見守りや支え合いが必要不可欠である。
- 隣近所との付き合いや地域活動への参加状況では地域差がみられるが、地域のつながりが必要と感じている人は多い。

### 《第8期計画の評価より》

- 病気や状態の急変などの対応に不安を感じている人が多い反面、緊急通報システム設置件数は目標を達成していない。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛の影響もあり、愛のりタクシーの利用者数の減少がみられる。

### 《委員会意見より》

- 災害時要支援者登録について知らない方が多い。登録を進めてほしい。

### 《課題と今後の取組》

- 地域活動への参加には性別や年代、地域での偏りがみられることから、地域活動を活発に行うことができるよう、地域において参加を促す取組を進めていくとともに、町においてもその支援を行っていく必要があります。
- 地域活動に限らず、隣近所との付き合いなど、日頃からの関係づくりが不足している状況がみられることから、介護予防や重度化防止に向けても人と人との交流などを進めていく必要があります。
- 近年では未曾有の災害が発生している中で、災害への備えが十分ではない人も多く、また地域においても介護・介助が必要な人に対する支援体制が不足している状況もみられることから、「災害時要支援者名簿」の必要性・重要性の周知とともに、登録の促進を進めていく必要があります。
- 国においては高齢者への免許返納が勧められている反面、本町においては免許返納後の移動手段の確保に課題があることから、引き続き全庁的な取組を進めていくとともに、地域における支え合いの取組の事例等について周知していく必要があります。

## 課題6 高齢者の生きがいづくりと活躍の場づくりの推進（施策6）

### 《統計データ等より》

- 認定率は2割未満であり、高齢者の大半（8割以上）は元気な高齢者である。知識や経験を地域に還元するなど、地域の一員として生きがいを持って活躍してもらう施策も必要である。

### 《アンケート結果より》

- 65歳を超えても就労を望む人は多く、実際に70歳ぐらいまでは働いている人が多い。
- 就労を望む理由として、「現在の生活の維持」が最も高いものの、健康維持や生きがいのためとの回答も多い。

### 《第8期計画の評価より》

- ボランティアセンターへの登録、シルバー人材センターの従業者数、老人クラブ会員数などが減少傾向となっている。
- 通いの場の設置箇所数は増加しており、目標値を達成している。

### 《委員会意見より》

- 就労を希望する高齢者が就労できるよう、多様な就労、社会参加の実現に向けた取組が大切である。

### 《課題と今後の取組》

- 元気な高齢者の「集いの場」は増加傾向となっているのに対して、シルバー人材センターや老人クラブへの新規加入者が少なく、高齢者が「活躍する場」としての認識が少ない状況もあることから、高齢者の参加促進に向けて、広報や周知についての支援を行っていく必要があります。
- 人生100年時代を踏まえ、高齢になっても就労を望む人は多くなっています。また、若い世代の担い手が不足していくのに対し、元気な高齢者は増加していくことが推測されます。高齢者自身も介護予防や健康づくりの「担い手」として活躍していただくことも検討していく必要があります。

## 課題7 包括的・重層的な支援体制の構築（施策7）

### 《統計データ等より》

- 近年では、高齢者への虐待や高齢者介護におけるヤングケアラーの問題など、さまざまな複合的な課題が増えてきている。
- 令和7（2025）年には団塊の世代が75歳となるだけでなく、令和22（2040）年には生産年齢人口（15～64歳）が減少していくことが見込まれる。

### 《アンケート結果より》

- ケアマネジャー調査では、虐待の通報義務があることの認知は100%となっているものの、通報すべきか判断に迷うケースが4割近くを占めている。

### 《第8期計画の評価より》

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、虐待防止啓発の実施回数が減少している。また、地域ケア会議、事業者連絡会議、地域支援会議などの「会議の場」への出席ができていない。

### 《課題と今後の取組》

- 令和22（2040）年に向けては、高齢者の増加に対して若い世代が減少し、高齢者を支える「担い手」が不足していくことが推測されます。また、地域が抱える課題では、複合化・複雑化した内容が増えてきていることから、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方の包括的支援体制を強化していく必要があります。
- 高齢者の虐待防止に向け、高齢者の介護を抱える家庭や養護者の孤立・孤独を防止するための取組を検討していく必要があります。
- 虐待通報を含め、専門職が相談する場・機関が少なく、また、専門職が自身の分野外との連携の場が少ない状況がみられることから、専門職自身も相談や情報入手がしやすくなるよう、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていなかった会議の再開など、多職種による連携体制を整えていく必要があります。

## 第4章 施策の体系

| 基本理念                             | 基本方針                         | 重点目標                            | 施 策                            |
|----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 安心・生きがい・幸せあふれ、<br>ホツとするまち<br>愛荘町 | 一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進 | ①<br>中年層からの切れ目ない介護予防・健康づくり活動の実践 | 施策 1<br>介護予防・健康づくりの取組の強化       |
|                                  |                              | ②<br>総合的な認知症施策の推進               | 施策 2<br>総合的な認知症施策の推進           |
|                                  |                              |                                 | 施策 3<br>在宅介護を支える体制の強化          |
|                                  |                              | ③<br>住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための体制整備  | 施策 4<br>医療・看護・介護の連携強化          |
|                                  |                              |                                 | 施策 5<br>地域における生活支援・見守り体制の充実    |
|                                  |                              | ④<br>地域での交流・支え合い活動の促進           | 施策 6<br>高齢者の生きがいづくりと活躍の場づくりの推進 |
|                                  |                              |                                 | 施策 7<br>包括的・重層的な支援体制の構築        |
| 持続可能な介護保険事業の運営                   |                              |                                 |                                |

| 事業                                                                                                                                                       | 新たに盛り込むことが求められる視点                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 中年層からの健康づくりの推進<br>2 一般介護予防事業の推進<br>3 要支援者等への介護予防サービスの提供<br>4 効果的な介護予防・重度化防止の推進                                                                         | ← 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組の促進                                                                |
| 1 認知症に関する正しい知識と理解の促進<br>2 認知症の人や家族が安心して過ごせる地域づくり<br>3 認知症予防の推進<br>4 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の強化<br>5 認知症状に合ったサービスの提供<br>6 認知症の人や家族・介護者への支援の充実<br>7 若年性認知症への対応 | ← ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組<br>← 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進                                            |
| 1 地域密着型サービスの確保・提供<br>2 居宅サービスの確保・提供<br>3 家族介護者への支援<br>4 一時的に休息できる環境づくり                                                                                   | ← 複合的な居宅サービスの整備の推進                                                                              |
| 1 在宅医療・看護・介護の連携体制の構築<br>2 在宅医療・看護・介護にかかる相談体制の整備<br>3 在宅看取り、在宅医療の普及・啓発                                                                                    | ← 医療・介護を効率的・効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化<br>← デジタル技術の活用による医療・介護情報基盤の整備                              |
| 1 地域共生社会づくりの推進<br>2 買物や食事等の日常生活の困りごとに関する支援<br>3 日常的な見守り活動の充実<br>4 防災・感染症対策の充実<br>5 防犯対策の充実<br>6 移動手段の確保<br>7 安心して暮らせる住まいづくりの支援<br>8 介護保険以外の入所・入居施設の確保    | ← 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性<br>← 災害や感染症への備えの重要性                                         |
| 1 地域における居場所づくり<br>2 生活・介護支援サポーターによる活動の促進<br>3 ボランティア活動の促進<br>4 シルバー人材センターの活動支援<br>5 老人クラブの活動支援                                                           |                                                                                                 |
| 1 総合相談体制の充実<br>2 権利擁護と成年後見制度の利用支援<br>『成年後見制度利用促進基本計画』<br>3 高齢者虐待の防止<br>4 地域ケア会議の開催<br>5 多職種連携、関係機関との連携の強化<br>6 地域との連携の強化                                 | ← 重層的支援体制整備事業<br>← 高齢者虐待防止の一層の推進                                                                |
| 1 介護給付の適正化<br>2 介護サービス事業者等の資質の向上<br>3 共生型サービスの提供<br>4 多様な介護人材の確保と業務効率化の取組支援<br>5 介護情報の提供<br>6 低所得者対策の実施                                                  | ← 介護人材の確保（処遇改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備）<br>← 保険者機能の強化<br>← デジタル技術の活用による医療・介護情報基盤の整備 |

## 第5章 施策の展開

### 施策1 介護予防・健康づくりの取組の強化

|        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中年層からの健康づくりやフレイル・オーラルフレイル予防の啓発と実践を含めて、切れ目のない介護予防活動の普及・強化を図ります。</li> <li>・ サロンや老人クラブ等への出前講座により、身近な地域における住民が主体となった介護予防活動を広げます。</li> <li>・ 専門職の適切な関与によって、自立支援・重度化防止につながる効果的な介護予防を進めます。</li> </ul> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### [取組内容]

| No. | 施策の方向          | 実施指標         | 現状値<br>(令和4年度)                                                        | 目標値<br>(令和8年度)                                            | 取組主体       |
|-----|----------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------|
| 1-1 | 中年層からの健康づくりの推進 | 運動習慣のある人の割合  | 40～64 歳<br>男：18.64%<br>女：18.66%<br><br>65 歳以上<br>男：36.55%<br>女：31.33% | 40～64 歳<br>男：20%<br>女：20%<br><br>65 歳以上<br>男：40%<br>女：35% | 健康推進課      |
| 1-2 | 一般介護予防事業の推進    | 各教室・講座への参加者数 | 延べ人数<br>4,769 人                                                       | 延べ人数<br>5,000 人                                           | 地域包括支援センター |
|     |                | 介護予防の取組割合    | 40～64 歳<br>19.7%<br>65 歳以上<br>40.1%                                   | 40～64 歳<br>30%以上<br>65 歳以上<br>50%以上                       |            |



〔成果指標〕

| 指標項目                      | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|
| 要支援・要介護認定率（第1号被保険者）       | 17.7%          | 17.7%          |
| 75歳以上の要支援・要介護認定率          | 29.0%          | 29.0%          |
| 介護予防事業参加者〔認定度〕の維持・改善（1年後） | 66.7%          | 70.0%          |

|   | 事業名                       | 事業内容                                                                                           | 取組主体           |
|---|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ➡ | 噛むCOME+10（プラステン）推進事業      | 誰もが気軽に始められる健康づくりとして「噛むCOME+10（プラステン）1口プラス10回噛もう」運動の普及・啓発をします。                                  | 健康推進課          |
| ➡ | 健康教育                      | 幅広い世代の住民に対し生活の質（QOL）の向上のための健康づくり運動の啓発や自治会等への出前講座や図書館と連携した健康ライブラリー事業を行います。                      | 健康推進課          |
| ➡ | 健康相談・栄養相談                 | 個別の相談対応により、一人ひとりの生活に合わせた健康行動を支援します。                                                            | 健康推進課          |
| ➡ | スポーツを通じた心と身体健康づくり事業       | 世代を越えスポーツを通じた心と身体健康づくりを図るため、スポーツイベント等を実施します。                                                   | 健康推進課<br>生涯学習課 |
| ➡ | フレイル・オーラルフレイル予防の推進<br>【新】 | 通いの場等で身体的、心理的な衰えを予防する活動の場へ専門職と出向き、口腔機能の大切さや人とのつながりの必要性など、フレイル予防の取組を継続的に支援します。                  | 地域包括支援センター     |
| ➡ | 特定健康診査・特定保健指導の推進<br>【新】   | 40歳から74歳の国民健康保険加入者に、特定健康診査を実施します。リスクの重複がある特定保健指導の対象者には、医師・保健師・管理栄養士が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行います。 | 健康推進課          |
| ➡ | 介護予防普及啓発事業                | 各集落に出向き、公民館等の身近な場所において教室を実施し、介護予防等を普及・啓発します。                                                   | 地域包括支援センター     |
| ➡ | 介護予防普及啓発事業<br>(出前講座)      | サロンや老人クラブ等への出前講座を実施し、介護予防等を普及・啓発します。                                                           | 地域包括支援センター     |
| ➡ | 地域介護予防活動支援事業              | 教室を開催し、地域における自主的な介護予防活動の推進役となる住民を育成するとともに、住民主体での介護予防活動を促進します。(例：かがやき教室・はつらつ教室)                 | 地域包括支援センター     |
| ➡ | 地域における介護予防活動・居場所づくりの推進    | 住民主体の地域の拠点での教室等を実施し、居場所づくりや居場所での介護予防活動の展開につなげます。                                               | 地域包括支援センター     |

【取組内容】

| No. | 施策の方向                 | 実施指標             | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体       |
|-----|-----------------------|------------------|----------------|----------------|------------|
| 1-3 | 要支援者等への介護予防サービスの提供    | 総合事業<br>利用者数     | 延べ人数<br>1,215人 | 延べ人数<br>1,400人 | 地域包括支援センター |
| 1-4 | 効果的な介護予防・<br>重度化防止の推進 | 介護予防プラン<br>の検証割合 | 35%/年          | 35%/年          | 地域包括支援センター |

|   | 事業名               | 事業内容                                                              | 取組主体                       |
|---|-------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ➡ | A型サービス事業（通所型・訪問型） | 要支援者等に対するA型サービス（基準緩和型）事業のニーズに合わせ見直しを図りながら行います。                    | 地域包括支援センター                 |
| ➡ | B型サービス事業（通所型・訪問型） | 要支援者等に対するB型サービス（住民主体型）の提供に向けた検討を行います。                             | 地域包括支援センター                 |
| ➡ | 日常生活総合事業          | 総合事業実施事業所と連携し、効果的な介護予防についての検討、事業内容の見直しを行います。                      | 地域包括支援センター                 |
| ➡ | 要支援認定者追跡調査        | 要支援認定者の認定度の変化を取りまとめ、介護予防事業の効果の検証に活用します。                           | 福祉課<br>（介護保険）              |
| ➡ | 介護予防計画の見直し        | 計画者以外の職員が計画書を見直し、本人の状態等に合ったものであるか協議、検討します。                        | 地域包括支援センター                 |
| ➡ | 自立支援型ケア会議         | 介護予防サービスのアセスメントを通じて効果的な自立支援につなげられるよう、専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催します。  | 地域包括支援センター                 |
| ➡ | 保健事業と介護予防事業の一体的実施 | データの共有や医療専門職によるコーディネートを通じて、国民健康保険および後期高齢者の保健事業と介護予防事業とを一体的に実施します。 | 地域包括支援センター<br>健康推進課<br>住民課 |

## 施策2 総合的な認知症施策の推進

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた認知症施策を推進します。</li> <li>・認知症の人やその家族に対する正しい理解と地域での協力を得た“認知症になっても安心な地域づくり”の実現に向けて、地域、学校、企業等と連携した取組を進めます。</li> <li>・認知症の予防、早期発見と初期支援の充実に向けて、専門機関等との連携を強化します。</li> <li>・認知症の人を介護する家族等の負担軽減に向けて、相談窓口の周知を図るとともに、認知症カフェによる交流機会の充実を図ります。</li> </ul> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【取組内容】

| No. | 施策の方向                  | 実施指標                   | 現状値<br>(令和4年度)  | 目標値<br>(令和8年度)  | 取組主体       |
|-----|------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|------------|
| 2-1 | 認知症に関する正しい知識と理解の促進     | 認知症サポーター数              | 延べ人数<br>10,200人 | 延べ人数<br>11,200人 | 地域包括支援センター |
| 2-2 | 認知症の人や家族が安心して過ごせる地域づくり | ネットワーク会議の開催            | 0回※             | 1回              | 地域包括支援センター |
| 2-3 | 認知症予防の推進               | 認知症予防を取り入れた介護予防実施事業場所数 | 2か所             | 4か所             | 地域包括支援センター |
| 2-4 | 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の強化 | 認知症初期集中支援チーム活用件数       | 2件              | 10件             | 地域包括支援センター |

※新型コロナウイルス感染症の拡大により、ネットワーク会議を書面会議等にて実施したため

【成果指標】

| 指標項目                                    | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|-----------------------------------------|----------------|----------------|
| 認知症に関する相談窓口の認知度<br>(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より) | 30.4%          | 40.0%以上        |

|   | 事業名                   | 事業内容                                                                   | 取組主体       |
|---|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| ➡ | 認知症サポーター養成講座          | 少人数の集団も対象にし、各集落への出前講座や小中学校、企業などへ講座を行います。                               | 地域包括支援センター |
| ➡ | 認知症キャラバン・メイト支援        | キャラバン・メイト連絡会における情報提供や交流、研修機会を充実させ、チームオレンジ等への拡充についても検討します。              | 地域包括支援センター |
| ➡ | 「認知症啓発強調月間」等の啓発       | 世界アルツハイマーデーのある9月を強化月間とし、本人発信を含めた街頭啓発等の各種啓発を実施します。                      | 地域包括支援センター |
| ➡ | 徘徊高齢者見守りネットワーク        | 徘徊高齢者の事前登録制度および認知症高齢者見守りQRシールを普及するとともに、警察や協力企業と連携し、素早く発見できる態勢づくりを行います。 | 地域包括支援センター |
| ➡ | 介護予防事業における認知症予防の実施    | 各種介護予防事業において、認知症の発症・進行を予防する観点を取り入れた取組を進めます。                            | 地域包括支援センター |
| ➡ | 認知症予防につながる健康づくりの普及・啓発 | 啓発や介護予防事業において、中年期からの健康づくりが認知症予防にもつながることの周知を推進します。                      | 地域包括支援センター |
| ➡ | 認知症初期集中支援チーム          | 認知症初期集中支援チームを周知し、認知症の疑いがある人への早期介入を図るとともに、必要な支援へとつなげます。                 | 地域包括支援センター |

【取組内容】

| No. | 施策の方向               | 実施指標                | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体          |
|-----|---------------------|---------------------|----------------|----------------|---------------|
| 2-5 | 認知症状に合ったサービスの提供     | 認知症対応力向上研修等の事業所への啓発 | 100%           | 100%           | 福祉課<br>(介護保険) |
| 2-6 | 認知症の人や家族・介護者への支援の充実 | 認知症カフェ数             | 2カ所            | 4カ所            | 地域包括支援センター    |
| 2-7 | 若年性認知症への対応          | 若年性認知症の啓発の実施        | 0回             | 2回             | 地域包括支援センター    |

|   | 事業名           | 事業内容                                                                  | 取組主体          |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| ➡ | 認知症ケアパスの活用    | 認知症ケアパスを随時更新するとともに、認知症の人やその家族への活用を促します。                               | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 関係機関の連携強化     | 湖東認知症疾患医療連携協議会を活用しつつ、認知症地域支援推進員による医療機関との連携強化を図り、必要な支援につなげる体勢づくりを行います。 | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 認知症関係の研修の受講促進 | 介護保険事業所のサービス等における認知症対応力を向上させるため、研修の受講を促します。                           | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 認知症相談窓口の整備    | 町内介護保険事業所の協力により、休日等でも相談できるなど、相談窓口の拡充を図ります。                            | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 認知症カフェ        | 現在開設されているカフェの活性化とともに、新規開設を支援します。当事者の思いが発信できる場づくりを行います。                | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 「チームオレンジ」の検討  | 認知症サポーターによる認知症の人と家族の生活面での支援等（チームオレンジ）について検討を行います。                     | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 若年性認知症の啓発の実施  | 広報やホームページ等を活用し、若年性認知症の理解を住民・企業等に促します。                                 | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 相談対応の充実       | 障がい福祉担当と連携しながら、支援を行います。                                               | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 医療機関との連携      | 介護認定に至らない若年性認知症のケースについて、認知症疾患医療センター等と連携し支援できる体制を構築します。                | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 就労に関する支援      | 認知症疾患医療センターや若年性認知症コーディネーターの支援を得ながら、認知症になっても就労が継続できるよう支援を行います。         | 地域包括支援センター    |

### 施策3 在宅介護を支える体制の強化

|        |                                                                                                                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護が必要になっても在宅生活を希望する人が在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の誘致・指定を進めるとともに、居宅サービス事業所への働きかけを行うなど、必要な介護サービスの確保・充実に図ります。</li> <li>・介護離職ゼロに向けて、介護者の負担を軽減するための取組を継続します。</li> </ul> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### [取組内容]

| No. | 施策の方向           | 実施指標                             | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体          |
|-----|-----------------|----------------------------------|----------------|----------------|---------------|
| 3-1 | 地域密着型サービスの確保・提供 | 事業者連絡会出席率<br>〔事業者出席率〕            | 0%※            | 90%            | 福祉課<br>(介護保険) |
| 3-2 | 居宅サービスの確保・提供    | 主な介護者の介護離職の割合<br>〔サービス利用調査〕      | 7.4%           | 5%以下           | 福祉課           |
| 3-3 | 家族介護者への支援       | 介護用品購入費助成率<br>(助成者数/要介護4・5中の対象者) | 76%            | 80%以上          | 地域包括支援センター    |
| 3-4 | 一時的に休息できる環境づくり  | 緊急時のための居室確保数                     | 1室             | 1室             | 福祉課<br>(介護保険) |

※新型コロナウイルス感染症の拡大により、会議を中止したため



【成果指標】

| 指標項目                                                                   | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 介護サービス利用者（介助者が回答）において、<br>介護を行う上で困っていることが「特にない」<br>人の割合〔サービス利用者調査結果より〕 | 20.0%          | 20.0%以上        |

|   | 事業名                       | 事業内容                                                                    | 取組主体          |
|---|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ➡ | 利用状況等調査の実施                | 小規模多機能型居宅介護を含め、地域密着型サービスの利用状況等を把握します。                                   | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 事業者連絡会の実施                 | 町内事業者を対象に連絡会を実施し、課題の共有や情報交換、連携強化を図ります。                                  | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 広報等による周知                  | 介護職の業務内容と就職などのセミナー等について、広報等を活用し、周知を行います。                                | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ | 介護支援専門員への情報提供             | 制度改定や給付特例について、介護支援専門員に対して情報提供を行います。                                     | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 介護マーク普及事業                 | 介護者が周囲からの偏見や誤解を受けないよう、介護マークを普及します。                                      | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 介護用品購入費助成事業               | 在宅の要介護認定者を介護する人に対し、介護用品購入費用の一部を助成します。                                   | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 介護者お元気訪問                  | 介護者の不安・負担感の軽減を図るため、保健師等が訪問による相談・指導を行います。                                | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 介護者友の会「ひまわり」              | 介護者同士の交流による情報交換等を通じて精神的負担の軽減を図るため、定期的な介護者の会を開催します。                      | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 介護休暇にかかる広報・啓発             | 介護休暇の取得を促進するため、広報やホームページ、町企業訪問等を活用し、啓発を行います。                            | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 仕事と介護の両立支援のための環境整備<br>【新】 | 家族の介護が必要となった場合に、必要な情報収集がわかりやすく行えるよう、各種サービス内容の情報提供についてホームページ等を活用して啓発します。 | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 事業所との連携                   | 事業所との連携を強化し、緊急時における協力依頼ができる体制を整えます。                                     | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 広報等による周知                  | 介護者の負担軽減のためのショートステイ等のサービスについて、広報や窓口等で周知します。                             | 福祉課<br>(介護保険) |

#### 施策4 医療・看護・介護の連携強化

|        |                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族が希望する場所で療養ができ、人生の最終段階を過ごすことができるよう啓発を進めるとともに、相談体制や連携の仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>・疾病予防から治療、介護まで切れ目のないサービスを受けられるよう関係機関が連携し、相談体制の充実を図ります。</li> </ul> |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

##### 【取組内容】

| No. | 施策の方向                 | 実施指標                                                   | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体       |
|-----|-----------------------|--------------------------------------------------------|----------------|----------------|------------|
| 4-1 | 在宅医療・看護・介護の連携体制の構築    | 利用者の病状等について医療と連携をとっている介護支援専門員の割合<br>〔ケアマネジャー調査結果〕      | 95.5%          | 98%            | 地域包括支援センター |
| 4-2 | 在宅医療・看護・介護にかかる相談体制の整備 | 圏域で設置しているコーディネーターへの相談延べ件数                              | 115件           | 120件           | 地域包括支援センター |
| 4-3 | 在宅看取り、在宅医療の普及・啓発      | 人生の最期を迎えたい場所がイメージできる65歳以上の人の割合<br>〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果〕 | 81.6%          | 85%以上          | 地域包括支援センター |

【成果指標】

| 指標項目                                                     | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|----------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 自分の希望する場所で最期まで療養することが実現可能とする人の割合<br>〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より〕 | 8.3%           | 10.0%以上        |

| 事業名                                           | 事業内容                                                                                  | 取組主体       |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| → 在宅医療福祉仕合わせ<br>検討会の活用による情<br>報共有、研修機会の構<br>築 | 在宅医療福祉仕合わせ検討会を活用し、在宅医療・介護連携にかかる資源把握や課題抽出とともに、関係者の情報共有と研修機会の構築に努めます。                   | 地域包括支援センター |
| → 医歯薬連携会議の活用<br>による多職種連携の推<br>進の提供体制の構築       | 医歯薬連携会議を活用し、情報共有と意見交換により相互の役割理解を深め町内の多職種連携の推進に努めます。                                   | 地域包括支援センター |
| → 在宅医療・介護連携に<br>関する相談窓口の充実                    | 医療・看護・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの設置とホームページ等の充実により、在宅医療・介護連携にかかるケアマネジャー等からの相談機会を充実させます。     | 地域包括支援センター |
| → 意思表示方法の周知                                   | 圏域で依頼できる出前講座を活用し、在宅看取りや「終活」等をわかりやすく啓発します。                                             | 地域包括支援センター |
| → ACP(人生会議)の普<br>及・啓発                         | 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う「ACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)」についての啓発を行います。 | 地域包括支援センター |

## 施策5 地域における生活支援・見守り体制の充実

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくため、インフォーマルな取組も含めたさまざまなサービスの組み合わせや地域での見守り、地域の事業者との連携・協働などにより、重層的に支えていく体制の構築を進めます。</li> <li>・支援を必要とする人に対する普段からの見守り活動を充実させ、いざというときにも安心できる体制を整えます。</li> <li>・高齢になっても住み慣れた地域において日常生活を維持できる環境を整えます。</li> </ul> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【取組内容】

| No. | 施策の方向                  | 実施指標               | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体          |
|-----|------------------------|--------------------|----------------|----------------|---------------|
| 5-1 | 地域共生社会づくりの推進           | 地域共生に関する情報の発信や啓発回数 | 2回             | 5回             | 福祉課<br>(地域共生) |
| 5-2 | 買物や食事等の日常生活の困りごとに関する支援 | 買い物支援や配食サービスの相談件数  | 12件            | 30件            | 地域包括支援センター    |
| 5-3 | 日常的な見守り活動の充実           | 緊急通報システム設置件数       | 37件            | 40件            | 福祉課<br>(高齢福祉) |

【成果指標】

| 指標項目                                                         | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|--------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 65歳以上支援サービス利用者数<br>(※買物支援、食の自立支援、緊急通報システム、ふれあい収集の支援事業利用者実人員) | 93人            | 95人            |

| 事業名                           | 事業内容                                                                        | 取組主体          |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ➡ 「地域共生社会」に関する広報・啓発           | 「誰も取り残されない。みんなが主役の社会へ。」をテーマに「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉に対する意識を高めるための広報・啓発を充実させます。   | 福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ 地域支援会議の開催                   | 生活支援が必要な人を地域で支えるため、地域支え合い活動の促進にかかる取組を進めるため地域支援会議を開催します。                     | 福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ 買物支援サービスの情報提供               | 民間事業者による買物支援サービスの内容・費用等を把握し、必要な方への情報提供を行います。                                | 地域包括支援センター    |
| ➡ 食の自立支援事業                    | 在宅の要介護高齢者および重度身体障がい者等に対し、食の自立支援について啓発を行うとともに、必要な世帯への安否確認を兼ねた配食サービスを進めます。    | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ 生活支援体制整備事業                  | 高齢者の日常生活の困りごとを解消するため、生活・介護支援サポーターによる生活支援を実施します。                             | 地域包括支援センター    |
| ➡ 生活支援体制整備におけるコーディネーター・協議体の設置 | 必要な生活支援を把握するとともに、その開発・コーディネートのための取組を進めます。                                   | 地域包括支援センター    |
| ➡ 見守りヘルパー派遣事業                 | ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を訪問し、安否確認とともに、健康診断・予防接種などの情報提供や特殊詐欺などの注意喚起を行います。        | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ 緊急通報システム設置事業                | ひとり暮らし等の高齢者および重度障がい者等に対し、緊急通報システムについて啓発を行うとともに、必要な世帯への設置を進めます。              | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ ふれあい収集事業                    | 高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯を対象に、安否確認を兼ねた個別訪問によるごみの収集を行います。                           | 福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ 民生委員・児童委員等による見守り【新】         | 民生委員・児童委員が見守り活動を行い、支援が必要な方を地域包括支援センターや適切な相談窓口に繋ぎます。                         | 福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ 多様な見守りネットワーク構築の推進【新】        | 民間企業、ボランティアなどの地域におけるさまざまな社会資源を活用しつつ、関連機関と密接に連携することにより、高齢者の見守り体制の整備・推進を図ります。 | 福祉課<br>(地域共生) |

【取組内容】

| No. | 施策の方向           | 実施指標                                         | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体     |
|-----|-----------------|----------------------------------------------|----------------|----------------|----------|
| 5-4 | 防災・感染症対策の<br>充実 | 浸水想定区域<br>内の要配慮者<br>施設における<br>避難確保計画<br>の策定率 | 39.2%          | 100%           | くらし安全環境課 |
| 5-5 | 防犯対策の充実         | 街路等におけ<br>る防犯カメラ<br>の設置                      | 0 か所           | 20 か所          | くらし安全環境課 |

|   | 事業名                      | 事業内容                                                                                | 取組主体                               |
|---|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| ➡ | 防災啓発事業                   | 災害時における防災・減災対策の充実・強化を図るため、研修会の開催や訓練指導等を実施します。                                       | くらし安全環境課                           |
| ➡ | 災害時要支援者支援事業              | 避難行動要支援者の把握をするとともに支援者を設定し、災害時における避難支援等の検討、訓練を行い災害時に備えます。                            | くらし安全環境課<br>福祉課<br>(地域共生)          |
| ➡ | 高齢者等に対応した避難所の確保          | 福祉避難所等、配慮を必要とする人の避難所および災害用備蓄品を確保するとともに、避難所における感染症対策の徹底を図ります。                        | くらし安全環境課<br>健康推進課                  |
| ➡ | 施設等における災害時対策の促進          | 介護施設等における防災対策や避難対策などの備えがなされるよう、対策の構築を促すとともに、対策構築のために必要な支援を行います。                     | くらし安全環境課<br>福祉課<br>(地域共生)          |
| ➡ | 感染症に対する備えと支援【新】          | 感染症の拡大に備え、感染症予防・感染拡大防止対策を周知・啓発するとともに、介護サービス事業所や地域と連携し、必要な物資の備蓄等、平時からの事前準備を促進、支援します。 | くらし安全環境課<br>健康推進課<br>福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ | 犯罪多発警報・交通事故発生警報の発令に関する事業 | 特殊詐欺をはじめとする犯罪や交通事故が多発し、連続発生した場合の情報提供を行います。                                          | くらし安全環境課                           |
| ➡ | 地域と連携した防犯対策の実施【新】        | 高齢者の安全・安心な生活環境の確保を目的として、地域の店舗や事業所、自治会など地域全体で防犯活動に関する情報を関係機関と共有し、連携強化を図ります。          | くらし安全環境課                           |

[取組内容]

| No. | 施策の方向                     | 実施指標                       | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体          |
|-----|---------------------------|----------------------------|----------------|----------------|---------------|
| 5-6 | 移動手段の確保                   | 愛のりタクシー<br>延べ利用者数          | 8,678 人        | 9,000 人        | みらい創生課        |
| 5-7 | 安心して暮らせる<br>住まいづくりの支<br>援 | 専門職による<br>住宅改修内容の<br>評価実施率 | 100%           | 100%           | 福祉課<br>(介護保険) |
| 5-8 | 介護保険以外の入<br>所・入居施設の確保     |                            |                |                | 福祉課<br>(高齢福祉) |



|   | 事業名                        | 事業内容                                                                                                                                  | 取組主体          |
|---|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ➡ | 愛のりタクシー事業                  | 地域の実情に合わせた停留所の増設や移設を行うことで利便性を向上させるとともに、乗り方の出前講座を行い、医療機関などへも停留所を設けるなど住民ニーズを把握し利便性の向上を図ります。                                             | みらい創生課        |
| ➡ | 高齢者通院支援助成事業                | 自ら運転のできない低所得の高齢者に対し、通院に必要な通院支援助成事業について啓発を行うとともに、必要な方へ交通費の一部を助成します                                                                     | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ | 運転免許証返納者への支援               | 高齢者の運転による事故を抑制するために自主返納を推進するとともに、返納者に対しバス、愛のりタクシーまたはコミュニティバスの回数券を交付し、公共交通へのシフトを促します。                                                  | みらい創生課        |
| ➡ | 移動支援にかかる検討                 | 愛のりタクシー以外に支え合い・助け合いによる住民互助の高齢者の移動支援などに取り組む地域が生まれ、町も支援を行っています。また、移動手段として自転車などの乗り物の積極的な利用により、健康維持などを含めた取組として、乗り方や交通安全の出前講座を実施し、普及を図ります。 | みらい創生課<br>福祉課 |
| ➡ | 介護保険住宅改修事業                 | 介護保険制度による住宅改修を適切に活用してもらうため、広報・啓発を行います。                                                                                                | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 施設・居住系サービスに関する情報提供         | 介護保険制度における施設・居住系サービスの周知と、その空き状況に関する情報提供を行います。                                                                                         | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の実態把握 | 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置場所、定員、運営状況などにかかる実態を把握し、県との情報連携を図ります。                                                                          | 福祉課<br>(介護保険) |
| ➡ | 養護老人ホーム等への入所措置             | 在宅で日常生活を送ることが困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。                                                                                           | 福祉課<br>(高齢福祉) |

## 施策6 高齢者の生きがいづくりと活躍の場づくりの推進

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民同士の交流の場および活動・活躍の場づくりを進めます。また、生きがいに繋がる社会活動の種類や内容についての情報不足が参加の妨げとなっているケースが多いことから、より効果的な情報の発信方法を検討します。</li> <li>・高齢者の活動が地域での支え合いの原動力となるよう、生活支援のコーディネートを進めます。</li> <li>・高齢者が培った知識と経験、技術を生かしながら、働くことを通じて生きがいを求め、いつまでも地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。</li> </ul> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【取組内容】

| No. | 施策の方向                | 実施指標                   | 現状値<br>(令和4年度)     | 目標値<br>(令和8年度)     | 取組主体          |
|-----|----------------------|------------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 6-1 | 地域における居場所づくり         | 「通いの場」の数               | 30 力所              | 45 力所以上            | 地域包括支援センター    |
| 6-2 | 生活・介護支援サポーターによる活動の促進 | 生活・介護支援サポーター活動率        | 12%                | 29%                | 地域包括支援センター    |
| 6-3 | ボランティア活動の促進          | ボランティアセンター登録者数         | 490 人              | 600 人              | 福祉課<br>(地域共生) |
| 6-4 | シルバー人材センターの活動支援      | シルバー人材センター延べ就業者数       | 17,777 人/年<br>(請負) | 18,070 人/年<br>(請負) | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| 6-5 | 老人クラブの活動支援           | 老人クラブ会員数<br>(未加入クラブ含む) | 2,046 人            | 2,050 人            | 福祉課<br>(高齢福祉) |

【成果指標】

| 指標項目                                     | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|------------------------------------------|----------------|----------------|
| 高齢者の幸福度（10点満点）<br>〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より〕 | 15.6%          | 16.5%以上        |

|   | 事業名                   | 事業内容                                                                                          | 取組主体          |
|---|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ➡ | ふれあいサロン助成事業           | 身近な地域における「通いの場」としてのふれあいサロン活動の活発化に向けた助成を行います。                                                  | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 居場所づくりの必要性の周知         | 出前講座などの機会を活用し、居場所づくりの必要性を周知します。                                                               | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 生活・介護支援サポーター養成事業      | 住民主体によるサービスの担い手を養成するため、生活・介護支援サポーター養成講座を実施します。                                                | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 生活・介護支援サポーターフォローアップ講座 | サポーター活動を継続的に支援するため、フォローアップ講座による情報提供や研修を実施します。                                                 | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 生活・介護支援サポーター連絡会       | 必要な生活支援につなげるため、サポーターによる定期的な話し合いの場を設けます。                                                       | 地域包括支援センター    |
| ➡ | ボランティアセンター事業          | 町社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、支える側、支えられる側という考え方を取り払い、多世代にわたるボランティア活動を支援します。                         | 福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ | シルバー人材センター運営事業        | 高齢者の労働力の活用と就業機会の増大により、高齢者の生きがいと、地域貢献、健康・活躍の場づくりが促進されるよう、職業能力開発や就業相談などを含めたシルバー人材センターの運営を支援します。 | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ | シルバー人材センター活動の情報提供     | シルバー人材センターの活用が図られるよう、センターについての情報提供を支援します。                                                     | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ | 老人クラブ活動支援事業           | 老人クラブの自主的活動が将来にわたって持続的に実施され高齢者同士の交流と生きがいづくりが図られるよう、老人クラブ活動を支援します。                             | 福祉課<br>(高齢福祉) |
| ➡ | 老人クラブの魅力向上に向けた支援      | 単位老人クラブの会員確保に向けて、クラブについての情報提供を支援します。                                                          | 福祉課<br>(高齢福祉) |

## 施策7 包括的・重層的な支援体制の構築

|        |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策のねらい | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターで把握した地域課題は、高齢者分野に限らず行政全般にわたる複合的な課題も多く、多分野の視点から協議を重ね、行政と地域が一丸となって解決していく必要があります。包括的な支援体制を構築するため、体制の強化を図るとともに、関係機関や地域との連携を強化します。</li> <li>・高齢者の尊厳と権利を守るため、判断能力が乏しい人に対する権利擁護を推進するとともに、虐待の未然防止を図ります。</li> </ul> |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【取組内容】

| No. | 施策の方向                                 | 実施指標                  | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体              |
|-----|---------------------------------------|-----------------------|----------------|----------------|-------------------|
| 7-1 | 総合相談体制の充実                             | 総合相談件数<br>(来所、訪問、電話)  | 3,851 件        | 4,100 件        | 地域包括支援センター<br>福祉課 |
| 7-2 | 権利擁護と成年後見制度の利用支援<br>『成年後見制度利用促進基本計画』※ | 「彦愛犬権利擁護サポートセンター」の認知度 | 10.8%          | 15%以上          | 地域包括支援センター        |

※施策7-2を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に定める「愛荘町成年後見制度利用促進計画」として位置づけます。

【成果指標】

| 指標項目                        | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|-----------------------------|----------------|----------------|
| 複合的な相談に対し、包括的に対応したケース<br>件数 | 0件             | 5件             |

|   | 事業名                       | 事業内容                                                                                    | 取組主体               |
|---|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ➡ | 総合相談事業                    | 地域包括支援センターを中心とした介護等に関する総合的な相談体制のネットワーク化の充実を図り、重層的支援につなげます。                              | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 情報発信事業                    | 介護サービスや保健福祉事業に関する情報提供の充実を図ります。                                                          | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備【新】    | 複合化・複雑化した課題について、相談を受けることができる体制を整備します。                                                   | 福祉課、<br>地域包括支援センター |
| ➡ | 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の周知      | 広報や出前講座の機会や「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、制度や相談窓口の周知、啓発を行います。                                    | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 町長申立ての実施                  | 成年後見制度の利用が必要であって、本人や親族による申立てが期待できない場合など、必要に応じて町長申立てを実施します。                              | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 成年後見制度にかかる相談事業            | 「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を中核機関とし、相談機会の充実、成年後見制度の利用促進を図ります。                                      | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 地域福祉権利擁護事業等関連制度からのスムーズな移行 | 「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行することが望ましい人について、社会福祉協議会等関係機関と連携し、円滑な移行等を進めます。 | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 成年後見人等への支援                | 「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、成年後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制作りを行います。                                   | 地域包括支援センター         |
| ➡ | 成年後見制度利用支援事業【拡大】          | 成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部の助成を行います。      | 地域包括支援センター         |

【取組内容】

| No. | 施策の方向             | 実施指標                                | 現状値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和8年度) | 取組主体                        |
|-----|-------------------|-------------------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 7-3 | 高齢者虐待の防止          | 高齢者虐待防止<br>啓発回数<br>〈出前講座〉           | 1件             | 10件            | 地域包括支援センター                  |
| 7-4 | 地域ケア会議の開催         | 地域ケア会議<br>の開催回数                     | 0回※            | 2回             | 地域包括支援センター                  |
| 7-5 | 多職種連携、関係機関との連携の強化 | 事業者連絡会<br>出席率<br>(地域包括支援<br>センター職員) | 0%※            | 100%           | 地域包括支援センター                  |
| 7-6 | 地域との連携の強化         |                                     |                |                | 福祉課<br>(地域共生)<br>地域包括支援センター |

※新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域ケア会議・事業者連絡会等を書面会議にて実施したため

|   | 事業名                  | 事業内容                                                          | 取組主体          |
|---|----------------------|---------------------------------------------------------------|---------------|
| ➡ | 相談場所や通報義務の周知         | 広報や出前講座の機会を活用し、通報・相談窓口および通報義務の周知、啓発を行います。                     | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 高齢者虐待防止ネットワーク会議      | 高齢者虐待防止にかかわる地域の関係機関等の連携・協力体制を整備し、意見・情報交換を行います。                | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応 | 虐待事案が発生した場合には、虐待対応マニュアルに沿ってコア会議、サポートチーム会議等を開催するなどの迅速な対応を図ります。 | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 地域ケア推進会議             | 多職種による地域ケア推進会議を開催し、個別ニーズから地域課題を抽出し、施策提案へとつなげます。               | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 介護支援専門員への支援          | 困難ケースなどの共有やケアプラン点検などを通じ、介護支援専門員への支援に努めます。                     | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 事業者連絡会の実施            | 事業者を対象に連絡会を実施し、課題の共有や情報交換、連携強化を図ります。                          | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 医歯薬連携会議の活用           | 医歯薬連携会議を活用し、医療関係機関との連携を強化します。                                 | 地域包括支援センター    |
| ➡ | 地域支援会議等の活用           | 地域支援会議等の機会を活用し、民生委員児童委員協議会をはじめとする地域の関係機関・協力団体との連携を強化します。      | 福祉課<br>(地域共生) |
| ➡ | 生活支援コーディネーターによる連携強化  | 生活支援コーディネーターの活動を通じ、地域との連携、地域への支援の充実に努めます。                     | 地域包括支援センター    |



## 第6章 介護保険サービス等の量の見込みと介護保険料

### 1 人口および要介護認定者数の推計

#### (1) 高齢者人口の見込み

本町における、計画期間（令和6～8年度）および令和22（2040）年の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、令和5（2023）年度に4,893人であったものが、令和8（2026）年度には4,977人、令和22（2040）年度には5,732人と伸び続けるものと考えられます。

同様に、75歳以上の後期高齢者人口は令和5（2023）年度の2,583人から、令和8（2026）年度には2,831人、令和22（2040）年度には、2,952人に増加することが見込まれ、高齢化率は、本計画期間中は微増にとどまりますが、75歳以上人口比率は12.6%から13.4%まで上昇します。

■年齢別人口の推移および推計（各年9月末現在）

（単位：人）

|         | 実績        |           |           | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|         | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|         | 2021      | 2022      | 2023      | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 0～39歳   | 9,685     | 9,502     | 9,307     | 9,174     | 9,068     | 8,963     | 8,579      | 8,273      | 7,872      |
| 40～64歳  | 6,881     | 6,962     | 7,038     | 7,133     | 7,187     | 7,239     | 7,365      | 7,144      | 6,670      |
| 65～69歳  | 1,119     | 1,100     | 1,082     | 1,081     | 1,070     | 1,076     | 1,100      | 1,287      | 1,558      |
| 70～74歳  | 1,315     | 1,291     | 1,228     | 1,152     | 1,080     | 1,070     | 1,023      | 1,049      | 1,222      |
| 75～79歳  | 868       | 944       | 989       | 1,057     | 1,179     | 1,220     | 1,000      | 953        | 974        |
| 80～84歳  | 657       | 667       | 711       | 770       | 750       | 733       | 1,009      | 857        | 814        |
| 85～89歳  | 529       | 544       | 529       | 488       | 495       | 496       | 562        | 758        | 642        |
| 90歳以上   | 343       | 334       | 354       | 369       | 374       | 382       | 373        | 404        | 522        |
| 高齢者計    | 4,831     | 4,880     | 4,893     | 4,917     | 4,948     | 4,977     | 5,067      | 5,308      | 5,732      |
| 高齢化率    | 22.6%     | 22.9%     | 23.0%     | 23.2%     | 23.3%     | 23.5%     | 24.1%      | 25.6%      | 28.3%      |
| 後期高齢者計  | 2,397     | 2,489     | 2,583     | 2,684     | 2,798     | 2,831     | 2,944      | 2,972      | 2,952      |
| 75歳以上比率 | 11.2%     | 11.7%     | 12.1%     | 12.6%     | 13.2%     | 13.4%     | 14.0%      | 14.3%      | 14.6%      |
| 全年齢計    | 21,397    | 21,344    | 21,238    | 21,224    | 21,203    | 21,179    | 21,011     | 20,725     | 20,274     |

※令和6（2024）年度以降の推計は、令和元（2019）年度～令和5（2023）年度の各年度9月末時点の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。算出上の端数は四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります。



## (2) 要支援・要介護認定者数の見込み

本町における、計画期間（令和6～8年度）および令和22（2040）年の要支援・要介護者数を次のように見込みます。

要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年度に874人であったものが、75歳以上の後期高齢者人口が増加することに伴い、令和8（2026）年度には894人、認定率は18.0%に、令和22（2040）年度には1,079人、認定率は18.8%まで上昇するものと見込みます。

■要支援・要介護認定者数の推計（各年10月1日現在）

（単位：人）

|      | 実績        |           |           | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|      | 2021      | 2022      | 2023      | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 要支援1 | 86        | 92        | 115       | 117       | 117       | 116       | 126        | 135        | 136        |
| 要支援2 | 103       | 112       | 120       | 122       | 121       | 121       | 134        | 142        | 143        |
| 要介護1 | 185       | 208       | 206       | 215       | 215       | 217       | 235        | 256        | 262        |
| 要介護2 | 139       | 145       | 134       | 142       | 140       | 143       | 151        | 163        | 173        |
| 要介護3 | 112       | 101       | 109       | 101       | 103       | 103       | 108        | 121        | 130        |
| 要介護4 | 109       | 109       | 107       | 108       | 110       | 110       | 114        | 124        | 133        |
| 要介護5 | 76        | 87        | 83        | 83        | 83        | 84        | 86         | 94         | 102        |
| 認定者計 | 810       | 854       | 874       | 888       | 889       | 894       | 954        | 1,035      | 1,079      |
| 認定率  | 16.8%     | 17.5%     | 17.9%     | 18.1%     | 18.0%     | 18.0%     | 18.8%      | 19.5%      | 18.8%      |

※令和6（2024）年度以降は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の男女別・年齢5歳刻み別認定率の平均値を、人口推計値に掛け合わせて推計しています。また、算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数（65歳以上人口）で割ったものです。

## 2 介護保険サービスにかかる基盤整備

本町における、令和5年度（2023年度）末現在（見込み）の地域密着型サービスおよび施設・居住系サービスの施設（事業所）数および定員と、第9期計画期間内の基盤整備量を下記の通り見込みます。

### ■地域密着型サービスの状況および整備見込み

|                      |     | 令和5年度<br>末見込み<br>2023 | 令和6年度<br>整備<br>2024 | 令和7年度<br>整備<br>2025 | 令和8年度<br>整備<br>2026 |
|----------------------|-----|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 箇所数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
| 夜間対応型訪問介護            | 箇所数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
| 地域密着型通所介護            | 箇所数 | 4                     | —                   | —                   | —                   |
| 認知症対応型通所介護           | 箇所数 | 1                     | —                   | —                   | —                   |
| 小規模多機能型居宅介護          | 箇所数 | 2                     | —                   | —                   | —                   |
| 認知症対応型共同生活介護         | 箇所数 | 1                     | —                   | —                   | —                   |
|                      | 定員数 | 18人                   | —                   | —                   | —                   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 箇所数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
|                      | 定員数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 箇所数 | 1                     | —                   | —                   | —                   |
|                      | 定員数 | 29人                   | —                   | —                   | —                   |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 箇所数 | —                     | —                   | —                   | —                   |

### ■施設・居住系サービスの状況および整備見込み

|             |     | 令和5年度<br>末見込み<br>2023 | 令和6年度<br>整備<br>2024 | 令和7年度<br>整備<br>2025 | 令和8年度<br>整備<br>2026 |
|-------------|-----|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 介護老人福祉施設    | 箇所数 | 2                     | —                   | —                   | (増床)                |
|             | 定員数 | 100人                  | —                   | —                   | +10人                |
| 介護老人保健施設    | 箇所数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
|             | 定員数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
| 介護療養型医療施設   | 箇所数 | —                     |                     |                     |                     |
|             | 定員数 | —                     |                     |                     |                     |
| 介護医療院       | 箇所数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
|             | 定員数 | —                     | —                   | —                   | —                   |
| 特定施設入居者生活介護 | 箇所数 | 1                     | —                   | —                   | —                   |
|             | 定員数 | 50人                   | —                   | —                   | —                   |

なお、上記の基盤整備にかかる参考として、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の状況を表します。

|               |     | 令和5年度<br>末見込み<br>2023 | 備 考                                 |
|---------------|-----|-----------------------|-------------------------------------|
| 有料老人ホーム       | 箇所数 | 1                     | ※左記施設は同一の施設であり、かつ特定施設入居者生活介護事業所である。 |
|               | 定員数 | 50人                   |                                     |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 箇所数 | 1                     |                                     |
|               | 定員数 | 50人                   |                                     |

### 3 サービス利用者数の見込み

#### (1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

要支援・要介護認定者数のうち、施設・居住系サービスの利用者数について、高齢者数の増加等の見込みを踏まえ、下記の通り利用者数を見込みます。

■施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位：人)

|                      | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                      | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|                      | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| ① 居宅（介護予防）サービス       |           |           |           |            |            |            |
| 特定施設入居者生活介護          | 16        | 16        | 16        | 17         | 18         | 18         |
| ② 地域密着型（介護予防）サービス    |           |           |           |            |            |            |
| 認知症対応型共同生活介護         | 19        | 19        | 19        | 24         | 25         | 27         |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 33        | 33        | 33        | 38         | 41         | 43         |
| ③ 施設サービス             |           |           |           |            |            |            |
| 介護老人福祉施設             | 105       | 105       | 105       | 116        | 126        | 135        |
| 介護老人保健施設             | 34        | 34        | 34        | 36         | 37         | 40         |
| 介護療養型医療施設・介護医療院      | 12        | 12        | 12        | 15         | 16         | 17         |

#### (2) 在宅サービス利用対象者数の見込み

要支援・要介護認定者数のうち、上記の施設・居住系サービスを除いた在宅サービス対象者数を下記の通り見込みます。要支援・要介護認定者が増加すると見込まれることから、在宅サービスの対象者数も年々増加し、令和8（2026）年度で675人が対象になるものと見込みます。

■在宅サービス利用対象者数（居住系サービスを除く）

(単位：人)

|              | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|              | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|              | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 在宅サービス利用対象者数 | 669       | 670       | 675       | 708        | 772        | 799        |

## 4 介護サービス量の見込み

各サービスの見込量のうち、施設・居住系サービスについては前ページの利用者数の見込み通りとします（再掲）。

在宅サービスについては、過去の給付実績から利用率および利用回数・日数を算出し、前ページの在宅サービス利用対象者数に掛け合わせることで算出し、下記の通り見込むものとします。

### （１）地域密着型以外の居宅サービス

#### ① 予防給付

■予防給付（地域密着型以外）の居宅サービス見込み量（一月あたり）

|                     |       | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|---------------------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                     |       | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|                     |       | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 介護予防訪問入浴介護          | 回数（回） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|                     | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 介護予防訪問看護            | 回数（回） | 37.8      | 37.8      | 37.8      | 37.8       | 52.6       | 52.6       |
|                     | 人数（人） | 6         | 6         | 6         | 6          | 8          | 8          |
| 介護予防<br>訪問リハビリテーション | 回数（回） | 15.8      | 15.8      | 15.8      | 15.8       | 15.8       | 15.8       |
|                     | 人数（人） | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          | 2          |
| 介護予防<br>居宅療養管理指導    | 人数（人） | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          | 1          |
| 介護予防<br>通所リハビリテーション | 人数（人） | 35        | 35        | 35        | 39         | 41         | 41         |
| 介護予防<br>短期入所生活介護    | 日数（日） | 9.5       | 9.5       | 9.5       | 9.5        | 9.5        | 9.5        |
|                     | 人数（人） | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          | 1          |
| 介護予防<br>短期入所療養介護    | 日数（日） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|                     | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 介護予防福祉用具貸与          | 人数（人） | 102       | 102       | 101       | 112        | 116        | 121        |
| 特定介護予防福祉用具<br>購入費   | 人数（人） | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          | 2          |
| 介護予防住宅改修            | 人数（人） | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          | 2          |
| 介護予防特定施設入居者<br>生活介護 | 人数（人） | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          | 1          |
| 介護予防支援              | 人数（人） | 115       | 116       | 115       | 127        | 132        | 136        |

## ② 介護給付

■介護給付（地域密着型以外）の居宅サービス見込み量（一月あたり）

|                           |       | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|---------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                           |       | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|                           |       | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 訪問介護                      | 回数（回） | 1,937.6   | 1,954.5   | 1,954.5   | 1,941.1    | 2,123.4    | 2,260.2    |
|                           | 人数（人） | 84        | 85        | 85        | 87         | 95         | 100        |
| 訪問入浴介護                    | 回数（回） | 55.3      | 55.3      | 55.3      | 55.3       | 55.3       | 61.1       |
|                           | 人数（人） | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         | 11         |
| 訪問看護                      | 回数（回） | 477.2     | 477.2     | 484.9     | 481.8      | 536.5      | 560.3      |
|                           | 人数（人） | 63        | 63        | 64        | 64         | 71         | 74         |
| 訪問リハビリテーション               | 回数（回） | 177.1     | 177.1     | 177.1     | 188.6      | 196.2      | 204.2      |
|                           | 人数（人） | 19        | 19        | 19        | 20         | 21         | 22         |
| 居宅療養管理指導                  | 人数（人） | 27        | 27        | 27        | 29         | 31         | 33         |
| 通所介護                      | 回数（回） | 1,412.4   | 1,433.6   | 1,451.5   | 1,456.2    | 1,607.3    | 1,702.4    |
|                           | 人数（人） | 152       | 154       | 156       | 157        | 173        | 183        |
| 通所リハビリテーション               | 回数（回） | 161.8     | 159.4     | 159.4     | 159.1      | 181.7      | 193.0      |
|                           | 人数（人） | 27        | 27        | 27        | 27         | 31         | 33         |
| 短期入所生活介護                  | 日数（日） | 515.9     | 525.2     | 534.6     | 514.7      | 594.7      | 622.7      |
|                           | 人数（人） | 59        | 60        | 61        | 59         | 68         | 71         |
| 短期入所療養介護<br>（老健）          | 日数（日） | 62.9      | 62.9      | 62.9      | 55.4       | 70.5       | 70.5       |
|                           | 人数（人） | 10        | 10        | 10        | 9          | 11         | 11         |
| 介防短期入所療養介護<br>（病院等・介護医療院） | 日数（日） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|                           | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 福祉用具貸与                    | 人数（人） | 256       | 247       | 251       | 250        | 277        | 294        |
| 特定福祉用具購入費                 | 人数（人） | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          | 5          |
| 住宅改修                      | 人数（人） | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          | 2          |
| 特定施設入居者生活介護               | 人数（人） | 15        | 15        | 15        | 16         | 17         | 17         |
| 居宅介護支援                    | 人数（人） | 331       | 321       | 322       | 331        | 365        | 383        |

## (2) 地域密着型サービス

### ① 予防給付

■予防給付（地域密着型）のサービス見込み量（一月あたり）

|                      |       | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|----------------------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                      |       | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|                      |       | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 介護予防認知症対応型<br>通所介護   | 回数（回） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|                      | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 介護予防小規模多機能型<br>居宅介護  | 人数（人） | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          | 2          |
| 介護予防認知症対応型<br>共同生活介護 | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |

### ② 介護給付

■介護給付（地域密着型）のサービス見込み量（一月あたり）

|                          |       | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|--------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                          |       | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|                          |       | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護     | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 夜間対応型訪問介護                | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 地域密着型通所介護                | 回数（回） | 795.0     | 807.0     | 807.0     | 825.4      | 918.6      | 963.4      |
|                          | 人数（人） | 78        | 79        | 79        | 81         | 90         | 94         |
| 認知症対応型通所介護               | 回数（回） | 220.0     | 220.0     | 220.0     | 224.1      | 254.2      | 259.5      |
|                          | 人数（人） | 24        | 24        | 24        | 24         | 27         | 28         |
| 小規模多機能型居宅介護              | 人数（人） | 41        | 41        | 41        | 42         | 48         | 50         |
| 認知症対応型共同生活介護             | 人数（人） | 19        | 19        | 19        | 24         | 25         | 27         |
| 地域密着型特定施設<br>入居者生活介護     | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 地域密着型介護老人福祉<br>施設入所者生活介護 | 人数（人） | 33        | 33        | 33        | 38         | 41         | 43         |
| 看護小規模多機能型居宅介護            | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 複合型サービス                  | 人数（人） | -         | -         | -         | -          | -          | -          |

## (3) 地域密着型以外の施設サービス

■介護給付（地域密着型以外）の施設サービス見込量（一月あたり）

|                     |       | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|---------------------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                     |       | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|                     |       | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 介護老人福祉施設            | 人数（人） | 105       | 105       | 105       | 116        | 126        | 135        |
| 介護老人保健施設            | 人数（人） | 34        | 34        | 34        | 36         | 37         | 40         |
| 介護療養型医療施設・介<br>護医療院 | 人数（人） | 12        | 12        | 12        | 15         | 16         | 17         |

## 5 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の見込量については、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの利用実績をもとに、対象者数の伸びを勘案して算出します。

### （１）介護予防・生活支援サービス事業

#### ■介護予防・生活支援サービス事業見込量（一月あたり）

|     |                | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|-----|----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|     |                | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|     |                | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 訪問型 | 訪問介護相当サービス     | 17        | 17        | 17        | 17         | 17         | 17         |
|     | 基準緩和サービス [A]   | 26        | 28        | 31        | 26         | 26         | 26         |
|     | 住民主体サービス [B]   | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|     | 短期集中予防サービス [C] | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|     | 移動支援サービス [D]   | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|     | その他訪問型サービス     | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
| 通所型 | 通所介護相当サービス     | 58        | 58        | 59        | 60         | 60         | 60         |
|     | 基準緩和サービス [A]   | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|     | 住民主体サービス [B]   | -         | -         | -         | -          | -          | -          |
|     | 短期集中予防サービス [C] | -         | -         | -         | -          | -          | -          |

### （２）一般介護予防事業

#### ■一般介護予防事業費見込量（年間）

（単位：千円）

|              | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|              | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|              | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 介護予防把握事業     | 16        | 16        | 16        | 24         | 24         | 24         |
| 介護予防普及啓発事業   | 440       | 442       | 444       | 773        | 773        | 763        |
| 地域介護予防活動支援事業 | 260       | 261       | 262       | 655        | 655        | 647        |

### （３）介護予防支援事業

#### ■介護予防支援事業費見込量（一月あたり）

（単位：千円）

|              | 推計（計画期間）  |           |           | 中長期推計      |            |            |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|              | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 | 令和<br>17年度 | 令和<br>22年度 |
|              | 2024      | 2025      | 2026      | 2030       | 2035       | 2040       |
| 介護予防ケアマネジメント | 3,065     | 3,079     | 3,092     | 3,978      | 3,978      | 3,929      |

## 6 要介護者等へのリハビリテーションにかかる目標設定

要介護者等の生活機能を「心身機能」、「活動」、「参加」の側面から回復・維持・向上させることをめざし、下記の実組内容と目標のもと、本町におけるリハビリテーションサービスの提供体制の構築を図ります。

### ■ リハビリテーションにかかる実績と目標

(単位：％)

|                | 実績       | 目標       |          |          |  |
|----------------|----------|----------|----------|----------|--|
|                | 令和5年度    | 令和6年度    | 令和7年度    | 令和8年度    |  |
|                | (2023年度) | (2024年度) | (2025年度) | (2026年度) |  |
| 訪問リハビリテーション利用率 | 1.97     | 1.97 以上  | 1.97 以上  | 1.97 以上  |  |
| 通所リハビリテーション利用率 | 8.33     | 8.33 以上  | 8.33 以上  | 8.33 以上  |  |

※地域包括ケア「見える化」システムより

### ① リハビリテーションサービス利用の促進

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所は町内にないものの、「見える化」システムによると、全国平均並みの利用がなされています。今後も、周辺市町の事業所におけるサービス提供体制の確保を図り、町内の利用者に対するリハビリテーションサービスの利用を促進します。

### ② 要介護者等の自立支援に向けたリハビリテーション専門職の関与

要介護者等のうち、機能回復に資するサービス利用の見込みがある場合は、自立支援型地域ケア会議の開催などを通じて、理学療法士や作業療法士等の専門職の関与がなされるよう努めます。



## 7 介護保険事業費と保険料額の見込み

### (1) 介護保険の総事業費等の見込み

#### ① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約1億1,000万円となります。

■予防給付費（総費用額の原則90％）の推計

（単位：千円）

|                  | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 3年間の合計  |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| ① 地域密着型以外のサービス   |                   |                   |                   |         |
| 介護予防訪問入浴介護       | -                 | -                 | -                 | -       |
| 介護予防訪問看護         | 2,024             | 2,027             | 2,027             | 6,078   |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 545               | 546               | 546               | 1,637   |
| 介護予防居宅療養管理指導     | 41                | 41                | 41                | 123     |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 14,778            | 14,797            | 14,797            | 44,372  |
| 介護予防短期入所生活介護     | 682               | 683               | 683               | 2,048   |
| 介護予防短期入所療養介護     | -                 | -                 | -                 | -       |
| 介護予防福祉用具貸与       | 7,398             | 7,406             | 7,329             | 22,133  |
| 特定介護予防福祉用具購入費    | 610               | 610               | 610               | 1,830   |
| 介護予防住宅改修         | 1,789             | 1,789             | 1,789             | 5,367   |
| 介護予防特定施設入居者生活介護  | 714               | 715               | 715               | 2,144   |
| ② 地域密着型サービス      |                   |                   |                   |         |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | -                 | -                 | -                 | -       |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 2,220             | 2,223             | 2,223             | 6,666   |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | -                 | -                 | -                 | -       |
| ③ 介護予防支援         | 6,358             | 6,422             | 6,366             | 19,146  |
| 予防給付費計           | 37,159            | 37,259            | 37,126            | 111,544 |

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## ② 介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約40.6億円となります

■介護給付費（総費用額の原則90％）の推計

（単位：千円）

|                      | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 3年間の合計    |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| ① 地域密着型以外のサービス       |                   |                   |                   |           |
| 訪問介護                 | 66,970            | 67,618            | 67,618            | 202,206   |
| 訪問入浴介護               | 8,428             | 8,439             | 8,439             | 25,306    |
| 訪問看護                 | 33,956            | 33,999            | 34,565            | 102,520   |
| 訪問リハビリテーション          | 6,826             | 6,835             | 6,835             | 20,496    |
| 居宅療養管理指導             | 2,302             | 2,305             | 2,305             | 6,912     |
| 通所介護                 | 137,463           | 140,016           | 141,590           | 419,069   |
| 通所リハビリテーション          | 14,042            | 13,898            | 13,898            | 41,838    |
| 短期入所生活介護             | 52,407            | 53,446            | 54,287            | 160,140   |
| 短期入所療養介護             | 9,193             | 9,204             | 9,204             | 27,601    |
| 福祉用具貸与               | 42,418            | 40,768            | 41,429            | 124,615   |
| 特定福祉用具購入費            | 2,134             | 2,134             | 2,134             | 6,402     |
| 住宅改修費                | 2,960             | 2,960             | 2,960             | 8,880     |
| 特定施設入居者生活介護          | 37,750            | 37,797            | 37,797            | 113,344   |
| ② 地域密着型サービス          |                   |                   |                   |           |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | -                 | -                 | -                 | -         |
| 夜間対応型訪問介護            | -                 | -                 | -                 | -         |
| 地域密着型通所介護            | 80,230            | 82,130            | 82,130            | 244,490   |
| 認知症対応型通所介護           | 27,426            | 27,461            | 27,461            | 82,348    |
| 小規模多機能型居宅介護          | 98,149            | 98,273            | 98,273            | 294,695   |
| 認知症対応型共同生活介護         | 56,611            | 56,683            | 56,683            | 169,977   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | -                 | -                 | -                 | -         |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 110,988           | 111,129           | 111,129           | 333,246   |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | -                 | -                 | -                 | -         |
| 複合型サービス              | -                 | -                 | -                 | -         |
| ③ 施設サービス             |                   |                   |                   |           |
| 介護老人福祉施設             | 337,661           | 338,088           | 338,088           | 1,013,837 |
| 介護老人保健施設             | 111,226           | 111,367           | 111,367           | 333,960   |
| 介護医療院                | 55,107            | 55,177            | 55,177            | 165,461   |
| ④ 居宅介護支援             | 56,765            | 55,354            | 55,511            | 167,630   |
| 介護給付費計               | 1,351,012         | 1,355,081         | 1,358,880         | 4,064,973 |

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

### ③ 標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った1割負担の合計額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」、および「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、下記の通り設定します。

なお、設定にあたっては、制度改正に伴う負担の見直しによる影響額を推計し、加味するとともに、介護報酬の改定分を加え算定しました。

#### ■標準給付費の見込み

（単位：千円）

|                                   | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 合計        |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 総給付費                              | 1,388,171         | 1,392,340         | 1,396,006         | 4,176,517 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後)    | 47,071            | 47,237            | 47,502            | 141,809   |
| 特定入所者介護サービス費等給付額                  | 46,416            | 46,520            | 46,781            | 139,717   |
| 制度改正に伴う財政影響額                      | 655               | 716               | 720               | 2,092     |
| 高額介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後)       | 29,581            | 29,691            | 29,857            | 89,129    |
| 高額介護サービス費等給付額                     | 29,110            | 29,176            | 29,339            | 87,625    |
| 高額介護サービス費等の利用者負担<br>の見直し等に伴う財政影響額 | 471               | 515               | 518               | 1,504     |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額                 | 4,258             | 4,277             | 4,287             | 12,821    |
| 算定対象審査支払手数料                       | 1,419             | 1,425             | 1,428             | 4,272     |
| 審査支払手数料一件あたり単価（円）                 | 69                | 69                | 69                | -         |
| 審査支払手数料支払件数（件）                    | 20,558            | 20,652            | 20,697            | 61,907    |
| 標準給付費                             | 1,470,500         | 1,474,969         | 1,479,080         | 4,424,549 |

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### ④ 地域支援事業費の算出

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費については、本章の「5. 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み」の事業量に対する単価等を掛け合わせ、事業費を算出します。

包括的支援事業費・任意事業費については、実績に伴う事業費から、高齢者人口の伸びを勘案して下記の通り設定します。

##### ■地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

|                             | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 合計      |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費            | 27,795            | 28,229            | 28,777            | 84,801  |
| 一般介護予防事業                    | 24,014            | 24,431            | 24,963            | 73,408  |
| 介護予防・生活支援サービス事業費            | 716               | 719               | 722               | 2,157   |
| 介護予防ケアマネジメント費               | 3,065             | 3,079             | 3,092             | 9,236   |
| 包括的支援事業費・任意事業費              | 32,052            | 32,256            | 32,393            | 96,702  |
| 包括的支援事業費<br>(地域包括支援センターの運営) | 30,313            | 30,467            | 30,597            | 91,377  |
| 任意事業費                       | 1,739             | 1,789             | 1,797             | 5,325   |
| 包括的支援事業費（社会保障充実分）           | 25,125            | 25,257            | 25,365            | 75,747  |
| 在宅医療・介護連携推進事業費              | 3,812             | 3,829             | 3,846             | 11,487  |
| 生活支援体制整備事業費                 | 7,176             | 7,210             | 7,241             | 21,627  |
| 認知症初期集中支援推進事業費              | 8,325             | 8,364             | 8,400             | 25,090  |
| 認知症地域支援・ケア向上事業費             | 4,132             | 4,151             | 4,169             | 12,452  |
| 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業費     | 500               | 518               | 520               | 1,538   |
| 地域ケア会議推進事業費                 | 1,179             | 1,185             | 1,190             | 3,554   |
| 地域支援事業費                     | 84,971            | 85,743            | 86,535            | 257,250 |

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

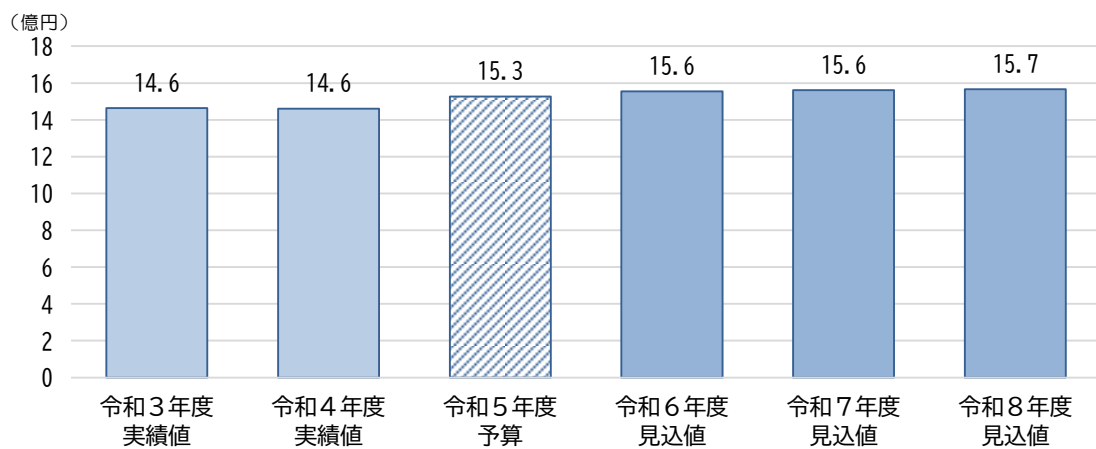
## ⑤ 介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記の通り設定します。

### ■ 介護保険事業費見込み

(単位：千円)

|         | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 合計        |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 標準給付費   | 1,470,500         | 1,474,969         | 1,479,080         | 4,424,549 |
| 地域支援事業費 | 84,971            | 85,743            | 86,535            | 257,250   |
| 総事業費    | 1,555,471         | 1,560,712         | 1,565,615         | 4,681,799 |

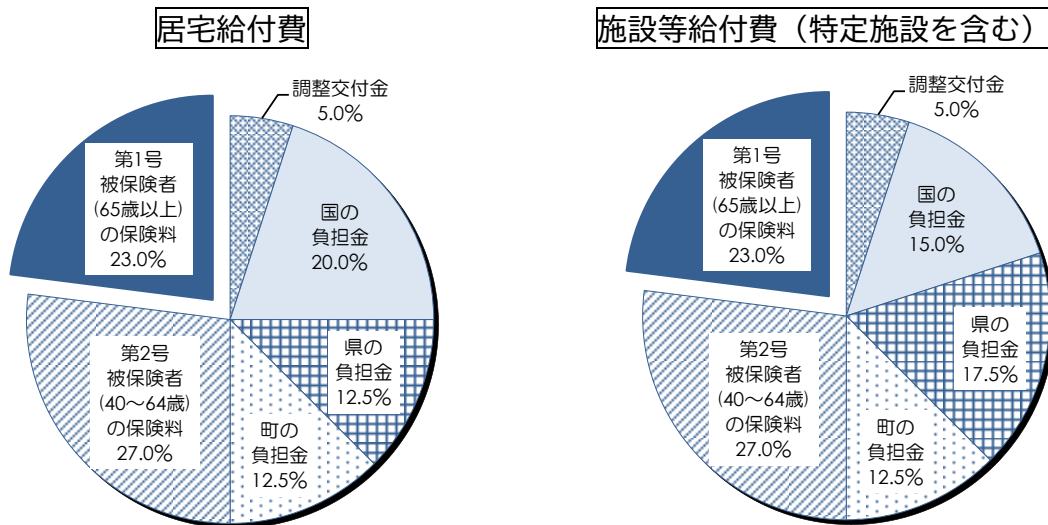


## (2) 介護保険料基準額の設定

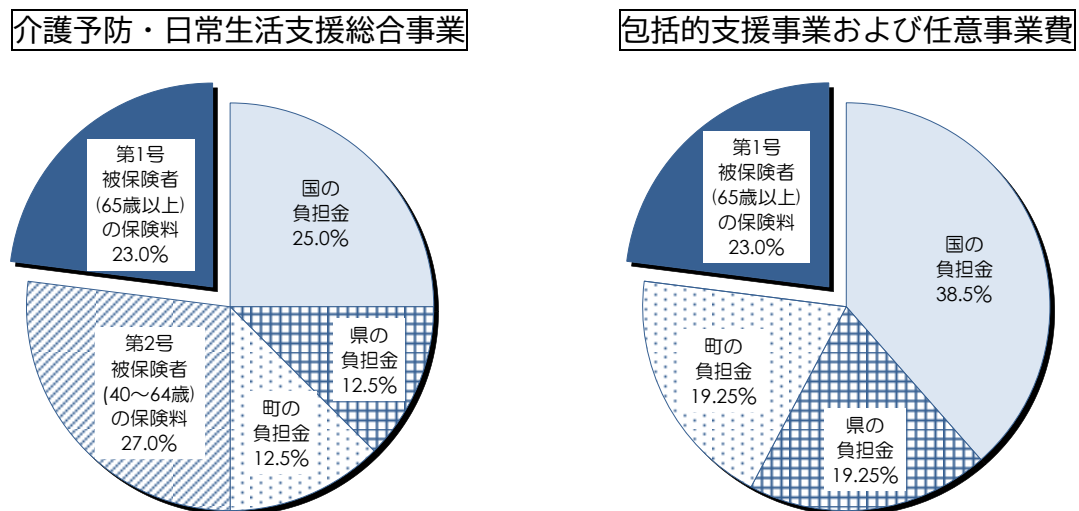
### ① 第1号被保険者および第2号被保険者の負担割合

介護給付等にかかる事業費の財源は、第1号保険料および第2号保険料、国・県・町の負担金、国の調整交付金で賄われます。第9期計画の第1号保険料の負担割合は、第8期計画同様に23%となります。

#### 標準給付費の財源構成



#### 地域支援事業費の財源構成



※「調整交付金」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

## ② 介護保険料基準額の設定

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護保険事業の給付費等の見込み額に23%を乗じ、財政調整交付金見込み差額等を加算した額が、第1号被保険者の保険料収納必要総額となります。

|                                                                 |   |                                  |                  |
|-----------------------------------------------------------------|---|----------------------------------|------------------|
| 1,076,814（千円）                                                   |   |                                  |                  |
| 令和6年度（2024年度）～<br>令和8年度（2026年度）の<br>給付に必要な費用<br>（標準給付費＋地域支援事業費） | × | 第1号<br>被保険者の<br>負担分              | +                |
| 4,681,799（千円）                                                   |   | 23（%）                            |                  |
|                                                                 |   |                                  | 調整交付金<br>相当額     |
|                                                                 |   |                                  | 225,467（千円）      |
|                                                                 |   |                                  | −                |
|                                                                 |   |                                  | 調整交付金<br>見込額     |
|                                                                 |   |                                  | 116,013（千円）      |
|                                                                 | − | 準備基金取崩額                          | +                |
|                                                                 |   | 56,000（千円）                       |                  |
|                                                                 |   |                                  | +                |
|                                                                 |   | その他見込額<br>（財政安定化基金市町<br>村特別給付費等） | ÷                |
|                                                                 |   | 0（千円）                            |                  |
|                                                                 |   |                                  | 保険料収納必要総額<br>（A） |
|                                                                 |   |                                  | 1,130,268（千円）    |

介護給付費準備基金の残高から5,600万円取り崩した結果、本町の令和6年度（2024年度）から令和8（2026）年度までの保険料収納必要総額は、約11.3億円となります。

さらに、保険料賦課総額は、次の方法で算出します。

|                  |   |              |   |                |
|------------------|---|--------------|---|----------------|
| 保険料収納必要総額<br>（A） | ÷ | 予定<br>保険料収納率 | ÷ | 保険料賦課総額<br>（B） |
| 1,130,268（千円）    |   | 99.67（%）     |   | 1,134,010（千円）  |

その結果、本町の令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの保険料賦課総額は、約11.3億円となります。

本町の第1号被保険者数は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間で延べ14,827人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

|                                                                   |   |                                                                                          |   |                               |   |                                                      |
|-------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------|---|------------------------------------------------------|
| <div> <div>保険料賦課総額<br/>(B)</div> <div>1,134,010 (千円)</div> </div> | ÷ | <div> <div>3年間の第1号被<br/>保険者人数<br/>(所得段階別加入<br/>割合補正後)</div> <div>16,016 (人)</div> </div> | ÷ | <div> <div>12 カ月</div> </div> | ÷ | <div> <div>基準月額保険料</div> <div>5,900 (円)</div> </div> |
|-------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------|---|------------------------------------------------------|

この結果、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間の第1号被保険者の保険料の基準額は、月額5,900円となります。



### ③ 介護保険料の上昇要因と抑制要因

第1号被保険者の保険料基準額は、第8期の月額5,800円から100円増額し、月額5,900円となります。なお、次の表に示す通り上昇要因768円と抑制要因668円の差100円が増額分です。

| ○保険料上昇要因               |                                                                     |      |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 第1号被保険者の負担割合           | 変化無し（負担割合は23%のまま）                                                   | —    |
| 標準給付額等の増加              | 令和3年度から令和5年度にかけての利用率及び1人あたり利用回数・日数の上昇に伴うサービス給付費の増加による影響額            | 162円 |
| 第8期における措置の影響           | 第8期介護保険料算定時における準備基金の取崩による保険料抑制対応分                                   | 224円 |
| 報酬改定及び制度改正に伴う財政影響額     | 介護職員の処遇改善分として0.98%、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%が措置されることによる影響額        | 32円  |
| 調整交付金の制度見直しによる影響       | 調整交付金の割合が第8期平均3.73%から第9期平均2.57%に下降することによる影響額                        | 272円 |
| 所得段階第1段階～第3段階の負担比率の見直し | 国の制度変更を受けて第1段階（現行0.50）、第2段階（現行0.75）、第3段階（現行0.75）を国基準の比率に下げることによる影響額 | 78円  |
| ○保険料抑制要因               |                                                                     |      |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数の増加   | 保険料を支払う高齢者（高齢者数の増加および所得段階別保険料率の変更に伴う影響）の増加による影響額                    | 172円 |
| 所得段階の負担比率の見直し          | 国の制度変更を受けて第13段階に見直すことにより、負担比率が変更となることによる影響額                         | 106円 |
| 所得段階の境界の見直し            | 国の制度変更を受けて第13段階に見直すことにより、第9段階以上の境界を520万円、620万円、720万円に見直すことによる影響額    | 88円  |
| 介護給付費準備基金の取崩           | 準備基金の残高から5,600万円を取り崩すことによる影響額                                       | 292円 |
| 保険料収納率                 | 令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の収納率平均値より、99.5%から99.67%に上方変更したことによる影響額  | 10円  |

#### ④ 所得段階別の第1号被保険者保険料

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者の負担を軽減し、高所得者の負担の加増により支える仕組みとなっています。段階設定および保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づいています。

本町においては、低所得者の負担のさらなる軽減を図るため、下記のとおり計13段階の保険料を設定します。

| 段階    |     | 所得などの条件                                                                            | 基準額に対する比率         | 保険料年額(円)               |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------|
| 第1段階  | 軽減  | ①生活保護受給者<br>②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税<br>③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | ×0.455<br>(0.285) | 32,214 円<br>(20,178 円) |
| 第2段階  |     | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人                                | ×0.685<br>(0.485) | 48,498 円<br>(34,338 円) |
| 第3段階  |     | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人                                       | ×0.690<br>(0.685) | 48,852 円<br>(48,498 円) |
| 第4段階  |     | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人                            | ×0.90             | 63,720 円               |
| 第5段階  | 基準額 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人                           | ×1.00             | 70,800 円               |
| 第6段階  | 加増  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人                                                      | ×1.30             | 92,040 円               |
| 第7段階  |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人                                               | ×1.40             | 99,120 円               |
| 第8段階  |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人                                               | ×1.60             | 113,280 円              |
| 第9段階  |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人                                               | ×1.75             | 123,900 円              |
| 第10段階 |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人                                               | ×1.85             | 130,980 円              |
| 第11段階 |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人                                               | ×1.95             | 138,060 円              |
| 第12段階 |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人                                               | ×2.05             | 145,140 円              |
| 第13段階 |     | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人                                                      | ×2.15             | 152,220 円              |

※第1段階から第3段階の括弧内は、物価高騰等に伴う国の負担軽減策による比率。

## 8 持続可能な介護保険事業の運営

### (1) 介護給付の適正化

介護保険事業は、被保険者から納められる保険料と国民の税金とで成り立っており、適切な利用が求められることから、利用者が真に必要なとしない過剰なサービスなど、問題がないかどうかを点検し、問題がある場合には適正化を図ります。

| 事業名                              | 事業内容                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要介護認定の適正化                        | 認定調査員に対する研修等への参加を促し、公平・公正な認定調査に努めます。<br>また、認定審査会における公平・公正な要介護認定が図られるよう、統一的な視点の提示に努めます。                                                                                              |
| ケアプランの点検<br>住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 | ケアマネジャーによるケアプランを点検し、利用者のニーズに合わないプランの修正を促すなど、助言・指導にあたります。<br>また、自立支援に資するケアプランの作成を促すため、地域ケア会議等におけるケースの共有化を図ります。<br>さらに、住宅改修等の申請書類を点検し、利用者の身体状況に応じた適切な給付であるかどうかを点検し、不適切である場合には是正を求めます。 |
| 縦覧点検・医療情報との突合                    | 複数月にわたる介護報酬の支払状況を点検するとともに、医療保険情報との突合を行い、不適正な請求がある場合には是正を求めます。                                                                                                                       |

## (2) 介護サービス事業者等の資質の向上

介護保険サービスは量を確保するだけでなく、質の確保が求められることから、職員向け研修などを通じて介護技術、認知症対応力、医療知識などの向上を図るとともに、事業者への評価、指導・助言などによるサービスの充実、改善を図ります。

| 事業名                          | 事業内容                                                                                                                                                         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護職に対する研修会等の実施               | 介護職員の介護技術の向上はもとより、認知症対応力や医療知識の向上に向けて、各種研修会の情報提供を行い、受講を促進します。                                                                                                 |
| 介護相談員事業の実施                   | 施設・居住系サービス等の利用者からサービスに対する不満や要望などを聴く介護相談員の派遣についての検討を行い、サービスの改善につなげます。                                                                                         |
| 第三者評価等の促進                    | サービスの実施にあたって、第三者が関与する運営会議等の設置を促進するとともに、それらの評価結果の公表を促します。                                                                                                     |
| 事業者に対する指導・監督                 | 地域密着型サービスの事業所および居宅介護支援事業所に対して実地指導を行い、改善すべき点などに対する指導・助言を行います。                                                                                                 |
| 認知症対応型共同生活介護事業所賃貸料等助成事業      | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の確保を図るため、事業所に対する賃貸料等助成事業の実施を検討します。                                                                                                      |
| 事業所における災害や感染症への備えの促進<br>【拡大】 | 介護サービス提供事業所において、災害に対する備え、新型感染症などの発生予防対策等が適切に図られるよう、好事例等の情報提供を行うとともに、地域との連携などを促します。<br>また、自然災害や感染症など緊急事態が発生した際、重要な事業を継続させるためのBCP（業務継続計画）作成後の研修の実施や訓練の実施を促します。 |

### (3) 共生型サービスの提供

65歳以上の障がい者へのサービスは介護保険サービスが優先されますが、障害福祉サービスとして使い慣れたサービスを65歳に到達しても引き続き継続して使うことができるよう、また、制度を越えて柔軟なサービス利用ができるよう、同一の事業所で一体的に提供される共生型サービスの提供を促します。

| 事業名        | 事業内容                                                                                                                |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共生型サービスの提供 | 障害福祉サービス利用者が、65歳到達時に継続して使い慣れたサービスを利用できるよう、共生型サービスの提供に向けて指定を促します。<br>また、介護保険サービス事業所が障がい者(児)を受け入れられるよう、必要な改修・整備を促します。 |

### (4) 多様な介護人材の確保と業務効率化の取組支援

介護現場での慢性的な人材不足を解消し、介護サービスを安定的に供給していくため、介護人材の育成と定着化を図るとともに、業務負担を軽減するための取組を進めます。

| 事業名       | 事業内容                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護人材の育成   | 県による研修、資格取得支援などの情報提供を行うとともに、初任者研修受講費用の一部助成を行います。また、介護の仕事に興味を持ってもらうための啓発活動を充実させます。       |
| 広域における連携  | 湖東圏域地域福祉人材確保事業連携会議において、広域的に人材確保に取り組んでいきます。                                              |
| 介護人材の定着支援 | 町内の事業所において介護職員の定着化を図られるよう、経験者研修等を行うことで、介護職員の定着および技術力の向上を図ります。                           |
| 業務の効率化促進  | 介護ロボットや情報通信機器の導入などに対する補助金等の情報提供を行います。また、各種提出資料の簡略化、オンライン化を進めるなど、文書事務等の負担の軽減に向けた取組を進めます。 |

## (5) 介護情報の提供

介護保険サービスは利用者の選択を基本としていることから、利用者が介護サービス提供事業所の情報を正しく入手できるよう、介護サービス情報の周知を図るとともに、事業所に対して情報の逐次更新を促します。

| 事業名                   | 事業内容                                                                                                       |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護サービス情報の提供           | 利用者に対し、介護サービス情報が提供されていることの周知を図ります。また、町内事業所に対し、国が設置する介護サービス情報公表システムへの登録および変更時の速やかな更新を促します。                  |
| デジタル技術の活用による情報提供の充実   | マイナンバーカードの活用など、国が進める介護保険、医療保険等のデジタル化について動向を注視し、対応を図るとともに、これらの技術を活用した情報提供の充実に努めます。あわせて、情報格差が生じないように配慮を行います。 |
| 仕事と介護の両立支援のための環境整備【新】 | 家族の介護が必要となった場合に、必要な情報収集がわかりやすく行えるよう、各種サービス内容の情報提供についてホームページ等を活用して啓発を行います。                                  |

## (6) 低所得者対策の実施

高齢者は年金収入に依存する人が多く、住民税非課税の低所得者層も多いことから、こうした所得の低い高齢者の介護保険料等の負担軽減を図ります。

| 事業名       | 事業内容                                       |
|-----------|--------------------------------------------|
| 保険料の多段階設定 | 低所得者層に配慮した保険料の多段階設定および基準額に対する比率の軽減化を継続します。 |
| 保険料等の負担軽減 | 低所得者の負担軽減を図るため、制度に基づく負担軽減措置の適正運用を行います。     |



## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の推進体制

保健・医療・福祉等の各関係機関の連携によって、高齢者福祉施策並びに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、「愛荘町介護保険運営協議会」において本計画の進行管理を行います。計画の推進にあたっては、庁内関係各課および関係機関等との連携を密にし、施策・事業の円滑な推進を図ります。

#### (2) 意識啓発の推進

計画の推進、ひいては持続的・安定的に介護保険事業を運営していくため、社会で支える「共助」のしくみである介護保険制度と、地域でお互いが支え合う「互助」が、「車の両輪」として重要であることを意識啓発し、地域での支え合い活動への参加・協力を促します。

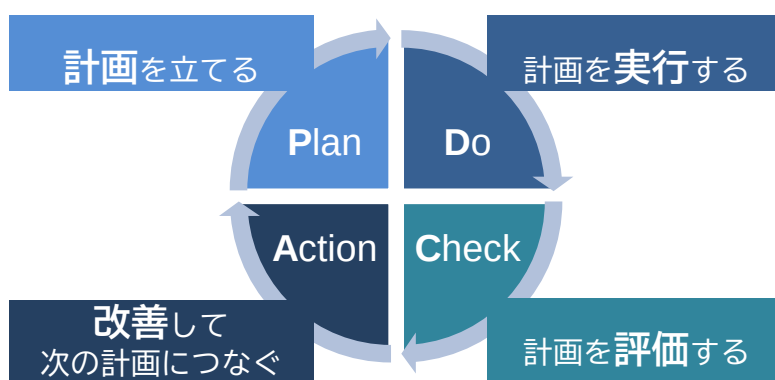
#### (3) 情報提供の推進

介護保険制度の適切な利用を促進し、もって介護保険事業の円滑な運営を図るため、広報紙やホームページ等を利用しつつ出前講座等を行い、介護保険サービスや制度改正に関するわかりやすい情報提供に努めます。

### 2 計画の進行管理

PDC Aサイクルによって効果的・効率的に施策・事業を推進するため、「見える化」システムなどを用いた地域分析を行うとともに、「愛荘町介護保険運営協議会」において、本計画において設定した目標の達成状況の点検や評価を行い、その結果を公表します。

また、法制度の改正などに伴い、計画内容に変更すべき点が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 資料編

### 1 愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成18年2月13日

告示第144号

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定に関し、意見陳述および審議等を行い、愛荘町における高齢者保健福祉および介護保険事業の円滑な実施に資するため、愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 高齢者保健福祉計画策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会の組織は、愛荘町介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 委員会を効率的に推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、事務局が委員の中から選出した部会員をもって構成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。



付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この告示に基づいて最初に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

付 則(平成22年10月1日告示第69号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成27年4月1日告示第80号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年11月1日告示第108号)

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

付 則(平成28年3月1日告示第16号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する

付 則(平成30年8月27日告示第64号)

この告示は、平成30年9月1日から施行する

付 則(平成31年4月1日告示第107号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 区 分                 |                              | 氏 名       | 備 考         |
|---------------------|------------------------------|-----------|-------------|
| 被保険者を<br>代表する<br>委員 | 第1号被保険者                      | 渡 邊 四良一   |             |
|                     | 第2号被保険者                      | 青 木 葉留実   | 作業部会員       |
|                     | 第1号もしくは第2号被保険者               | 上 林 健     |             |
| 保健医療<br>福祉関係の<br>委員 | (一社)湖東歯科医師会<br>【宮川歯科】        | 宮 川 忠 之   |             |
|                     | 愛荘町民生委員児童委員協議会               | 西 村 久 昭   | ～令和4年11月30日 |
|                     |                              | 池 田 茂 樹   | 令和5年1月20日～  |
|                     | 愛荘町社会福祉協議会                   | ○ 小 杉 善 範 | 作業部会員       |
|                     | 愛荘町健康推進員協議会                  | 上 林 博     |             |
| 識見を<br>有する委員        | 愛荘町介護認定審査会<br>【上林医院】         | 上 林 俊 明   |             |
|                     | 学識経験者大学教授もしくは准教授<br>【聖泉大学】   | ◎ 安 田 千 寿 | 作業部会員       |
|                     | 訪問サービス<br>【訪問看護ステーションままでのて】  | 野々村 ますみ   |             |
|                     | 介護保険施設<br>【特別養護老人ホームやまびこ】    | 村 田 雅 俊   |             |
|                     | 介護保険施設<br>【デイサービスいしころ民家】     | 川 西 弘 史   |             |
|                     | 地域密着型サービス<br>【特別養護老人ホーム長野の里】 | 佐 藤 弘 之   |             |
| その他<br>町長が<br>認めた委員 | 愛荘町老人クラブ連合会<br>【愛知川老人クラブ連合会】 | 松 浦 太市郎   |             |
|                     | 愛荘町シルバー人材センター                | 宮 路 繁     |             |
|                     | 愛荘町認知症キャラバン・メイト              | 青 木 宏 樹   |             |

◎：委員長、○：副委員長

### 3 計画の策定経過

| 年月日                 | 審議内容等                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4（2022）年<br>8月8日  | 第1回愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会<br>（以下「策定委員会」）<br>【内容】 ・ 諮問<br>・ 計画策定委員会の役割<br>・ 作業部会の設置および部会員の選出<br>・ 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画について<br>・ 第9期計画策定スケジュール<br>・ 計画策定にかかるニーズ調査・実態調査について |
| 8月31日               | 第9期愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画 第1回作業部会（以下「作業部会」）<br>【内容】 ・ 計画策定にかかるニーズ調査・実態調査について<br>・ 調査票の検討<br>・ 日常生活の移動と公共交通に関するアンケート調査結果の報告                                                   |
| 9月30日               | 第2回策定委員会<br>【内容】 ・ アンケート調査の概要<br>・ アンケート調査で明らかにしたい計画課題<br>・ アンケート調査の設問について                                                                                                    |
| 10月25日              | 第2回作業部会<br>【内容】 ・ アンケート調査の実施スケジュール<br>・ アンケート調査の内容確認                                                                                                                          |
| 11月24日～<br>12月12日   | 愛荘町高齢者介護に関する調査の実施<br>（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査<br>（2）中年層調査（第2号被保険者調査）<br>（3）介護保険サービス利用者（在宅介護実態）調査<br>（4）ケアマネジャー調査<br>（5）サービス提供事業所調査                                                 |
| 令和5（2023）年<br>1月31日 | 第3回策定委員会（書面開催）<br>【内容】 ・ アンケート調査の概要報告<br>・ アンケート調査の結果<br>・ 計画書全体の骨格案                                                                                                          |
| 3月10日～<br>3月14日     | 団体ヒアリング調査<br>・ 町内の高齢者福祉関係団体等 8団体                                                                                                                                              |

| 年月日                            | 審議内容等                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5（2023）年<br>6月23日            | 第4回策定委員会<br>【内容】 ・ 令和4年度第8期計画の評価<br>・ 高齢者、認定者、介護給付の現状と2040年のすがた<br>・ 調査結果等からみえた課題の総括           |
| 6月23日                          | 第3回作業部会<br>【内容】 ・ 計画構成案の作成<br>・ 計画の基本的な考え方について                                                 |
| 7月31日                          | 第5回策定委員会<br>【内容】 ・ 計画全体の構成案について<br>・ 計画素案の検討について                                               |
| 7月31日                          | 第4回作業部会<br>【内容】 ・ 施策の展開について<br>・ 具体的取り組みについて                                                   |
| 9月19日                          | 第5回作業部会<br>【内容】 ・ 介護保険サービスの見込み等について                                                            |
| 9月26日                          | 第6回策定委員会<br>【内容】 ・ 第4章 施策の体系（修正報告）<br>・ 計画素案の検討：指標設定（第5章）について<br>・ 介護保険サービスの量の見込みと介護保険料の推計について |
| 11月1日                          | 第6回作業部会<br>【内容】 ・ 計画素案（第5章 施策の展開）について<br>・ 介護保険サービスの量の見込みと介護保険料の推計について                         |
| 11月30日                         | 第7回策定委員会<br>【内容】 ・ 計画素案（第5章）について<br>・ 介護保険料基準額の算定<br>・ 今後のスケジュール（パブリックコメント等）について               |
| 12月22日～<br>令和6（2024）年<br>1月10日 | 第9期愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定にかかる<br>パブリックコメント（意見募集）の実施                                        |
| 1月31日                          | 第7回作業部会<br>【内容】 ・ 第9期介護保険料基準額について<br>・ 計画案パブリックコメントの結果について                                     |
| 2月6日                           | 第8回策定委員会<br>【内容】 ・ パブリックコメントの結果について<br>・ 第9期保険料基準額について                                         |
| 2月27日                          | 第9回策定委員会<br>【内容】 ・ 答申                                                                          |

## 4 用語解説

| 用 語 |                      | 解 説                                                                                                                                                                                           |
|-----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ   | 愛のりタクシー              | 高齢者や障がいのある人、車を運転しない人が、通院や買い物、趣味、習い事などに利用できる移動手段として、運行時刻やルートがあらかじめ設定され、予約があった場合のみ運行する小型車両。                                                                                                     |
|     | ACP（アドバンス・ケア・プランニング） | 人生会議。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としている。                                                                           |
|     | 一般介護予防事業             | 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号被保険者すべてを対象とし、住民主体の通いの場における介護予防活動を中心とした介護予防事業。                                                                                                                           |
| か   | 介護医療院                | 長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた施設。                                                                                                                   |
|     | 介護給付費                | 介護保険の要介護状態に関する保健給付の対象となる各種サービスの費用のこと。介護保険の財源より、介護報酬の原則として9割（一部、8割や7割）がサービス事業所等に支給される。                                                                                                         |
|     | 介護支援専門員（ケアマネジャー）     | 要介護者や要支援者の相談に応じ、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成や市町村、サービス事業所、施設、家族などの調整を行う者。                                                                                                              |
|     | 介護報酬                 | 事業者が利用者（要介護者、要支援者）に各種介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬のこと。原則として、介護報酬の7～9割は介護保険から支払われ、1～3割は利用者の自己負担となる。介護報酬はサービスごとに厚生労働大臣等が定める基準により算定される。                                                      |
|     | 介護保険法                | 高齢化に対応し、高齢者等を国民の共同連帯の下、支える仕組みとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成9年（1997年）12月に公布、平成12年（2000年）4月に施行された。                                                                                   |
|     | 介護予防                 | 高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要支援、要介護状態となっても、それ以上悪化しないようにする（維持改善を図る）こと。                                                                                                               |
|     | 介護予防・生活支援サービス事業      | 要支援認定を受けた人と、基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象として、訪問または通所によって介護予防と生活支援サービスを一体的に提供し、日常生活の自立を支援するための事業。                                                                                                     |
|     | 介護予防・日常生活支援総合事業      | 地域支援事業の1つ。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざす事業のこと。一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業からなる。対象者は、要支援認定者と、基本チェックリスト等によりサービス対象者と認定された方。 |
|     | 介護離職                 | 家族の介護のために退職すること。                                                                                                                                                                              |
|     | キャラバン・メイト            | 「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。                                                                                                                                                                  |

| 用 語 |                 | 解 説                                                                                                                            |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 虐待              | 身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障がいのある人、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。 |
|     | 共助              | 介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）で支え合うこと。自助、互助、公助などに対応して使われる。                                                                             |
|     | 協働              | 異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。                                                                     |
|     | 緊急通報システム        | 住居に関する各種センサー（検知器）が異常を感知すると、自動的に警備会社、その他の管理先に通報するシステムのこと。                                                                       |
|     | ケアプラン           | 要支援、要介護に認定された本人や家族の希望を考慮し、本人に必要な介護サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」。                   |
|     | ケアマネジメント        | 利用者のニーズに適した資源を調整し、必要とされる職種や機関と連携しながら不足する社会資源をアセスメントし、在宅生活を支援すること。                                                              |
|     | 健康あいしょう 21      | 愛荘町の住民の健康増進活動および行政や関連機関による支援などの取組について記載した計画。                                                                                   |
|     | 健康寿命            | WHO（世界保健機関）によって提唱された新しい健康指標で「日常生活に制限のない期間の平均」。日常生活動作が自立し、健康で過ごせる期間のことを指す。                                                      |
|     | 権利擁護            | 自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。                                         |
|     | 高齢化率            | 総人口に占める 65 歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。                                                                                        |
|     | 高齢者虐待防止ネットワーク会議 | 行政職員や地域包括支援センター担当者等をはじめ、関係機関・団体との連携協力体制の整備等を行う。                                                                                |
|     | コーホート変化率法       | コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。                              |
| こ   | 互助              | 身近な人同士で支え合うこと。自助、共助、公助などに対応して使われる。                                                                                             |
|     | サービス付き高齢者向け住宅   | 高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。                                                                  |
|     | 在宅医療            | 病院への通院が困難な方や自宅での終末期療養を望む方、寝たきり期の高齢者などを対象とし、医師や看護師が定期的に自宅を訪問し、診察、治療、検査、投薬など一般的に病院で行われている医療サービスを提供すること。                          |
|     | 重層的支援体制整備事業     | 既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業。                                                   |



| 用 語 |              | 解 説                                                                                                                                        |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | シルバー人材センター   | 健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業又は、その他の軽易な業務に関わる就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。               |
|     | 新型コロナウイルス感染症 | 人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症（COVID-19）のこと。                                                                      |
|     | 人生会議         | A C P（アドバンス・ケア・プランニング）の項を参照                                                                                                                |
|     | 生活・介護支援サポーター | 地域の高齢者の生活ニーズに応じた日常生活や外出支援などの生活支援サービスの担い手のこと。地域住民の参加により高齢者の生活を支え合うしくみの構築を目的としている。                                                           |
|     | 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。                                                              |
|     | 成年後見制度       | 認知症などによって判断能力が十分ではない場合に法律的に保護し、支えるための制度。                                                                                                   |
| た   | 第1号被保険者      | 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人。ただし、介護保険施設や有料老人ホームなどの特定施設に入っている人は、入所（入居）前の住所地の市町村の被保険者となる。                                                           |
|     | 第2号被保険者      | 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の人。                                                                                                                |
|     | 団塊ジュニア世代     | 第二次ベビーブームの時期に生まれた世代。昭和46（1971）年から昭和49（1974）年の間に出生した、世代団塊の世代（第一次ベビーブーム）に次いで人数が多い世代をさす。令和22（2040）年にはこの世代が65歳以上の高齢者となる。                       |
|     | 団塊の世代        | 第一次ベビーブームの時期に生まれた世代。狭義には昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までの3年間に出生した、他の世代に比べて圧倒的に人数が多い世代をさす。令和7（2025）年にはこの世代すべてが75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上となる。   |
|     | 地域共生社会       | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。                              |
|     | 地域ケア会議       | 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。                                                                               |
|     | 地域支援事業       | 介護保険制度において、被保険者が要支援状態および要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業からなる。 |
|     | 地域包括ケアシステム   | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する仕組み。                                                                  |

| 用 語 |                  | 解 説                                                                                                                           |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 地域包括ケア「見える化」システム | 都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。 |
|     | 地域包括支援センター       | 地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。                 |
|     | 地域密着型サービス        | 住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスを受けることができるよう、市町村長がサービス事業者の指定権限を持つ介護サービス。原則として住民のみがサービスを利用できる。                                     |
|     | チームオレンジ          | 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み。                                                                                        |
|     | 中核機関             | 全体構想の実現に向けて工程を組んで進捗管理を行う、支援の各過程において関係者のコーディネートを行うなど、ネットワークを整備し、適切に運営していくための司令塔機能を持つ機関のこと。                                     |
|     | 出前講座             | 町内の団体・グループ・サークルなどが実施する集会や催しに、町職員等が出向き、制度の説明や講演を行うもの。                                                                          |
| な   | 日常生活圏域           | 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた圏域。                               |
|     | 任意事業             | 地域支援事業の1つ。事業の内容と種類は市町村の任意によるが、介護給付等費用適正化事業や家族介護支援事業は任意事業として定められている。                                                           |
|     | 認知症              | 脳の障がいにより記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたしている状態のこと。代表的なものに、アルツハイマー型認知症・脳血管性認知症・レビー小体型認知症・前頭側頭型認知症などがある。                                   |
|     | 認知症カフェ           | 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。                                                                                    |
|     | 認知症基本法           | 認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律。国や地方公共団体の責務などについての条文もあり、行政を通じて認知症の人が社会で活躍するための基盤を作っていくことが求められている。                       |
|     | 認知症ケア            | 認知症・認知障がいに対する各種のケアの総称。                                                                                                        |
|     | 認知症ケアパス          | 自分や家族、近所の人認知症になった場合に、どこでどういったサービスを受けることができるか具体的なイメージを持つことができるよう、認知症の進行に合わせた医療・介護サービスの具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ提示するもの。               |
|     | 認知症サポーター         | 認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対して自分のできる範囲で手助けをする人。                                                                       |



| 用 語 |              | 解 説                                                                                                                                             |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 認知症施策推進大綱    | 認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元（2019）年6月18日にとりまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としている。 |
|     | 認知症初期集中支援チーム | 複数の専門家（専門医、医療介護の専門職）で構成し、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、課題分析や家族支援を集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアに引き継いでいくチーム。                              |
|     | 認知症地域支援推進員   | 医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。                                  |
| は   | バリアフリー       | 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。                     |
|     | 避難行動要支援者     | 災害時などにおいて自力での避難が難しく、家族以外からの避難支援を必要とする高齢者や障がいのある人などのこと。                                                                                          |
|     | フォローアップ      | 福祉の分野では、個別援助において、援助の終結後、援助効果やその後の状況を確認するため追跡し評価すること。                                                                                            |
|     | 福祉避難所        | 災害時に高齢者や障がいのある人、妊婦等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所で、一般の避難所の状況を判断した上で必要なときに開設される。                                                        |
|     | ふれあいサロン      | 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせるように、公民館、草の根ハウス等を利用し、子どもから高齢者までが気軽に参加できる場を開設し、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動のこと。                                |
|     | フレイル         | 「健康」と「要介護」の中間の段階であり、身体的脆弱性・精神心理的脆弱性・社会的脆弱性といった問題を抱えている状態。                                                                                       |
|     | 包括的支援事業      | 地域支援事業の1つ。①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント業務、⑤生活支援体制整備事業、⑥在宅医療・介護連携推進事業、⑦認知症施策推進事業、⑧地域ケア会議推進事業の8つからなる。                            |
|     | 訪問診療         | 病院への通院が困難な方や自宅での終末期療養を望む方、寝たきり期の高齢者などを対象とし、医師や看護師が定期的に自宅を訪問し、診察、治療、検査、投薬など一般的に病院で行われている医療サービスを提供すること。                                           |
| ま   | 看取り          | 死が避けられないとされた人が自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活を支援していくこと。                                                                  |

| 用 語 |            | 解 説                                                                                                                                      |
|-----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 民生委員児童委員   | 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす。 |
| や   | 有料老人ホーム    | 食事の提供、介護（入浴・排泄など）の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。                                                                      |
|     | 養護老人ホーム    | 環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な、原則 65 歳以上の高齢者を対象にした入所施設。                                                                             |
|     | 要介護（要支援）認定 | 介護保険の給付を受けることができるかを認定すること。訪問調査のあと、コンピュータによる 1 次判定を経て専門家による 2 次判定で決定される。要介護度には要支援 1・2、要介護 1～5 があり、非該当の場合は介護保険が適用されない。                     |
|     | 予防給付費      | 介護保険の要予防状態に関する保険給付の対象となる各種サービスの費用のこと。介護保険の財源より、介護報酬の原則として 9 割（一部、8 割や 7 割）がサービス事業所等に支給される。                                               |
| ら   | 理学療法士      | 身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持および悪化予防を目的に、運動療法や物理療法を治療目的に利用し、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。                  |
|     | リハビリテーション  | 単なる機能回復訓練のみではなく、地域社会のなかで人間らしく、自分らしく生きるためのすべての活動のこと。                                                                                      |

**愛荘町第9期高齢者保健福祉計画  
および介護保険事業計画**  
(令和6(2024)年4月)

編集・発行

**愛荘町役場（愛知川庁舎）福祉課**

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地  
電 話：0749-42-7691  
F A X：0749-42-5887